

平成 27 年 第 4 回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

平成27年第4回小国町議会定例会会議録

(第 1 日)

- 1. 招集年月日 平成27年12月8日(火)
- 1. 招集の場所 小国町山村開発センター
- 1. 開 会 平成27年12月 8日 午前10時02分
- 1. 閉 会 平成27年12月 8日 午後 2時40分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 北 里 武 一 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 藍 澤 誠 也 君	税 務 課 長 北 里 康 二 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 河 野 孝 一 君
福 祉 課 長 穴 井 幸 子 君	保 育 園 長 梶 原 良 子 君
会 計 管 理 室 長 佐 藤 登 喜 子 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 大塚英博君

11番 松本明雄君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を12月8日から12月15日までの8日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時02分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 27. 12. 8)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

本日は、すごく冷え込んでまいりました。師走に入りまして、皆さま方におかれましても何かとお忙しいと存じます。お風邪等を召さないように御尽力をいただきたいと思っております。

平成27年第4回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは開会に先立ちまして北里町長から御挨拶をいただきます。

町長（北里耕亮君） 皆さんおはようございます。平成27年第4回の小国町議会定例会に御案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中にお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。

さて、この12月議会でございますが、お手元にありますとおりに議案といたしましては、条例の新規制定及び改正関係が5本、損害賠償の額を定める件についてというのが一つ。そして小国町一般会計補正予算並びにそれぞれの特別会計、そして人事案件といたしまして固定資産評価審査委員会委員の選任について、そして人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてという人事案件2つがございます。全員協議会、先日行われましたが、またさらにいろんな意見をお聞きしたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、平成27年第4回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

議長（渡邊誠次君） 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

2番 大塚英博君

11番 松本明雄君

をお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る12月1日に議会運営委員会が開かれ、会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日12月8日から12月15日までの8日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月15日までの8日間と決定いたしました。

本会議は、本日と10日、14日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会をしたいと思えます。

議長（渡邊誠次君） 日程第3、「議案第55号 小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） おはようございます。冒頭ちょっとお断りと資料の差し替えを申し上げます。お手元のほうにお配りいたしております今回議案第55号につきまして、先般全員協議会でお配りいたしました資料の3ページの別表第2、第3とございますが、その分につきまして、別表3の一覧が抜けておりましたので差し替えをお配りいたしております。1枚紙で両面になっておまして、下のほうにページが3と打ってある分でございます。裏面が右肩に56というふうには、小国町税条例の一部を改正する条例が裏面になってございます。よろしいでしょうか。申し訳ございません、ちょっと表に誤りがありました。それでは議案を朗読いたします。

議案第55号 小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年12月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

それでは、別紙の先日全協でお配りいたしました平成27年第4回小国町定例議会の議案ということで、(条例)と上のほうに書いてあるものの要約版をお開き願いたいと思えます。

当条例につきましては、平成28年1月1日から番号法が施行になることに伴いまして、今回条例を制定するものでございます。ここに書いてございますように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法の中の第9条第2項において、福祉・保健・医療・社会保障・地方税・防災に関する事務その他これらに類する事務であって、条例で定めるものについて個人番号を利用することができるかとされております。これが1点でございます。

また、法の19条第9号では、個人情報の提供について条例で定めるものについて、地方公共団体の他の機関の事務を処理する場合について特定個人情報を提供できるとされております。これに基づき、事務及び特定個人情報の種類等を規定するものですというふうには要約で説明としております。これに伴いまして、今回条例のほうでございます。第1条のほうから趣旨としまして

は、先ほど申しましたように番号法に基づきまして、範囲並びに情報の提供をうたうということが条例の趣旨でございます。

第2条では定義といたしまして、用語の意義がうたわれております。第1号としまして個人番号、第2号では特定個人情報、第3号では個人番号利用事務の実施者、第4号では情報提供ネットワークシステムというふうに用語の定義でございます。

町の責務といたしましては、第3条にうたわれております。町は個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとするということでございます。

具体的に利用範囲が第4条でございます。これにつきましては、別表でございます。別表のほうの利用範囲につきましては、2ページをお開き願いたいと思います。別表第1といたしまして、今回利用範囲としましては機関が左の欄にありますように、町長部局が4つと教育委員会部局が1つと。その隣にあります事務が、上にありますように小国町乳幼児医療費助成に関する条例ほかずっと書いてあります。こういうものが今回利用範囲で取り扱いますということがうたわれております。

この第1表のまた詳細といたしまして、3ページをお開き願いたいと思います。別表第2といたしまして、先ほどの1の内訳といたしまして、機関が町長部局が4つ、事務が書いてありますようにこういった事務でございます。それに伴います特定個人情報が、御覧のように書かれている情報が今回利用範囲ということであらうものでございます。利用範囲の中で第1、2、3号が別表第1、別表第2の義務がうたわれております。

2ページのほうでは特定個人情報の提供ということで今度は第3表でございます。先ほどちょっと訂正がございました。これについて訂正がありましたので、詳しく説明いたします。19条の第9号では提供についてうたわれています。この中で特定個人情報を提供することができる場合は、第3表の事務並び機関であるということでございます。この中で別表第1の欄に掲げる機関が教育委員会事務局です。同表の第3欄といたしますのが、町長部局でございます、に掲げる機関に対し同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報提供を求めた場合においてということで、第4欄に掲げてあります一つの情報でございます。この提供情報につきまして、同表の第3欄といたしますのが町長でございます。町長部局に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときということで、教育委員会と町長部局の特定個人情報の提供が双方ですね、部局のやり取りで情報を求めた場合は提供することということがうたわれております。

第5条の第2としまして、前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が

義務付けられているときは、当該書面の提供があったものとみなすということで、その他の条例その他の規則等があった場合は、情報の提供が義務付けられているときは、提供があったものとみなすことができるという追加の前項にうたって連携した文面になっております。

第6条といたしましては、この条例につきましては、町長が別に定めるということで、附則といたしまして、この条例は法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）からということで、マイナンバー法が1月1日から施行されますので、これに合わせて条例のほうの日付も1月1日から施行するというふうにするものでございます。

以上で議案第55号の条例について説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第55号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） 日本共産党の児玉智博です。

まず、本定例会にはこれと別にもう1本新たな条例の制定が提案されていますが、そうした新たな条例制定まで委員会付託を省略して、いきなり提案された当日に採決まで行うという、そういう議会日程を決定した議会運営委員会には、私はこれは非常に怒りを持って抗議をしたいと思います。本定例議会にはこのほかにも12の議題が審議を予定されています。それを今日一日だけで審議しようとするれば、規則で決まった午後5時までとするという会議時間に従うとすれば、一つ当たりの提案理由の説明から採決までにかかる一議案当たりの時間というのは30分程度しかありません。そうするならば、実質の審議時間といえ一つ当たりが約15分程度という、それぐらいの時間しか取れないわけですよね。わずか15分の審議時間だけで、新たに制定されるそういう条例の審議がまともにできるのかと。その点はですね、実際この議会に対する町民の信頼にも直結する問題ですので、ぜひ議会運営委員会には議会運営のやり方というのがどうあるべきかということ、しっかり学習していただきたいというふうに思います。

さて、この議案の質疑に入りたいと思いますが、まず、第1点目、この条例をつくってマイナンバーを利用しなければ、子どもの医療費助成であったりとか、就学援助ができなくなってしまうのかということ、この点について担当課でも総務課でも結構ですので答弁を求めます。

福祉課長（穴井幸子君） 今回のこの条例につきましては、小国町で条例をつくってしているものです。法律で定められているものにつきましては、かなりの項目が来年の1月1日から行われますけれども、法に基づいて、またそれ以外に町で基準をつくって条例で定めているものについては、独自に利活用ということで、この条例に定めてマイナンバー法で利用できるというふうになっているものということで、今回福祉のほうでは乳幼児・児童医療、重度心身障害、ひとり親家庭の医療費関係を載せさせていただいております。こちらのほうに特定個人情報ということで3ページなのですが、特定個人情報というふうに載せておりますけれども、これをすれば今まで庁舎内連携で、例えば、重度心身障害者医療費助成に関するものにつきましては、その他の医療給付の関係とか、そのほか所得制限がかかってきたりとか、障害者の情報ということもある

のですけれども、それをこちらで定めておかないと、それを利用する方々にとっても事務のですね、例えば同意書がいたりや自分で取りにいたりとか、そういうちょっと手間がかかったりすることになります。それが今回ではマイナンバー法でそのマイナンバーを書けば、そういった手間を省いてとれますよということになるかと思っております。一応そういうことでお願いします。

総務課長（松岡勝也君） 福祉課の再度ですね、ちょっと現実的に今話をしたのですが、総論としましては、要は来年の1月1日からマイナンバー法がスタートするということに伴いまして、条例で定めなければ結局、今別表で2と3とうたっておりますが、この中の業務について各町民の方がマイナンバーを取得してそれを利用させてくださいと言っても、条例で定めなければそれを利用できないということが第1点でございます。そういったことで利用しない方、仮にナンバーをまだいろんな方で見せたくないとか、いろんな形が並行でこれから動くわけですが、しかし、法が動いて実際それを利用される方が窓口に来た場合、いや、うちは条例を定めていませんのでできませんということは、今法が動いている以上は条例で定めなさいとなっておりますので、条例に基づいてうたって、その業務でお客さんが来た場合は対応していくということが大前提でございます。そういうことで、町民の方にそういった利便性ということをですね、事務の煩雑化を少なくするというのも大きい目的でありますので、そういった観点で条例を定めさせていただくものということでございます。

5番（児玉智博君） いろいろと聞いてもいないことをお二人とも答えられましたので、逆に何か分かりづらくなったのですが、私が聞いたのはマイナンバーを使わなければ、これから1月1日以降はその制度自体を町が行うことができなくなるということを国が言っているのかということを知りたいのですよ。もう一度ちゃんと教えてください。

総務課長（松岡勝也君） マイナンバー法がスタートします。法律がスタートするわけですので、窓口にお客さんが来まして、それでマイナンバー番号を入れて、もし書類の申請をした場合ですね。結局、それを使われるということでお客さんが来た場合に、条例がなければそれをしてはいけないということになりますので、逆にマイナンバーを周知した意味がなくなるということにもなりますので、仮にそのマイナンバーを使いたくない、教えたくないという方は、結局従来どおりの各課にいろんな書類が必要な場合通っていくという作業しかできないということになります。ですからこういった法律ができれば、並行しながら事務の煩雑化もなくしていく必要があるというところでございます。

5番（児玉智博君） だから、結局別にマイナンバーを使えないだけで、町は医療費助成はできるわけですね。就学援助もできるということですね。そこはきちんと教えてください。

総務課長（松岡勝也君） 今の段階では、マイナンバーの手続をするときに、それをしなければ手続は従来どおりできないということまではまだ法的には言われておりません。ですから、ゆく

ゆくはマイナンバーを使う方、使わない方の事務が出てくると非常に事務が煩雑になるということで、今の流れからすると、いつかは必ず使わなければならないということになるでしょうということなので今言われております。

5番（児玉智博君） それでは、今事務の煩雑化をなくすことができるというふうに答えられたのですが、どういう認識なのか、それぞれ執行部内にもいろんな考えがあるのかなというふうに思うのですが、事前に私が聞き取りを行ったときには、実際その事務にあたっていらっしゃる係長の方からは、いや、そんなにマイナンバーを使ったからといって、申請はマイナンバーで自動的に読み取って申請しなくても医療費助成ができたりとか、就学援助ができたりするようなものではない。町民の方は申請主義でやっているから、申請しないとその制度は受けることができないわけですよ。ですから、結局は役場に来ることになるし、そのときに一緒に出す紙切れの1枚、2枚が減るかもしれないけれども、でも申請するという手間はあるし、それに事務処理上もこれといってどういう軽減があるかというのはわかりませんというふうにおっしゃっていたのですよね。しかし、課長は事務の煩雑さがなくなるとおっしゃっていますが、もうちょっと具体的に教えていただけますか。

総務課長（松岡勝也君） 事務の煩雑化と申しましたけれども、先ほどの表にありますように別表の2にありますように、こういった特定個人情報の事務がありますので、それぞれで処理の数が変わってくるかと思えます。窓口としましては、おそらくマイナンバーを使う方、使わない方が共存する時間が出てくるかと思えます。ですから、そういったところが併せて煩雑と言われる部分になるかなというふうに思っております。

また、町民の方におきましては、いろんな書類を取ってくる必要がある場合があります。そうした場合は連携して照会をかけることによって、お客さん、町民の方も手間が省けるという想定がされるというように思っております。詳細につきましては、わかる範囲でちょっと担当のほうからお願いします。

福祉課長（穴井幸子君） 手続につきましては、これは庁舎内連携ですね、庁舎内にある情報をこれで情報を取ることができる。今までと違いますか、情報を取ることができるというのが一番かと思えます。それまでは同意書をもらったりすることもありますし、同じ庁舎内にありながら別の情報を持っている課に依頼書を出したりもしておりましたが、そういったところが省略される事務になるかと思っております。

5番（児玉智博君） まず、マイナンバーを使う人と使わない人が混在して、事務の煩雑なんていうけれども、実際マイナンバーを使おうとするこういう条例をつくるから、そういうですね、自ら招くことではないですか、その煩雑さというのは。そもそも最初からこんな条例をつくらなければ、そういう煩雑さも招かずに済むのです。しかも、庁舎内連携というふうにおっしゃって、ここに乳幼児医療や児童医療にも、いくつか賠償等の支払に関する情報というのは特殊な事例だ

けれども、そのほかのことは地方税法関係や生活保護関係と言っているけれども、実際子どもの医療費助成に係る条件というのは住民票が実際にあるかということです。それと、実際にその年齢、この二つが大体補助する条件だと思うのです。住所というのは、免許証なんかの、それとか国民健康保険だったら保険証、それを提出してもらっただけで済む話だし、庁舎内連携といっても、今実際、事務負担がマイナンバーを使うことで具体的にどれだけ軽減されるかというのが、今の説明を聞いていてもさっぱりわからないわけです。実際それもこの議案を委員会に付託していただければ、実際にその事務にあたる係長にも出席していただいて、もうちょっとわかりやすい議論もできたのかもしれないけれども。実際付託されなかったわけですから、この場でやっていかなければならないということになるわけですから、結局今の答弁でわかるのは、結局マイナンバーというのが始まって、このマイナンバー法の9条2項に書いてあるのは、要はマイナンバーを利用することができるということで、マイナンバーを利用しなさいなんていうことは国のほうでも全く言っていないわけですよ。実際、今状況はどうかというと、NHKがマイナンバーの通知カードの発送が始まった10月10日から12日に世論調査を行っているわけですが、このマイナンバー制度を評価しないと答えている人が63%に上るわけですよ。さっき総務課長がもしこの条例がなければ、マイナンバーを使わせてくださいと言ってきた人に対して使ってもらえないからおっしゃったけれども、でも、実際、国民や町民の意識がどうかというと、そういうマイナンバーを使わせてくださいと言ってくるような、そういう状況にすらなっていないということではないかと思えます。

最後にもう1問だけ聞きますけれども、実際そのマイナンバーというのがどういうことなのかということは、今役場の職員自身も実践経験として、ああ、こういうのがマイナンバーなんだということもわかっていない状況なのだと思うのです。それをその制度の運用が始まる1月1日を待たずに、何で今そういう町の独自事務にまで広げなければならないのかと。1月1日から実際使ってみて、それでもし本当にこのマイナンバー制度というのはいいものなのだとすることがもしわかって、それならこの子どもの医療費あるいは就学援助にも広げていきたいと思いますかという話であればわからなくはないのですが、何でそう急いで今のうちにそういうことまで決めてしまうのかお答えください。

総務課長（松岡勝也君） 冒頭申しましたように、ナンバー法が明けて1月1日から施行されるということでございますので、それに伴って条例を制定しなければ、やはりナンバー法自体を国が推進してかなり大きい予算も投じながら進めております。またそういったシステムを大きく改修しながらもやっていくというところですので、条例を並行させて制定しなければ実際マイナンバーも活用できないというところがございますので、そういったところで条例を上程するものがございます。

また、今国が考えておりますのは、段階的にはいろんな分野に広めていくというところござ

いますので、やはり最初は町民、職員も含めてですが、なかなか認識が上がっていない状況かと思えます。しかし、国としましては、やはりこういったことを推進しながら定着していくというところをうたっておりますので、町としましては条例を制定し、進めていかなければならないというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第55号小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に反対の立場から討論を行います。

まず、本議案の委員会負託を省略し、わずかな審議時間、実質、本当に15分余りでありましたが、こんな短い時間で採決までもっていった議会運営委員会には猛省を求めたいと思います。そもそも、我が国の議会は委員会中心主義を採用しています。それは、個別個別の議案などについて専門的な審議を行い、そういう議論を深めていくことを目的として行っているために委員会中心主義というのとはとられているのだと思います。こんな乱暴な日程は議会審議を形骸化し、単なるセレモニーにしてしまいます。それは議会の自殺行為にほかならないのではないかと思います。

さて、社会保障番号制度は10月5日に施行されていますが、今回は法律に定められていない事務において、マイナンバーを利用するために条例を制定するというものであります。ところが、いわゆる番号法では第9条第2項で地方公共団体の長、その他の執行機関は福祉・保健、もしくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務、その他これらに類する事務であつて、条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバーを利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けたものも同様とすると規定しています。つまり、利用しなくても何の問題もなく、これまでどおりに医療費助成も就学援助も行うことができるわけです。しかも、ナンバーを利用しても住民にも職員の事務手続にとっても、目立ったメリットが見えてきません。これでは情報漏えいの危険という百害あって一利なしにしかありません。国民を番号で管理するマイナンバー制度については、すべての国民に安全に番号通知が配付されるのか。高齢者で認知症の方や施設に入所されている方の番号管理をどうするのか様々な不安が広がる中で、しかも現場に立つ職員たち自身もマイナンバーの利用とはいったいどういうものなのか実戦経験もしていない段階で、法律に定められていない事務にまで町独自で利用拡大するのは、さらにリスクを高めることにほかならず、絶対にすべきではありません。以上の理由から本議案に反

対するものであります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第55号、小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、原案のとおり可決とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第4、「議案第56号 小国町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長（北里康二君） 議案集をお願いいたします。下段のほうです。

議案第56号 小国町税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年12月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

です。

先だっの資料ということで、右肩に税務課資料、赤で（2）としております。少しコンマなどの違いがありましたので、差し替えということで税務課資料、赤で（2）となっておりますので、それを手元で見ていただいて御説明させていただきます。

今回は地方税の一部を改正する法律、地方税施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令と以上の法律、政令、省令の3件が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも平成27年4月1日から施行されたことに伴い、地方税条例の一部を改正するものです。なお、今回の改正は主に平成28年1月1日以降に施行されるものです。内容については新旧対照表もございますが、内容については個々の4分類に分けて説明させていただきたいと思っております。

まず、番号法の改正に伴う所要の措置ということで、申請する関係書類に個人番号、法人番号を記入するという所要の措置ということで、この文言がいくつかの場所で申請に関するところが出てきます。

それから、徴収猶予制度・換価の猶予制度ということで、地方税法総則に定める徴収猶予制度・換価の猶予制度に条例に委任するということが設けられてありますので、条例整備をしております。この件に関しましては、新旧対照表でいえば1ページの第8条から7ページの第13条までに、ずっと今言いました執行猶予に係る町の徴収金の分割納付また分割納入の方法だとか、徴収猶予の申請の手續等とか徴収猶予の取消し、職権による換価の猶予の手續、申請による換価の猶予の申請の手續等、担保を徴する必要がない場合などのことを条文化されています。

それから、固定資産税の特例というのがございます。これはわがまち特例の創設に伴い、課税標準の特例割合を認めるということで、わがまち特例とは地方税法の範囲内で地方自治体の特例割合を条例で定めることができる仕組みということになっております。わがまち特例の対象となるのは以下の資産ということで、5つほど書いてあります。条例により課税標準の特例を定めておりますが、割合については地方税法に定める割合をそのまま参酌させております。上から3つは公共の危害防止ということで、そのために設置された汚水又は廃液処理の施設、大きな工場だとかそういうものをイメージしてください。それと大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設、CO₂だけではなくいろんなものがあるかと思えますけれども、それを抑制する施設。それから、土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設で、これも同じですね、排出させないというような施設を設置した場合に右に示している分の特例割合ということになります。それから、自然冷媒ですね、電気ではなくて自然の空気の流れだとか業務用の冷凍冷蔵庫、それに今ノンフロン製品ということで、これもフロンを出さない、残さないというようなことで資産として見ています。それから高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する、その法律のもとがあって、規定するサービス付き高齢者住宅ですね、これについても3分の2特例をするというものです。

それから最後ですが、たばこ税ですね。紙巻たばこ旧3級品、わかばだとかエコー、しんせい、ゴールデンバットです。軽減税率が適用をされていたのですけれども、4年かけて軽減を外して段階的に通常のたばこ税率、他のたばこに戻すと。税率は今、現行は千本につき2千495円。平成28年4月1日から2千925円、平成29年4月1日から3千355円、平成30年4月1日から4千円、平成31年4月1日から5千262円ということで、4年間かけて税率を上げていくというような制度、条例ということになります。

以上です。

議長（渡邊誠次君） これより議案第56号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） 5番、日本共産党の児玉智博です。今回地方税法の改正によって、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設することを条例で定めるものとするということでありましてけれども、まず確認したいのですが徴収猶予ですね、まだ今日までの段階で徴収猶予された方の人数と金額ですね。それと職権で換価の猶予を行った方がいれば、そういう人数と金額も伺いたいのですが。

税務課長（北里康二君） 徴収の猶予制度、換価の猶予制度というのは、すみません、歴史ですつと遡るところまでは見ていませんが、ここ数年はないということです。ゼロです。

5番（児玉智博君） わかりました。それと配られた資料の7ページの上のほうに、一番上の（1）の部分なんですけれども、今回、町の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細ということが書いてありますけれども、それを猶予制度を行えるのがこういう場合があるということなのだろうというふうに思いますが、そうした対象者の方にはどのように広報・周知をしていくかということですね。それと税務職員の関わり方が重要なんだと思います。どういうふうに関わっていかれるおつもりかお答えください。

税務課長（北里康二君） 納付書を発行いたしまして、遅れましたら、10日たったら督促状を出しますが、それからまた20日納税相談に応じるようにというようなことで、大体うっかり忘れというところが結構ありまして、それでかなり納入されるということもかなりケースがございます。滞納されている方については、重々相談、預金のこと生活のこといろんな相談をさせていただくということですが、今のこういったことを広報というよりも臨戸、あるいは個別に相談を進めていきたいと。そのように結構窓口でもよくいらしていますし、臨戸に行っても相談といえますか、進めているというような状況でございます。これはこんな制度がありますよと余り大きく報道するようなことでもないかなと。本当に困っていらっしゃるときはぜひ相談に来ていただければ、いろんな制度の中で今言った執行停止はまずその前にありますから、書いてあるとおりでございます。困難となるときには一番そこを重要視しているということです。

5番（児玉智博君） わかりました。とにかく本当に税金というのは、いろいろ集めた税金でインフラを整備したりとか社会保障とか暮らしのために役立つためのものなので、それを納めるために本当にそういう事業が倒産せざるを得なくなったりとか、本当に生活できなくなってしまうというのは本末転倒ですから、とにかくそういう部分もしっかりと見極めてそういう人たちには本当に制度の周知というのはやっていただきたいと思います。それと固定資産税のわがまち特例の導入となっていましたけれども、小国町内にはその対象となる物件が実際にあるのか。ある場合はどういったものがあるのか、具体的なそういう施設名なんかもお示しいただきたいと思います。

税務課長（北里康二君） かなり大きな施設ということになりますので、現行でそういうものを導入している事例はありません。今後一番下の高齢者のことに関しましては、可能性が高いのかなと、あるのではないかなというふうに。これは想定だけでございます。ただ、地方税法に定められておりますので、条例で整備してそういう事例がある場合には相談に乗っていくというようなことでございます。

5番（児玉智博君） 今のサービス付き高齢者住宅のこともお答えいただいたわけなんですけれども、それではちょっと福祉課に伺いたいと思いますが、実際にそういう可能性というのがあるのでしょうか。

福祉課長（穴井幸子君） この税条例の改正につきまして、固定資産税の特例というところで、高齢者の住居の安定に関する法律に規定するサービス付き高齢者住宅についてされておりますけれども、サービス付き高齢者住宅につきましては、これにつきましてはちょっと調べさせていただきたいと思います。今のところこれにつきましては、計画はございませんということよろしいですか。

5番（児玉智博君） すみません、長くなっていますが最後にもう1点だけ、税の申告書についてなんですけれども、マイナンバー法の施行によって来年1月1日から個人番号の記載が求められるということになっていきますけれども、それは記載の義務が生じるということでしょうか。

税務課長（北里康二君） 3月から記載の義務ということになります。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。5番議員にちょっとかぶるかと思いますが、固定資産税の特例の中でわがまち特例の創設、その中に公共の危害防止、今税務課長は事例がないと。では、この公共の危害防止というのは公共機関の施設なのか、普通の施設の範囲がどの範囲なのか、それが1点。それから汚水廃液処理施設、この廃液処理施設も公共機関の施設なのか、酪農組合等の方々が浄化槽を埋け込んでやっている施設も入るのか。それが1点ですね。それから土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設、これも併せてお答え願いたい。その2点ですね、指定物質排出抑制、それから特定有害物質、それから汚水又は廃液、これについてしっかりと熟知しているかどうか、その点をお答えください。

税務課長（北里康二君） 具体的な対象資産となりますと、大気汚染指定物質排出抑制制度とかがありますが、テトラクロロエチレン溶剤を使用するという、これはドライクリーニング関係がいろいろなそういう廃液も含めてあるみたいです。土壤汚染対策、民間です。土壤汚染対策特定有害物質排出抑制施設というのは、フッ素系の溶剤を使用するドライクリーニングに係る活性炭の吸着回収ですか、吸い込んで回収してしまうというような、ちょっと最新の設備といいますか大きいクリーニングの工場あたりで考えられる施設です。

議長（渡邊誠次君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

6番（時松唯一君） 6番時松です。では現在既設でやられている方々も、この固定資産税の特例に入るのですか。併せてお願いします。

税務課長（北里康二君） 事例はないということです。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 日本共産党の児玉智博です。私は、議案第56号小国町税条例の一部を改正

する条例についてに反対の立場から討論を行います。

マイナンバー制度が国民・小国町民の理解が極めて不十分なもとのスタートいたしました。内閣府によるマイナンバーの認知度調査によれば、内容を知っていると答えた人は43.5%であり、国民の多くは制度を詳しく知らず、むしろ情報漏れへの不安を広げるところか、その不安に便乗した詐欺事件まで多発している有様であります。番号通知が始まったのちの10月10日から12日にNHKが行った世論調査では、マイナンバー制度を評価しないが63%で評価するの28%を大きく上回りました。半数近くの国民の理解がない状態で厳重な保管が必要な番号の通知を始めたことは個人情報に危険にさらすことになり、実施することは到底無謀だと言わなければなりません。ところでマイナンバーの目的は政府が国民一人ひとりの社会保障と保険料、税の納付状況を一体的に把握・監視して徴税強化と社会保障の抑制・削減に活用していくことであり、国民にはメリットが極めて小さくデメリットばかりが目立つものです。議案第55号で執行部が、手続が簡素化してサービスが向上することについて詳しく説明できなかったとおり、申請の際、複数の書類をそろえる手間が省けることなどの事例は年に1回あるかないかではないのではないかと思います。国は国民の所得・資産を効率的に把握し、公正な社会課税と交付のために必要だと言いますが、公正な課税とは徴税を一層強化することが目的だと言われており、交付の構成とは社会保障の抑制・削減であり、現に改定介護保険法に見られるように利用者負担を所得によっては2倍にしたり、要支援者を除外するなど深刻なサービス低下が起こっています。このように社会保障制度をどんどん削っていくために、マイナンバーを活用するものであります。その狙いを示しているのが、政府が財政制度審議会に提出した資料であり、そこにはこのように書かれております。マイナンバーも活用しつつ所得だけでなく、高齢者を中心に預貯金等の金融資産も勘案して負担能力に応じた負担を求めると、こう書いているわけであり、このように個人の金融資産を把握して医療や介護の負担を引き上げる狙いが露骨に書かれているのであり、国民には百害あって一利なしだということが明白であると言わなければなりません。

以上のことからマイナンバー制度に反対であるため、当然ながら本議案にも反対するものであります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第56号、小国町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時10分から行います。

（午前10時58分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

議長（渡邊誠次君） 日程第5、「議案第57号 小国町地熱資源の適正活用に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

政策課長（清高泰広君） それでは議案集をお願いいたします。2ページ目でございます。

議案第57号 小国町地熱資源の適正活用に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町地熱資源の適正活用に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年12月8日提出

小国町長 北里 耕 亮

条例集をお願いしたいと思います。条例集の②ページでございます。57でございます。

小国町地熱資源の適正活用に関する条例、町及び町民の貴重な財産である地熱資源を利用する地熱発電開発について必要な事項を定め、地熱資源の適正かつ永続的活用を推進し、地域経済の振興と福祉の増進のためにこの条例を制定するものでございます。

これまで、温泉湧出を目的とする土地掘削の事案は「みんなで考えみんなで創る小国町まちづくり条例」に規定するまちづくり審議会により検討を行ってきましたが、今後は地熱発電を行う目的で土地の掘削を行う場合は、この条例により各種手続を行うこととしたいと思っております。これにより地熱発電事業者は定められた時点において事業計画を町に提出し、これを町が同意するとともに協定を締結することをこの条例で規定しております。

ということで、条例の本文をお願いしたいと思います。20ページでございます。右上に57と書いてあるものです。小国町地熱資源の適正活用に関する条例、第1条で目的ということで、目的の中で地熱発電開発に必要な事項を定めることにより、地熱資源の適正かつ永続的活用を進め、地域経済の振興と福祉の増進を資することを目的とするということ。第2条で基本理念として地熱資源を活用して発電を行う場合には、将来にわたって持続可能なものとし、地域の振興に寄与するように行わなければならないとか、2項としまして地熱資源は地下深部に存し、地表面から直接見ることができないために慎重に手続を踏んで実施されなければならない。こういったことを基本理念として掲げております。この条例に基づきまして、第7条では地熱資源活用審議会の設置を規定しております。審議会は町長の諮問に応じ事業計画、または第10条に規定する事業変更計画に関し、審議調査を行うとともに地熱資源の保護及び地熱資源活用に関し、町長に

答申することとしております。第8条で地熱発電事業者としましては、事業計画をあらかじめいくつかの段階で提出し、それによりあらかじめ町長の同意を得て、それに基づいて事業を展開していくことを規定しております。

次に22ページ、第12条です。地熱事業者が計画を提示しないとか、あるいは町が調査等において必要とする情報を文書により求め、又は立入検査が必要な場合には勧告を行うことができし、勧告に従わない場合は第13条として事業計画に対する同意の拒否や地熱発電事業者の名称及び勧告の内容の公表などを規定しております。附則としまして、この条例は平成28年1月1日から施行するというように規定しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第57号について質疑に入ります。

4番（高村祝次君） この条例は2、3年前にも話が出たのをようやくつくったと思いますけれども、やはりここで町長がもうすぐ前に出てくるような感じがしております。何も問題がないときはいいのですけれども、今までやはり地熱開発については賛成・反対というようなことが言われてまいりました。町の条例をとったなら、やはり反対する側からすれば問題が起きたときには町の責任ということがあるのではないだろうかと思えます。勝手に業者が悪いだけではなく、町が認可したから町も責任があるということを度々今までも聞いてまいりました。ですからここに9条から10条にですね、認可しても一切町は責任は問わないというような一言を私は入れたほうが良いと思います。そうでないと町長は、これいいですよと認可して、その後に問題が起きたときには、町に必ず何か言ってくると思えますので、10条にその責任は問わないという言葉を入れておけば、町の責任というのかかかってこないのではなかろうかと思えますが、町長はどうでしょうか。

町長（北里耕亮君） 御意見の部分としては大変参考になると言いましょうか、思いの部分のあとは判断の議論になってくると思えます。町が認可をして、まずこの条例をつくった背景としては、様々な企業体が入ってきて町が情報をつかむことなく地元と、すみません、ちょっと質問をされている部分とは外れるかもしれませんが、前段の話は今しております。町が情報を把握していないままだと地元に入って、土地とかあとはそこが農振地だったりして、あとからその企業体が強引にここの農振地を外れるとかそういう部分、本当はそうではなくても地元の町民に、さも外れるかのような言い方をしてちょっと話がこじれていくというケースもありますので、いち早く行政がその状況を把握をさせていただいて、そしてこういう法令があります。この部分ではこういうことを課題がありますからというような情報交換をするためのものという部分もあります。そして今現在、議員から話がありました町が責任を問わないという部分については、認可をする責任という部分も一定にやっぱり定めないといけないのではないかと考えております。企業体の部分から好意的にこの条例に基づいて情報交換やその決まり事を守って行って、地元の反対があと

から出てくるという部分について、全く町が知らないということは言えないんじゃないかなというふうに思っております。ちょっと立ち位置の部分がこの条例を定めたあとについては、町の責務というか責任というのも一定にあるのではないかなというふうな感覚を私は持っております。ただ、さらに深い内部でのそのあたりの部分の感覚的な部分はちょっと詰めていないので、今現在御意見いただきましたので、再度そのあたりのところ細則というか細部については、また内部で相互確認をさせていただきたいとは思いますが、どうですか。

22ページを開いていただくと、第11条に地熱発電事業者は第8条第1項又は第10条第1項の同意を得るにあたり、事業内容などに関して町と協定を締結しなければならないという部分であります。様々クリアしていく段階において協定を結んで、そのあと町が協定も結んで、そのあとは何ら町は関係ありませんとか、町は知りませんというのは言えないのではないかなと私は思います。だから、立ち位置としては、こういうしっかり決まりを超えてくる企業体には少し推進するような立場で、町の責務第5条の部分で地熱資源の活用を進めるものとするという部分が前提にありますので、排除するためだけの条例ではないということで議会の皆さま方には御理解いただきたいと思っております。ただ、4番議員の御心配の御意見は、町民の中で賛成・反対があったときの部分も含めて御意見を言われているとは思いますが、私はその部分について今非常に大事な事柄を発言をしていると思っておりますが、反対があってもこの協定を結んでしっかりする場合については、町は推進の立場でしっかり町民の方も御理解を得るような動きを町もやっぱりしなければならないのではないかなと思っております。このあたりはまた議論でありますので、また再度意見を伺いたいと思っております。

4番（高村祝次君） 町長、そこをはっきりしないと、町が推進して問題が起きないときはいいわけですね。いいときだけは黙って喜んで税金も入ってくるからと、そういういいほうだけを考えればいいのですけれども、もし悪いときには果たして保障の問題とかになったときには、それだけ町がその保障をやっているのか、私はやはりその辺がはっきりしていないと推進は、今町長が言われるようなことをやっていたら、おそらく課長、あるいは今までの例とかいろんなことを考えると非常に課長たちが、特に政策課長になった人たちが頭を痛めてですね。私が言わんとするところは、おそらく今の課長たちはわかっていると思っております。もうちょっとこの条例は練って、いろんなもちろん小国町に進出してくる事業者は大いに迎えていかなければなりませんけれども、もし、町民の間でトラブルが起きたときのことも考えて条例をつくっていかないと、私はまずいのではないかなと思っております。ましてや、今条例をつくれますけれども、先般全協のときも言いましたけれども、今連携負担金で、かなり業者は申請しても前に進まないというような状況で、そういうことをやはり町民の方に、さっき町長が言われたような地元の人たちが何も知らないで、その業者から勧められて土地を売買するということがあるようなことがあれば、やはり今の状況をですね、簡単にはいかないということをもう少し知らせて、本当にやる気のある業者は負担金

がいくらでもやるというような方しかおそらくできないと思うのですよね。ですから、もうちょっとこの条例はいろんなことを考えて、ただ条例が出たからすんなりやるのではなく、議員のやっぱりこれだけに時間を費やした勉強会をやったほうが私はいいと思いますけれども、どうでしょうか。

町長（北里耕亮君） これを上程するまでは内部で相当検討いたしまして、これは小国独自の条例でありました。内部で確かに議員がおっしゃるような地元に対して非常に発電がうまくいっているときはよろしいのですが、地元の温泉旅館や既存の住宅の蒸気に影響を及ぼすとか保障とかそういう部分のときに、町がどれだけ関わるのかという部分もあると思います。ただその部分は、まずはやはり甲乙の関係の企業体はその部分の保障、それを明確にその企業体に責任があるときには保障いたしますという部分があって当然だろうと思っております。それなしにはこういう開発計画は進みませんので、おそらくやはり地元もその辺は入っていないと乗り出すことができないのではないかなと思っておりますが、さらに町はちょっと保障の部分も曖昧というか、そういう部分に今までも情報をいただいた企業体にはこの条例の前の話ですが、もう少し厳しめにしたほうがいいのではないですかとか、そういうアドバイスを今までしてきた経緯もあります。また、こういう契約書の条文で町は法律的な部分の言い回し方とか、そういうアドバイスもできたり、そういう部分も今まで行ってきました。これをつくることによって、協定をしたところに町が認可をするというような部分でありますので、町が乗り出すきっかけといいましようか、そういう部分にはこれが必要であるという判断をいたしております。議員がおっしゃいましたように、これだけの部分での勉強会を費やすという部分であります。今非常に企業体は何社か来ているというのは、ちょっと全員協議会のときに課長が言ったかと思っておりますけれども、交通整理という言葉が適切かどうかわかりませんが、やはり整理をさせていただいて、早くこういうことを整備してやらないといけないのではないかなと思っておりますので、この12月議会に上程をさせていただいたということでございます。「みんなで考えるみんなで創るまちづくり条例」も運用していきながら、細則というか細かい部分を改正してきた経緯もありますので、これはスタートさせていただいて、まずこういう網といいましようか、フィルターといいましようか、企業体にこういう条例がありますから、しっかり守ってくださいという部分を周知しながら、そして運用していきたいと考えております。ちょっと補足があれば課長からお願いいたします。

政策課長（清高泰広君） 確かにこういった条例で町が全面的に関わっていくと、いろいろと問題が出てくることも心配はしておりました。ただ実際問題としましては、既にどの事業者も町のほうにまず相談に見えますものですから、こういう条例で一定の規定をつくって、必要な書類の提出を求めることもできます。あるいは、先ほど言いましたように第11条で町との協定の部分で、しっかりといろんな問題が起きた場合の対処の方法をそれぞれの事業者によって対処の仕方、ケースによって違うと思っておりますものですから、それぞれにつきまして協定の中で問題が起きた場合

の対処の仕方を取り交わしておく必要があると思っております。特に地熱の場合は地中のことで、責任の所在が不明確になる部分がございますものですから、協定の中ではまずどこに責任があるかの解明まで、できるだけ事業者に負担を求めるような形の協定をつくっていきながら、それに御同意、そういう条件をのんでいただけない事業者には町としても同意ができないような形で話を進めていきたいなと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。事業計画の提出する第8条の中にですね、ちょっと割愛しますけれども、地熱発電事業者は2行目、ただし、第1号の規定については町長の判断により省略することができるものとすると。(1)で資源量調査を行う前、このことですが、これは資源量調査を行う業者というのは、大体そこにあるんだと、今何社か来ているということですが、大体目安は付いているはずなので、そういう中で資源量調査のやり方、やっていることに関して入り口できっちりと町のほうで条例をきちんとやっていないと、あとで勧告してやめなさいよということになれば、今4番議員が言った地元の方たちからまたいろんな苦情等も出てくるかと思えます。私はこの町長の判断により省略ということになれば、町長にもかなりの重圧がかかってくるのではないだろうかという気がします。それから業者側から見れば、いわゆる町長が資源量調査を行っていいよということになれば、私が業者とすれば、よしやれるぞというような前向きにどんどん行くぞというような形になるかと思えます。だから、どうしてもこころ付近も検討課題が必要かなと思えますけれども、いかがでしょうか。

政策課長（清高泰広君） 地熱の場合はですね、今までもいろんな電源開発とか国あたりも調査してきておりますが、実際に調査してピンポイントで井戸を掘る場所を決めるためには、ほとんどの場合もう一度地表のいろんな探査をする必要があるのが一般的でございます。ですので資源量調査は、どの事業者も最低でもやっていく必要があるというのが前提として、この条例は考えております。ただ、既にもう十分な科学的なデータを持っていて、これなら間違いないという自信がある事業者があればですね、そのあたりを一度ヒアリングした上で、そのお持ちのデータが十分に科学的に信用のおけるものである場合には、資源量調査を不要とするということでございますので、実際問題としてはそういったデータを十分に出していただいて、専門家の方々に見ていただく必要があると考えております。その上で町長が判断する形を考えております。

町長（北里耕亮君） このあたりも検討をいたしました、することができるという部分もありまして、この辺は企業体の規模というとおかしい話ではありますけれども、実際、以前に電源開発の調査だったり前の通産省のデータだったり、そういう部分を基盤にして資源量の調査をあらかじめきちとした把握をされている企業体、そういう部分についてはすることができると思えますけれども、今課長が言いましたようにヒアリングをしながらその作業をその都度、省略をすかどうかどうするかというのはまた判断をするということで、することができるということで、省略

するという部分ではうたっていないので、ケースバイケースというふうにはなっております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

4番（高村祝次君） それだったら、これは規模とかは、何キロワット以内とかそういうことは町長の判断に委ねるわけですか。

政策課長（清高泰広君） 規模的には第4条に、この条例において「地熱発電事業」とは、町内で地熱資源を活用し、発電事業を行おうとする者を言うということになっております。一応、全発電を地熱発電を想定しております。ただもう一つ想定があるのが、掘削、県知事の許可がある掘削して地熱開発を行う場合を一応想定しております。そういった意味では、地表に出ております蒸気を集めて、いわゆるバイナリー発電あたりを行う場合は、それ以上環境に、既に地上に出ておりますものですから、環境に与える負荷が発電を行うことによっても変わりませんものから、そのあたりは若干この条例に基づいてはしますが、ちょっと取扱いを変えようと思っております。

4番（高村祝次君） 今課長が言われたように、地上に出ている部分は別に問題ないと思うのですよね。新しい掘削をやる分に対しては2千キロでやるのか、1万キロでやるのか、2万キロでやるのか、そのあたりがやはり大事なことではないかなと思うのですよね。数字が全くうたっていない。した業者が規模が大きかったら、それにちゃんと審議会でおったとするならですよ、やはり以前のような同じような問題が起きやしないか。私はやはりこういうところには、バイナリーとか地上に出ている分についてはそんなに問題ないけれども、大々的に大きいのを何万キロとやった場合はやはり観光を選ぶのか、地熱発電をしてどちらを選ぶのかと。両方選ぶということは、ちょっとおそらく町は、地元小国だけだったら問題ないのですけれども、もしそれが黒川温泉に影響が出たとかいったときには、町はどうやって対応していきますか。私はそんなときには簡単にはできないから、ある程度数字を決めていて千キロなら千キロと。千キロも10本、10カ所の発電所があれば1万キロになりますね。果たして地下はどういう熱があるかわかりませんが、そのあたりも想定してしないと、片一方の業者はいいですよと、次に来た業者は駄目ですよというふうになったらまた変になってきますから、そのあたりはどこまで目標を定めてやるのか。その検討はされたのですか。

政策課長（清高泰広君） 総量規制の話も一応検討材料としておりましたが、なかなか現在のデータでも適正な、これが間違いないですね、これ以上やると危ないとか、そういったところまではデータ的には持っておりません。ただ、やはり規模が大きくなればなるほど広範囲に影響を及ぼすことになりますから、そのあたりは逆に業者が、例えば、資源量調査を行うとかそういった段階でそういった影響の調査、このあたりもしっかり出していただいて、そのデータを見ながら専門家の意見を聞きながら、個別の案件が地域全体に及ぼす影響を検討していかなければいけないと

思っております。特に5千キロを超しますと環境アセスメントも法律で義務付けられておりますから、こういった5千キロを超えるような大きな発電所になってきますと、町だけではなくて県あたりとも連携をとりながら、その計画が妥当かどうかを検討させていただくことになると思っております。

町長（北里耕亮君） 御意見の数字や、そういう部分を盛り込むとなつていいのかという部分でありますけれども、500キロワットであっても千キロワットであっても2千キロワットであっても、このすべて町に申請を上げていただくと、小規模でも。さっき議員も言われたこの出ている部分の蒸気は抜きにして、バイナリーとかは抜きにして。掘削をする地熱発電については、すべて出していただくという部分であります。少し先ほど私の言葉が大規模だったらどうだとか、小規模だったらというニュアンスがあったら、それは誤解のないように。すべて出していただき、ただ、繰り返しになりますけれども、行政としていち早く情報を把握をさせていただいて、企業体が町を通り抜けるというか、町に知らせることなく地元に入って様々な話を先に進めるとか、企業体と地元だけが契約の案を結んで、少し保障の部分が少し足りない。あとからなかなか行政が入っても、いやそれはもう地元と話していますからというようなことが、ちょっと今までであったように思いますので、これからはしっかり町が入って、このスタンスは地熱を進めるという部分もありますが地元を、やっぱり小国町内のこの資源を有効活用するということと、きちっとした決まり事の中で地元を守るといって大げさですが、そういう部分をしっかりやっていきたいと、整理をしていきたいという部分の気持ちでございます。議員の御意見は御意見として拝聴はしながらも、町として何のための条例かというのをしっかり考えながら、繰り返しになりますが地熱資源の有効活用と、地元をきちっとした形で守るといって、そういう部分にやっていきたいと思っております。御理解をぜひいただきたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 5番です。先だって全員協議会でお尋ねした前文の部分ですね、中ほどの私たちに課せられた使命であるという部分の、私たちというのはどこを指して私たちなのかとお尋ねしましたが、そのときに町民と読みかえることができるという趣旨の答弁が課長からありました。やはり町民に課せられた使命であるというふうにすれば、あとに出てくる地熱資源活用審議会の部分とか、あるいは町の責務のところ、その意見を反映させるよう努めなければならないという町に課せられた使命も、やはり私たちに見合う内容になっていなければ、この一つの条例の中でちょっと矛盾が生じてくるのではないかと思うのですよね。そこでまず第7条の地熱活用審議会なのですけれども、この審議会はこういった構成メンバーになって、定数がどういうふうに決められていくのか伺います。

政策課長（清高泰広君） この条例が認めていただけましたら、このあと審議会の設置要項あたりをつくらうと思っております。現在のところ、定員は20名以下で考えております。あと構成と

しましては、今回かなり科学的な部分のデータを十分に読める方がまずは必要だと思いますので、いわゆる学識経験者といわれる方を2名程度、それと広く町民の代表としていただいています議会からお二人程度、あとやはり町の資源ではございますが、それをしっかり管理されている地元の方々を数名地域ごとに。これは案件によっては若干構成が変わる場合もあるかもしれませんが、全体的な地域代表ということで地元の方をお願いしております。それとあと懸念されますことが、やっぱり温泉に影響することが考えられますから、やはり温泉地から代表の方をお願いしたいと思います。あとこれから先は検討ですが、あと数名どなたかを考えております。

5番（児玉智博君） この事前にいただいています平成27年第4回小国町議会定例会議案（条例）という冊子ですね。条例が提出される条例が出されている部分があって、その②ページの議案第57条のまさにこの議案について二つ目の段落で、これまで温泉湧出を目的とする土地掘削の事案は「みんなで考えみんなで創る小国町まちづくり条例」に規定するまちづくり審議会により検討を行ってききましたが、というふうになっています。つまりこれはまちづくり条例に代わって、この地熱発電に関しては特化して、こっちのほうで話し合っていくとなるわけですけれども、このまちづくり審議会には各大字の協議会長がいて、要は町内全体の声を集めようというそういう努力がされていたわけなのですよね。にもかかわらずこの地熱に特化したら、そういう町全体の意見をですね、議員が入っているけれども、でも議員だって今2名程度と言われたからですよ、議員は町全体を代表しているわけですが、果たして協議会長を置かなくなって議員だけで町全体の意見を集約しようというふうにしてしまっただけで、果たしてそれで十分かと思うのですよ。この部分がやっぱり町全体の声を集めるという部分で、大幅に後退してしまう内容になっているのではないかと思います、その点はどうお考えですか。

政策課長（清高泰広君） まず、「みんなで考えみんなで創る小国町まちづくり条例」におきまして、温泉掘削の部門、地熱開発の部門は、いつもまちづくり審議会の中でも専門者会議ということで、もう既にまちづくり条例の中でも別組織にしておりました。その中では今までは学識経験者、専門の方をお一人と、あとは庁舎内で審議会を開いて地熱発電を検討しておりました。そういった意味では一回規模が小さくなったのを今回の新条例でまた大きく、有識者も増やしますし、地元の意見を反映するように入れたいということで、規模的にはまちづくり条例のときよりも規模が縮小したとは私たちは考えておりません。あとは、先ほど言いましたように、あと数名の方を委員としていただく予定になっておりますから、そのあたりでやはりいろんな意見をいただく形は今後検討していきたいなと思っております。

5番（児玉智博君） そのあと数名の中で、やはり結局それが私が思うのが、この第5条の町の責務の部分なのですけれども、要するにこの第2項で、町は事業計画を協議するにあたり地域住民及び関係機関との連携を取りながら、その意見を反映させるように努めなければならないとなっ

のかわからないけれども、おそらくこの文章を策定した意図では、温泉地とか非常に狭い範囲の住民としか考えていないのではないかと思うのですよね。前文で町民全体にその使命を負わせておきながら、でも実際その意見は狭い範囲の人しか反映させないというのは、これは非常にこの条例をつくった人たちによって、何というか使命は負わせるけれども、自分たちというそれは行政なのですけれども、行政については非常に狭いところにしか意見を取り入れようとしませんよというような感じがして非常に御都合主義なのではないかと思うのですが、その点についてはどういう意図でそういう私たちというふうに置きながら、意見はその地域住民と限定してしまっているのかお答えください。

政策課長（清高泰広君） 前文で「私たち」というのは、議員も言われたように町民全体を想定しております。そういった意味で、町はいろんな人の意見を町の責任として反映させるようにしなければいけないということで、ただ、これが地熱資源開発審議会がすべての議案を決定するわけではございませんので、実際にその審議会の中でもできるだけその住民の意見が反映されるような人を人選したいとは思っておりますし、もう一つ審議会の中に必要に応じてオブザーバーというか関係人を、意見を聞く部分も取り入れたいと思っておりますので、やはりそこはケースバイケースで、いろんな人の意見が審議会の中でも反映される形はつくっていきたいと思います。それと先ほども出ましたが、発電の規模の問題もあります。やはり規模が大きくなれば、それに応じていろんな人がやっぱり参加していただく必要があるし、小規模であればそれに応じた、審議員は固定されるかもしれませんが、それ以外の人をどれだけ参加してもらうかは、やっぱりその規模とかも影響してくるのではないかと思っております。

5番（児玉智博君） 今急にオブザーバーという言葉も出ましたけれども、それは本当にこれをつくる段階で、庁舎内でオブザーバーも入れましょうねという話があったのですか。今ですね、何人か私も含めて質疑していますけれども、質疑が出てくる段階で、今思いついて答えているようなら、これは一旦やっぱり委員会に付託するなり、ちょっと取り下げるなりするべきではないかと思えます。もうちょっといくつか聞きたいことがあるので質問を続けますけれども、第6条に地熱事業者の責務で自らの責任及び負担において必要な措置を講ずるものとなっておりますけれども、その必要な措置というのはどういう事態が生じた場合に、どの範囲で必要な措置を講ずるということを想定されているのかお答えください。

政策課長（清高泰広君） 第一番は、やはり既存の温泉に影響が出た場合だと思います。その場合に必要な措置というのは、まずその発電所が実際に温泉減少や蒸気の減少に影響しているかどうかを証明する必要がありますが、温泉者側からはなかなかそこはできませんものですから、その部分を業者に責任を持って、例えば操業を一時停止するとか、そういったいろんな措置をしてもらうことで責任を明確にしてもらって、その上でなおかつ補償が出てくれば補償までしていただく形を考えるべきだと思っております。

5番（児玉智博君） それはどういった形で、そういう個々のケースに応じた措置というのは具体化していくのですか。普通であれば別表で決めるとか、要項で定めるという場合が考えられるかと思いますが。

政策課長（清高泰広君） それは事業者の事業計画を見ながら、同意の部分で協定書を結びます。協定書の中でしっかりそれを押さえていく必要があると思っております。

5番（児玉智博君） そしてその先の第8条の事業計画の提出等の中に、この4項ですね。町長は審議会の答申等を参考に同意についての判断を行うものとし、また、同意に際しては条件を付すことができるというふうになっています。この条件というのは、どういった条件が現在想定されるかお答えください。

政策課長（清高泰広君） 例えば、まず最初に環境調査の場合、環境調査の項目自体が計画書に出てきますが、審議会の中で附則するここも押さえておいたほうがいいのではないかと、そういった調査や項目が出てきた場合にはそれを条件として付することができるし、あるいは地元の同意ですね、地元の賛成やそういったところもしっかりヒアリングさせていただいて、まだ地元の同意が十分に取られていないとすれば、もう一度地元の説明をしてください、その結果・経緯を報告してくださいとか、そういったことは条件として出せると思っております。

5番（児玉智博君） では、その条件というのは、どういう形で担保していくのですか。やはりそういう協定書の中なんかで。

政策課長（清高泰広君） 協定書の中でしっかり結んで、最後に同意を取り消すことができるということになっておりますので、既に出している同意としても、それは事業者が誠意が見られない対応があれば、同意を取り消すという形で対処していきたいと思っております。あと氏名公表です。

5番（児玉智博君） やはりその条件の中で、発電をやっている中で、最初のうちは何も目に見える影響がなかったとしても、もしかしたら5年先とか6年先に、突然やっぱり温泉旅館とかでお湯が出なくなったとかいう場合だって、その可能性は否定できないと思います。そういう場合においても、やはり発電をストップさせるとかそういう条件も当然想定されているのでしょうか。

政策課長（清高泰広君） そのあたりは、基本的には明確にそれが影響しているということであれば、発電のストップもありうると思っております。逆にいうと、そういうことのないように事前の調査をしっかりやってください、あるいはモニタリングをしっかりやってくださいとか、そういったことも条件として付けたいと思っております。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。いろいろ意見が出ていますけれども、実際、西里地区の山川温泉ですよね、4、50年前は自噴してしまして白い温泉が随時出ていたのですが、実際観光化されて上のほうに温泉街に温泉が付いて今どうなっているかという、モーターで上げていますよね。実際やはり湯量は減っているのですよ。つけば減る。その付近は山川地区やいろんな昭

和の初期に生まれた方とか、よく御存じの方に聞き取り調査をすることも必要かなと思います。

今5番議員もおっしゃるように、やはりちょっと拙速すぎるかなという感じはいたします。

町長（北里耕亮君） 山川の件については、深さや様々な部分があるのではないかなと思います。

あとこれを制定させていただきたいという部分については、相当内部で検討したと発言をしましたが、県のエネルギー政策課も役場に来ていただいて、この分の検討会に参加をしていただき議論をしました。もちろん私も含めて、この文言はというような部分の議論もさせていただきました。それとその根底には、もちろん小国町独自の条例でございますが、参考までに例えば南阿蘇村とか、あとは鹿児島県の指宿市とか、そういう部分のいくつか参考事例を見て、ここはどうだあだと、小国にはどういうことだという部分を照らし合わせて検討をいたしました。まちづくり条例をつくったときも、最初がこれだという部分の議論も確かにありましたが、運用する上において、ここはもう少しというような部分もあったかと思っておりますので、とにかくこれを制定させていただいて、やっていきたいという部分でございます。ぜひ御理解をいただければと思います。

1番（穴井帝史君） 1番です。この条例に関しての問題に関しては、4番議員が申しましたように私も全く同感ですので申しませんが、現在条例の問題とちょっと逸するかもしれませんが、現在一つの発電所が川に大量のお湯を垂れ流したりとか、配管がちょっと不具合なところに付けてあるというのは把握しておられますか。

政策課長（清高泰広君） はい。既存の発電所が排水を川に放流しているのは承知をしております。

1番（穴井帝史君） 理解促進事業等ございまして、経産省のですね。その補助金を使って、今給湯をはげの湯地区に行っているわけなのですけれども、それが、その配管を設置している場所がですね、ちょっとこの間県土木の方も来て、これはちょっと問題ではないかという箇所があるのですけれども、その辺はどの辺まで把握しておられますか。

政策課長（清高泰広君） 配管の問題については把握しておりません。

1番（穴井帝史君） 私がちょっと調べたところでは昭和40年代ですか、砂防用の大きい水路を付けておって、その側面に取り付けてあるわけなのですよね。そういうのは実際町の許可もいるし、多分許可なしでやっていると思っておりますが、その辺はどうなっているかをお尋ねします。

議長（渡邊誠次君） 1番議員、この問題に関しては、条例からはちょっと逸脱しておりますので、違う機会にお願いしたいと思います。

1番（穴井帝史君） わかりました。みんなに知っておいてほしかったかったですから。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 討論がなければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第57号、小国町地熱資源の適正活用に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(渡邊誠次君) 挙手多数でございます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) ここで暫時休憩をいたします。午後1時から再開いたします。

(午後12時00分)

議長(渡邊誠次君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

議長(渡邊誠次君) 日程第6、「議案58号 小国町商工業振興対策整備資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題いたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

情報課長(藍澤誠也君) それでは議案集の2ページ下段を御覧いただきたいと思っております。

議案第58号 小国町商工業振興対策整備資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町商工業振興対策整備資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年12月8日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

現在小国町の条例におきましては、融資機関は熊本県信用保証協会と保証協定を結んだ金融機関というふうになっております。金融機関の再編がございまして、国民金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫が再編されまして、現在日本政策金融公庫となっております。その再編に伴いまして小国町の条例のほうも今回、日本政策金融公庫を加えるものでございます。

情報課資料1を御覧いただきたいと思っております。新旧対照表でございます。定義第2条第2項におきまして、このように改正後案のとおり改正をしたいというふうに思うところでございます。よろしく願いいたします。

議長(渡邊誠次君) これより議案第58号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第58号、小国町商工業振興対策整備資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第7、「議案第59号 小国町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長（横井 誠君） それでは議案集をお願いします。3ページでございます。

議案第59号 小国町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年12月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

条例集の最後の24ページでございます。右肩に59と数字が打ってございます。朗読させていただきます。

小国町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

小国町学校給食センター設置条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1045番地」を「186番地」に改める。

附則、この条例は交付の日から施行する。

この改正につきましては、このたび新しい学校給食センターが完成し、施設の位置が変わりましたので、もとの施設の地番を今回の新しい施設の地番に改正するものでございます。資料として、右肩に資料1教育委員会と書いてある新旧対照表がございます。アンダーラインの部分が今回改正する部分でございます。大字宮原1045番地を大字宮原186番地に改正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第59号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 討論がなければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第59号、小国町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 続きまして日程第8、「議案第60号 損害賠償の額を定める件について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

建設課長(佐藤彰治君) それでは議案集の4ページをお開きくださいませ。朗読させていただきます。

議案第60号 損害賠償の額を定める件について

次のとおり町道崩渕線落石事故に係る損害賠償の額を定めることについて
地方自治法第96条第1項第13号の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年12月8日提出

小国町長 北里 耕亮

下段のほうを朗読させていただきます。

1. 事故の名称 町道崩渕線落石事故
2. 事件概要 平成27年7月15日午前9時30分ごろ、当事者(小国町内在住)が夫と二人で事故現場近くの草刈り作業を終え自宅で徒歩で帰宅途中、小国町が管理する町道崩渕線の山手側山腹より落石が発生し、一旦路上に落下した後に跳ね上がり道路上を歩いていた当業者の背後に衝突した。その後、ドクターヘリで熊本赤十字病院へ緊急搬送されたものの、同日午後1時19分同院で死亡した。
3. 損害賠償額 1千952万1千144円

全員協議会で先ごろお配りしました建設課資料1というものをお手元にお持ちくださいませ。今一度概要を説明させていただきます。提案理由は、今議案集で御説明しました事件概要について同じものでございます。今回町が管理します町道崩渕線のこれは旧国道でございまして、現在は町が移管を受けて管理している町道でございます。総延長300メートルほどのバイパスを迂

回するような線形になっておりまして、道路は一方通行で行き止まりの道路となっております。その終点側の行き止まり側で起きました事故でございまして、先ほど提案理由で申しましたとおり、帰宅途中の御夫婦の背後から落石が発生し、その道路上で跳ねた石が奥さまの背中より衝突したというようなことで、その後病院のほうで治療を受けましたが死亡されたというような事故でございまして。その後町としまして早速調査をですね、落石の原因等を究明すべく調査を現地で実施いたしております。それが資料の2ページ以降の報告書になっております。

高さが約40メートルほどトップ高がございまして、落石があった箇所につきましては、非常に中腹から頂部にかけてまして転石あるいは柱状節理というような、非常に険しい状況が報告されております。写真も添付しております。こういった中で起きた事故でございまして、頂部のほうにはこうした石がかなり多く点在していたというような山の状況でございました。公道上で起きた事故というようなことでございます。ですので、町としては幾ばくかの責任もあるかと思っておりますので、この公道上につきましては町道すべてそうですが、町村会の損害保険というようなことで加入をしております。痛ましくも起きました事故ですので、今回町村会が委託をしております損害保険会社の損保ジャパン、こちらのほうと町村会とのほうで、今回の件につきましては保険の対応というようなことを、せめてもの償いというような部分で協議させていただきました。それで、いろんな損害保険の算定につきましては、慰謝料や入院治療費であるとか、あるいは葬儀代であるとかいろんなものがございまして。そうした積み上げの中で保険会社が提示されたものが、1千952万1千144円というような金額になったところでございます。

今回地方自治法の96条で議決要件としまして、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについては議決が必要だというようなことで、今回上程をさせていただいたところでございます。根拠のある部分につきましては国家賠償法の第2条という法律に基づきまして、また地方自治法の先ほど言いました96条に基づきまして、今回上程させていただいたものでございます。それから現場につきましては、今後約80メートル間終点側、これにつきましては民家もなく耕作地もない状況ですので今後はバリケードをいたしまして、完全に人も通れない封鎖状況に来年度考えたいと、したいと考えております。それから他の路線もございますけれども、町道廃止も視野に入れながら進めていきたいと思っております。対応していきたいと思っております。後ほどの補正予算のほうに、今回の賠償額として計上させていただいているところでございます。

以上、御説明を終わります。

議長（渡邊誠次君） これより議案第60号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第60号、損害賠償の額を定める件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 日程第9、「議案第61号 平成27年度小国町一般会計補正予算(第7号)について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長(松岡勝也君) それでは議案集をお開き願いたいと思います。5ページでございます。

議案第61号 平成27年度小国町一般会計補正予算(第7号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度小国町一般会計補正予算(第7号)を別紙のとおり提出する。

平成27年12月8日提出

小国町長 北里 耕 亮

でございます。

それでは、補正予算書をお開き願いたいと思います。1ページでございます。

平成27年度小国町一般会計補正予算(第7号)

平成27年度小国町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千471万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5千501万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月8日提出

小国町長 北里 耕 亮

でございます。

それでは第1表、歳入歳出補正予算の歳入でございます。今回歳入の主なものでございます。左のほうから地方交付税でございます。今回地方交付税の流用額を1千768万9千円を歳入歳出の充当額として充てております。次の11です。分担金及び負担金160万円。これは老人ホ

ームの入所者の負担金でございます。次、12の使用料及び手数料1千万円、これは鍋ヶ滝の入園料を1千万円今回充当をさせていただいております。13国庫支出金540万円、これは保険基盤の安定負担金でございます。14県支出金、全体が910万円でございます。内訳としましては県負担金が270万円、これは先ほどの国の国庫支出と同じく保険の基盤安定負担金270万円でございます。次、40万円でございます。これは台風被害によります堆肥舎の県補助金でございます。3の県の委託金としましては、来年3月に執行予定の県知事選挙の委託金600万円でございます。15の財産収入といたしましては財産売払収入ということで、これは町有林の売払収入、小国町の町有林及び水上村の町有林の売上げでございます。280万円でございます。16の寄附金でございます。1千860万円、これはふるさと納税によります寄附金でございます。次、諸収入といたしまして雑入1千952万2千円、これは先ほどの下城の落石事故に伴います賠償補償金の歳入でございます。

次、お開き願いまして歳出のほうでございます。3ページでございます。上のほうから総務費といたしまして総務費が2千934万円ということで、これはあとで歳出のほうで詳細は出てきますけれども、主なものは、ふるさと納税謝礼金が主でございます。次、4の選挙費632万7千円。次、民生費、その中の社会福祉費1千274万2千円と次の児童福祉費9万8千円ということで、民生費の社会福祉の保護費関係が1千284万円ということでございます。次、衛生費でございます。これは未熟児養育医療の精算金、返還金でございます。33万9千円。5の農林水産業費、農業費でございます。80万円は台風災害の事業費でございます。次の6商工費でございます505万9千円、これは鍋ヶ滝関連が主でございます。それと次、土木費です。道路橋りょう費1千952万2千円、これは先ほどの落石事故補償金でございます。住宅費260万円、これは維持管理でございます。次、教育費85万円、これは人件費の精算でございます。11の公債費、マイナスの376万6千円、これは金利の借換えの見直しと10年ごとの見直しに伴う金利の削減でございます。諸支出金、特別会計繰出金、これは国民健康保険の繰出金でございます。その法定分ということで1千80万円でございます。

それでは、歳出のほうからいきたいと思います。8ページをお開き願いたいと思います。総務費でございます。主なものでございます。一般管理費、これは職員手当45万円、これは時間外の手当でございます。その下の共済費350万円、これは平成27年度職員の退職に伴います町村会への負担金でございます。その次、財産管理費170万円、先ほど申しましたように町有林の委託関係の増でございます。次、企画費でございます。1千800万円。内容といたしましては8の報償費、ふるさと寄附金の謝礼1千700万円が主なものでございます。次、9の防災情報施設費、これは主なものとしましては、需用費の庁舎内の防災費の修繕でございます。13地域情報基盤管理運営費ということで、410万円でございます。これは県道の小国停車場線の改良に伴います光ファイバー関連の移設の修繕並びに光ファイバーの保守点検委託料が主なもので

ございます。次、下の選挙費でございます。7の県知事選挙費ということで、先ほども申しましたように選挙費の費用が全体で632万7千円を今回補正させていただくものでございます。

次、9ページをお開き願いたいと思います。民生費の社会福祉費といたしまして、上のほうから社会福祉総務費、これは職員の手当関係が40万円、償還金利子割引料ということで臨時給付金の返還金300万5千円。その下の障害者福祉費のシステム改修負担金が32万4千円。一番下の老人福祉費といたしまして、扶助費900万円。これは老人保護の措置費ということでございます。

10ページでございます。10ページの主なものといたしまして、児童福祉費関係は9万8千円、これは子育て臨時給付金の返還金。その下の衛生費、保健衛生費でございます。23の償還金利子及び割引料ということで、未熟児養育医療費の返還金20万9千円でございます。中ほど農林水産業費の農業費の80万円、これは台風災害に伴います堆肥舎の復旧に伴います補助金でございます。一番下の商工費でございます。主なものとしましては賃金82万円。これは鍋ヶ滝の受付関係の賃金の不足によるものでございます。その下、需用費100万円。これは鍋ヶ滝のチケット及びパンフレットの不足による印刷製本費でございます。

次、11ページをお開き願いたいと思います。上から2行目の学びやの里でございます。343万5千円ということで、需用費でございます。これは木魂館の窓枠の木質によります老朽化による今回修繕費ということで、343万5千円を計上させていただいております。中ほど土木費、道路橋りょう費ということで先ほど申しました賠償費、下城の落石事故に伴います賠償費でございます、1千952万2千円。次、土木費の住宅費といたしまして主なものとしましては、修繕費でございます。250万円、これは住宅の修繕費のものでございます。一番下の教育費、教育総務費でございます。時間外手当85万円の補正をさせていただくものでございます。

次、12ページでございます。公債費の中の元金及び利子ということで、今回公債費の借入れに伴います10年目の見直しということで、財務省関係、簡易生命保険、ゆうちょ関係ということで利子の見直しをいたしております。利子が大きく下がっておりますので、その分の利子の減額と、それに伴います元金が増えてプラスマイナスの、マイナスの376万6千円という今回マイナスの補正をさせていただくものでございます。一番下の諸支出金ということで、特別会計繰出金、これは国民健康保険への特別会計への繰出金1千80万円でございます。

それでは前のほうに戻っていただきまして、歳入のほうでございます。6ページでございます。今回歳入のほうで主なものとしましては、地方交付税1千768万9千円を補足する分を交付税で充当させていただくものでございます。次の分担金及び負担金、これは老人ホームの入所者の負担金でございます。悠和の里と泗水町のこすもすという施設のほうからの負担金でございます。次の使用料及び手数料ということで1千万円、これは鍋ヶ滝の公園の入園料ということで、18万人をオーバーしたということで、それに伴います歳入を今回新たにさせていただきます。国庫

支出金、国庫負担金ということで、540万円。これは保険基盤安定負担金ということで、540万円を歳入に充てるものでございます。次、県支出金としましては県の負担金、同じく保険基盤の安定負担金ということで270万円。次、県支出金の県補助金ということで、台風被害の畜産経営復旧の支援補助金ということで40万円、2分の1の県の補助金でございます。一番下の欄で県支出金の県委託金、これは県知事選挙に伴います補助金600万円でございます。

7ページをお開き願いたいと思います。財産収入でございます。これが280万円。これは小国町の町有林と水上村の町有林の間伐に伴います収入の分でございます。次、寄附金としましては1千810万円、これはふるさと寄附金が1千800万円と、これは個人からの寄附金が10万円ありますので1千810万円と。その下の林業費寄附金としましては、麻生釣の町有林に対してのIT会社からの寄附金50万円でございます。一番下の諸収入、雑入ということで総合賠償補償金ということで、下城の落石事故に伴います町村会からの収入1千952万2千円の歳入でございます。

全体的な補正予算ということで、歳入歳出概略説明させていただきました。全体8千741万1千円ということで、総額51億5千501万1千円というふうな最終の補正をしましたあとの金額でございます。詳細につきましては、担当課長から説明させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第61号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。1点ちょっとお尋ねいたします。職員等の時間外手当が県知事選挙を除きまして約123万円と上がっておりますけれども、予算等では私が間違いなければ2千万円ぐらいあったのかなと。そういう中において、代休措置とかそういう措置等は取られているのかお尋ねいたします。

総務課長（松岡勝也君） 代休として取ってある場合と、残業扱いという場合もございます。全体的に職員の各課の中で、それぞれ業務にあたってする場合は時間外が該当いたします。町のイベント等で、全体的に出させていただく場合というのは前もって申し出ていただいて、町の年間計画の中におきましていろんな特にイベントが多いのですが、そういったときには代休扱いというふうな区分けをしております。

6番（時松唯一君） イベント等は代休という捉え方でいいかなと思うのですが、その他でこのくらいの補正が出ているということに対して私はお聞きしているのですが、いわゆるどうしようもない状況の中でお仕事をなさっているのはわかっているのですが、基本的に当初予算の中である程度の計算はできていると思うのですよね。唐突としてそういう補正が出てくるのは何なのかということをお聞きしているのですけれども。

総務課長（松岡勝也君） 時間外につきましては、ある程度予算編成の中で対前年度を見越して抑

え気味に当初いたしております。実績としてやはり出てきた、やむを得ず事業も増えてきた分が、特に総務費の一般管理費に集約している部分があるところで45万円と出ております。その他、各課で分類して出ている分もございますけれども、一旦はやはり当初予算の中で残業関係、時間外関係は抑えめに当初予算を上げているということもあって、増額が補正をさせていただくというような状況になっているというところがございます。

6番（時松唯一君） 6番です。やっぱりやむを得ない場合を除いて、当初予算等でしっかりと予算等を組んでいただきたいと申し上げて、質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

5番（児玉智博君） 修繕費が出ています、学びやの里費ですね。窓枠を修繕されるということでしたが、確か木で窓枠がなっておりました。その修繕したあとは、そのまままたもう一遍木の枠をはめるのですか。それとも今後メンテナンスというか手入れも考えれば、アルミサッシとかにしたほうがいいのではないかとも思うのですが。

情報課長（藍澤誠也君） お答えします。今回の窓ガラスにつきましては、8月25日の台風15号で割れました。そのときに保険請求をする関係で現場を見ました。老朽化が進んでいて、窓が割れたというよりも外れているものもございまして、今回緊急にいろんなその関連の同じ窓枠を調査をしまして、13の窓を改修することになっております。その調査の中で提案していただいたのが、木枠ではなくてアルミなり樹脂、そういう窓枠で今回は工事を施工し直すということで計画をしているところがございます。

以上です。

5番（児玉智博君） それはとても良心的な提案だったというふうに思いますので、今後やっぱり必要になればその都度、木製よりもアルミとかそういう樹脂のほうが長持ちするというのは確実なことですので、そういうふうに切り替えてやっていただきたいなと思います。

それともう1点質問するのが、ふるさと寄附金についてであります。今回、歳入と歳出にそれぞれ出ております。まず、7ページの歳出でふるさと寄附金が1千810万円の歳入に対して、歳出のほうで返礼品代が1千700万円出ております。というと、これはわからないので聞くのですが、大体その返礼品も返してしまうと、残るのは100万円ぐらいしかないというふうにも見えるのですけれども、そういうことなのでしょうか。

政策課長（清高泰広君） ふるさと寄附金について御説明させていただきます。これは小国町のふるさと納税がスタートしたときからの予算の組み方なのですけれども、とりあえず歳出、必要な金額に見合うだけを、歳入としては組んでおります。実際には3月ぐらいになってきますと、大体の寄附金額が決まってきます。そうなりますと、先ほど言ったように歳出と歳入の差額が出てきますが、この分については補正でこれはネットワーク基金のほうに積み立てますものですから、3月あたりの補正で、差額分を積み立て還付金として補正で上げさせていただこうと思っております。

まして、とりあえず今回は歳出に必要な金額だけを財源として、寄附金の歳入とさせていただいております。

5番（児玉智博君） では、最終的に見込みでしかないと思いますけれども、どのぐらいの積立てを見込んでいらっしゃるのでしょうか。

政策課長（清高泰広君） 現在の状況でいきますと、大体見込みとしましては約5千万円の寄附金が入るのではないかと考えております。そのうちの半分が返戻金として返します。それプラスの事務費や印刷費とかありますものですから、それまでいきますと2千万円をちょっと超すぐらいの金額がネットワーク基金の積立てに上げられるのではないかと考えております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第61号、平成27年度小国町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第10、「議案第62号 平成27年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（穴井幸子君） それでは小国町国民健康保険特別会計補正予算について説明をさせていただきます。議案集の5ページをお開きください。下段になります。

議案第62号 平成27年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

平成27年12月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、別紙の補正予算書をお開きください。1 ページ目でございます。

平成 27 年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 千 9 3 0 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 億 5 千 5 3 5 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 1 2 月 8 日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、4 ページで説明させていただきます。歳入につきましてでございます。歳入につきましては、今回の補正では歳入は 1 0 の繰入金、1 一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金 1 千 8 0 万円を上げさせていただいております。これは先ほど国民健康保険の特別会計の繰出金のほうで、一般会計のほうで 1 千 8 0 万円の補正をお願いしております。国庫支出金、保険基盤安定国庫負担金で 5 4 0 万円、また県支出金、保険基盤安定県負担金 2 7 0 万円を補正で計上させていただいております。これに合わせて町の持ち出し分ですね、この分につきましては、平成 27 年度は公費を投入して低所得者が多い保険者の財政基盤を強化するというので、自治体への財政支援が行われたことによるものです。この分では国と県から負担金をもらいまして、町が 4 分の 1 負担となります。そちらを一般会計で受け入れまして、今回特別会計のほうへ繰り出されたものになっております。それから 1 2 の諸収入です。1 2 の諸収入、雑入で国保連積立金返還金 8 5 0 万 8 千円を計上させていただいております。これは審査支払手数料を国保連が積み立てていたものでございます。これを今年度各保険者へ返還するものとなっております。その下段、歳出でございます。今回歳入補正分合わせて、1 千 9 3 0 万 8 千円を保険給付費、高額療養費、一般保険者高額療養費の不足分に充てる補正をお願いしております。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の御説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第 6 2 号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第62号、平成27年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第11、「議案第63号 平成27年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（穴井幸子君） それでは、小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）の御説明をさせていただきます。議案集6ページをお開きください。

議案第63号 平成27年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

平成27年12月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは別紙の補正予算書のほうをお開きください。1ページ目でございます。

平成27年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成27年度小国町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7千10万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、これにつきましても4ページで説明させていただきます。まず、歳出のほうから御説明させていただきます。諸支出金、償還金及び還付加算金、第一号被保険者保険料還付金3万円の補正をお願いしております。これは個人の所得の構成がありまして、保険料の見直しがされ、過年度分の還付金が生じたものです。続きまして、その4ページの上段になります。歳入でございます。これにつきましては、繰越金を充てさせていただく補正をお願いしております。

以上、介護保険特別会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第63号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第63号、平成27年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。再開を2時からお願いいたします。

（午後1時50分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時00分）

議長（渡邊誠次君） 日程第12、「同意第5号 小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（北里耕亮君） それでは議案集をお開きください。ページは7ページでございます。

同意第5号 小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について

小国町固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

平成27年12月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

記

住 所 小国町大字黒淵93番地

氏 名 室原知邦

生年月日 昭和29年3月18日

（提案理由）

平成27年12月20日をもって、現委員の室原知邦氏が任期満了となるため。

補足の説明をさせていただきます。根拠としては、地方税法今言ったとおりであります、こ

の評価審査委員会という部分を御説明しますと、地方税法の423条に固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置するというふうに明記されております。委員の定数は3人以上ということで、小国町は3人でございます。また、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任するとも書いてあります。議案集のとおりであります。再任のお願いでございます。あとほかには佐藤政久さんと松本和昭さんが現在はなられております。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより同意第5号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） 5番です。室原さんとは私も監査委員と一緒にしている間柄ですので、広い見識を持たれていて人格的にも間違いのない方であるということはわかっております。ただ、現在室原さんは監査委員もされていて、文化財保護委員もされているのですよね。だから、ちょっと質疑として聞きたいのが、要するに一人の個人に対する過重負担の問題をどう考えているのかということです。やはりいろいろ行政委員を兼任されていると、ちょっとこの間もあったかと思うのですが、監査委員の日程と、確かこれはこっちではなくて文化財保護委員のほうだったかと思うのですが、要はかち合うわけですよね。そうした場合にどちらかを優先するかというのは、それは個人の判断であったり、お互いの事務局との調整が必要になってくるかと思うのですが、調整できればいいのだけれどもそういうことがなければならぬに越したことはないというふうに思うのですよね。しかも、今回再任ですので、そういったあたりをどう考えて、おそらく町長からお願いをされて再任をお受けになったのだと思うのですが、そういう過重負担の問題であるとか、日程上の調整、その優先順位とかをどういうふうに考えていらっしゃるかということをお答えください。

町長（北里耕亮君） 固定資産評価審査委員会の委員ということでありまして、これについては先ほども触れましたが、課税台帳に不服があった場合、定期的に何か会合とかそういったものが定期的に行われるものではなくて、ちょっと税務課長補足をさせていただきたいと思うのですが、不服の申出があって、それが内部でもみまして、審査委員会が設置されて、ではこれに対してどうだ、ああだという部分があって、定期的に行われるものではないという部分を把握はしております。ただ、そうであってもという部分もありますが、兼職ができない部分という明記もここにありまして、それは地方団体の長とか、農業委員会の委員とか固定資産評価委員、評価委員と審査委員が一緒ではない。これは当然だと思いますが、そういった部分以外でありますし、今言ったように固定的な定期的な会議とかではなくて、不服があったときのという部分であります。そして、またなお追加すれば小国町ではそういう審査会が開かれた経緯はないということですので、これから先もないということではないのですが、頻繁に行われたいという部分でまたお願いをさせていただいたという経緯でございます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

5番（児玉智博君） あまり開かれないけれども、開かれないものをこれは国が置けと言っていることですので、やっぱり固定資産評価というのを、ずっと住んでいる人が突然そういう不服を申し立てることというのはないと思うのですけれども、やはり町に不動産を取得して、そういう場合が多いと思うのですよね。どちらかと言うと、新たに取得したものに対する不服審査とかのほうがですね。やっぱりそういう移住してくる人もこれから先、そういう増やしていこうというような世の中、国全体の流れでもあるし、今までなかったからこれから先もないですよということは言えないと思います。それで、やはりこれに限らず、いろいろ行政委員とかの選任についてはなるべく兼任というのはなくして行って、やっぱり一人ひとりの負担が重くなるようなことはやらないほうがいいと思うし、それはさきほど言ったようにこのやっぱり日程が重なって、兼職されている方の場合はどちらかの会議であったりとか、その任務をまたずらさないといけないというふうになると、そこでやっぱりほかの部分にも影響が出てきますので、そういうことも十分配慮した上でそういう人事というのはやっていただきたいと思うのですが、どう受け止めていただけるでしょうか。

町長（北里耕亮君） この人事案件というのは、私がこの人だという思いでさせていただく部分もありまして、そういう思いにかられる方というのは、往々にしてという言い方が適切かどうかあれるのですが、その分野に長けているというか議員の御意見、一定の参考にはさせていただきますと思いますが、なかなか今現在行政関係の委員とかの部分でお願いをしてもなかなか御自分のお仕事といろいろな理由でお断りをされるケースも、正直ちょっとこの場で発言するべきではないかもしれませんが多々あります。そういう総合的に判断をして今回は室原さんという部分でございますので、一定の御意見を参考にはさせていただきますが、ではこれから以後一切兼ねる部分は提案しないとか、そういうことは断言はできませんが適任者という位置づけで私は提案をさせていただきたいというのでぜひ御理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

質疑がなければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決の方法は、慣例により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(渡邊誠次君) ただいま出席議員は11人であります。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番 児玉智博君及び7番 穴見まち子君を指名いたしたいと思ひます。これに御異議はございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) よつて、立会人に5番 児玉智博君及び7番 穴見まち子君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(渡邊誠次君) 念のため申し上げます。

本案を賛成する者は○、反対する者は×と記載願ひます。なお、白票がありましたときは反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございせんか。

(配付漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱の点検)

議長(渡邊誠次君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いいたします。

(投票)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れはありせんか。

(投票漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

5番 児玉智博君及び7番 穴見まち子君に立会いをお願いいたします。

(開票)

議長(渡邊誠次君) 投票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛 成 10 票

反 対 1 票

以上のとおり、賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長（渡邊誠次君） 議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（渡邊誠次君） 日程第13、「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（北里耕亮君） 議案集8ページをお願いいたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成27年12月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

記

住 所 小国町大字上田1446番地

氏 名 宇都宮美知子

生年月日 昭和24年6月2日

（提案理由）

平成28年3月31日をもって、現委員の穴井千鶴氏が任期満了となるため。

まず、人権擁護委員について少し触れさせていただきたいと思います。人権擁護委員法第6条第3項をかいつまんで読み上げたいと思います。市町村長は法務大臣に対して当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者及び弁護士その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされております。任期は3年で、現在小国町の委員の定数は4人でございます。現在男性2人、女性2人の計4名でございます。繰り返しになりますが、平成28年3月31日で退任予定の穴井千鶴氏の後任といたしまして、提案する部分でございます。

さて、宇都宮美知子さん、新規でございますので少し経歴といたしまししょうか、職歴を話させていただきます。昭和46年6月1日に小国町役場に採用されておりました。平成2年からは教育委員会や平成16年には住民福祉課高齢者担当、平成18年には退職をされておま

す。その他経歴といたしまして、平成22年12月から25年11月まで民生委員・児童委員をしていただいております。提案理由といたしましては、繰り返しになりますが行政職員として小国町役場に勤務し、高齢者福祉や人権教育・啓発の推進に携わり、見識も高く、また退職後は民生委員・児童委員として地域福祉活動をされており、住民からの信頼・人望にも厚く、人権擁護委員として適任者であるという判断をしたため提案をするものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより諮問第2号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決の方法は、慣例により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（渡邊誠次君） ただいま出席議員は11人であります。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番 時松唯一君及び11番 松本明雄君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、立会人に6番 時松唯一君及び11番 松本明雄君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

議長（渡邊誠次君） 念のため申し上げます。

本案を賛成する者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときは反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（渡邊誠次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱の点検）

議長（渡邊誠次君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1 番議員より順次投票をお願いいたします。

(投票)

議長（渡邊誠次君） 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長（渡邊誠次君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

6 番 時松唯一君及び 11 番 松本明雄君に立会いをお願いをいたします。

(開票)

議長（渡邊誠次君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

有効投票 11 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛 成 11 票

反 対 0 票

以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、議会は諮問のとおり、適任とすることに決定いたしました。

議長（渡邊誠次君） 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長（渡邊誠次君） 日程第 14、「発議第 4 号 子ども医療費の県費助成の拡充を要望する決議について」を議題といたします。

提出者より発議第 4 号について、提案理由の説明を求めます。

5 番（児玉智博君） 5 番です。まず、資料配付の許可をいただきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） 資料の配付をお願いします。

(資料配付)

5 番（児玉智博君） 発議第 4 号平成 27 年 11 月 30 日、小国町議会議長渡邊誠次様、提出者小国町議会議員児玉智博。

子ども医療費の県費助成の拡充を要望する決議

表記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項により提出します。

(提出理由)

熊本県の子ども医療費助成対象は現在、入院・通院ともに 4 歳未満と全国最低クラスである。

この間、熊本県は地域間格差が拡大していると言われていたが、子ども医療費助成は県内のどこ

に住んでいても平等に子育て支援を受けることができる制度である。

また、本町では中学校卒業まで助成しているが、県費負担が増えれば、その分、町財政に余裕ができることになる。子育て支援やそのほかの住民サービス向上につなげることも可能となるということで、裏面の要望書を熊本県議会議長と熊本県知事宛に提出するものであります。内容は子ども医療費助成の対象をお隣の分県並みに入院は中学校3年生、通院は小学校就学前へ引き上げをを求める内容になっています。

今お配りいただいた資料を御覧いただければすぐわかるかと思うのですが、都道府県単位で子どもの医療費助成をこの表のとおり、それぞれすべての都道府県が助成しているわけですが、熊本県が入院の場合は4歳未満というのは全国最低です。最低でも小学校就学前まで入院ではすべての都道府県が助成していますし、通院は4歳未満で一番低くないのですけれども、ここに書いてある3つの県と同率でワースト3という状況になっています。

同様の要望は、熊本県の市長会からも県知事宛に要望が出されているのですが、ただ、現在の現職の蒲島郁夫知事はそういう要望があるけれども、県内のすべての市町村が県費助成に上乘せして補助しているから、熊本県が対象を引き上げても市町村の肩代わりにしかならないから、県民の幸福増進にはつながらないからということで、それを否定するような議会での答弁も行っているような状況です。しかし、小国町も含めてすべての県内の市町村は財政が豊かだから、お金が余っているから子どもの医療費助成を行っているわけではなくて、それぞれ厳しい事情を抱えていても、やっぱり子ども・子育てを基礎自治体として支援して行って、少しでも少子化を食い止めたいとか、そういう思いで助成しているわけですから、やはりそこを県知事や県議会にも御理解いただいて県費助成を拡大していただくことが、小国町だけではなくてすべての市町村にとってプラスになることであると思いますので、提案をしているところです。この件については、私も前の定例会のときに町長に対しても質問をさせていただきましたが、町長もこういった要望というか予算要求をしていきたいということで答弁をいただいていますから、ここはやはり町長の後押しのためにもぜひ皆さんのお力をお借りして、小国町議会からも要望をして行って、ぜひ実現をできればなというふうに思っておりますので、どうぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより発議第4号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければこれで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第4号、子ども医療費の県費助成の拡充を要望する決議について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(渡邊誠次君) 挙手多数でございます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 日程第15、「議員派遣報告」についてを議題といたします。

この件につきましては、別紙お手元の配付資料のとおり小国町議会会議規則第121条の規定により、9月議会以後で今日まで各研修会などに議員を派遣いたしましたので御報告をいたします。

議長(渡邊誠次君) 続きまして、日程第16、「行政報告」。

執行部より報告事項がありましたら、お願いいたします。

町長(北里耕亮君) 行政のほうからいくつかございますので、それぞれの担当から発言をさせていただきますと思います。

保育園長(梶原良子君) 失礼します。9月議会でお話をしておりましたので、今回12月議会でも報告ということでしたので、蓬萊保育園についての御報告をいたしたいと思います。

今年の11月一杯で平成28年度新規入園児の募集を行いました。その結果、全体的に申込数が少なかったのですが、とても例年に比べて少なかったのですけれども、昨日までで2園において申込者がゼロという状況になっております。蓬萊保育園におきましても新規申込者はおりませんでしたので、蓬萊保育園の平成28年度からの休園届というのを12月中に県のほうに提出をしたいと考えております。またそれに伴い黒淵地区の方々への説明会を行いたいと思います。ちょっと期間が短いのですが、12月17日の午後7時より行いたいと思ひまして、期間が本当はないので申し訳ないのですが、周知といたしましては12月の部長行で全戸配付ということで文書をお配りしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

教育委員会事務局長(横井 誠君) 教育委員会からは御案内とお願いでございます。毎年1月3日に小国町の成人式を開催してございます。既に議員の皆さまには御案内の通知が行っていることと思いますが、大変お忙しい中とは思いますが、ぜひ御出席いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

総務課長(松岡勝也君) 総務課のほうから3点ほど報告がございます。ちょっと1枚報告の資料をお配りいたします。

(資料配付)

総務課長（松岡勝也君） お手元にお配りしていない分をまず二つ御報告申し上げます。1月5日火曜日ですけれども議員のほうには御案内申し上げていると思いますが、小国町消防団の出初式を行います。場所は広域消防北部分署の駐車場、広い河川側のほうでございます。9時からでございますので、御出席をお願いいたします。それと平成28年度の職員採用試験の結果を報告いたします。一般職員の事務が4名です。保育士が1名ということで、平成28年度この4月からは5名の新規採用をする予定にしております。

今お手元にお配りいたしました、これは小国町と南小国町の両町の協議ということで継続しております、上田満願寺名義の通称赤谷地区の問題でございます。11月16日、南小国町の会議室で協議をいたしました。出席者が南小国町が高橋町長、平野議長、黒川副議長、穴井総務委員長、執行部としましては穴井総務課長、総務課の佐藤審議員6名でございます。小国町が北里町長、渡邊議長、穴井副議長と松崎総務文教福祉委員長と私松岡と木下審議員、両方6名ずつの出席による会議でございます。

会議の内容でございます。一応簡潔にまとめておりますが、大字満願寺字赤谷6842番地の所有権問題についてということで、両町長より両町は経済や産業などのいろいろな分野で密接で良好な関係にあり、今後もその関係は持続していく必要があり、この問題もお互いに意見を交わしながら良い方向に進めていきたいという挨拶がございました。今回の協議は前回3月4日の熊本テルサで会議が行われておりました。その両町の協議を踏まえまして両町のそれぞれの立場から解決に向けて問題がどこにあるか、どのように解決をしたらいいかということで、意見を出し合い進められました。南小国町の3割条例の適用につきましては、これは外すということで小国町のほうからはそういった話を持ち出しました。小国町としましては、それまで適用なかった3割条例が平成19年以降に風力発電施設の賃借料やクヌギの伐採に適用されなかったが、過去から赤谷6842番地は小国町に帰属するように確認が両町で行われており、早急に3割条例の適用を除外してほしいということで、必要に応じては所有権の保存登記を考慮していただきたいということで申し上げたところでございます。裏面でございます、南小国町といたしましてほかの地区との関係もあり、この部分だけを適用除外することは難しいということと、これまで覚書など両町で協議、確認して進めているというようなことでございます。今回も両町協議の中で地籍調査の前倒しも計画しており、この地区も平成29年3月には調査を実施するので、その後に所有権移転をするのではいけないかということで、地籍調査を前倒しに行っており、覚書でするように所有権移転をするということは表明をいたしました。その下に保存登記を行うということで小国町のほうからまず表題部のみの今の現状をですね、登記の状況は表題部のみですので土地を両町による保存登記はできないかと。両町の合意があれば法務局の登記は可能であるので、議会の議決は不要ではないかという話をいたしました。南小国からは登記ができることは確認はしておりますが、両町に保存登記をする時点で議決が必要であると認識していると。小国

町と南小国町名義の保存登記になりますものですから、南小国の議決にするときには測量図（面積）も表示して議会のほうに提示をする必要があると。地籍測量を行ってからでないといけないというような返答でございました。

そういったことで、今回の協議では最終的には結果は至らなかったのですが、両町で持ち帰って再度協議をするということで、要は地籍調査は前送りにしておりますので、それが終わり次第所有権移転をするということは、きちっと明確にされたというところでございます。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君）　ほか、執行部から報告事項はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

（午後２時４１分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（11番）

第 2 日

平成27年第4回小国町議会定例会会議録

(第 2 日)

- 1. 招集年月日 平成27年12月10日(木)
- 1. 招集の場所 小国町山村開発センター
- 1. 開 会 平成27年12月10日 午前10時00分
- 1. 閉 会 平成27年12月10日 午後 2時55分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠 席 議 員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 北 里 武 一 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 藍 澤 誠 也 君	税 務 課 長 北 里 康 二 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 河 野 孝 一 君
福 祉 課 長 穴 井 幸 子 君	保 育 園 長 梶 原 良 子 君
会 計 管 理 室 長 佐 藤 登 喜 子 君	

1. 町長提出議案の題目

な し

1. 議員提出議案の題目

な し

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 27. 12. 10)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

本日は、12月定例会本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「一般質問」。

本日は一般質問1日目となっておりますので、直ちに質問に入ります。本日は5名の登壇を予定しております。なお、本日の質問者は、まず児玉議員、次に松本議員、次に松崎議員、次に大塚議員、本日最後に北里議員となっております。よろしくお願い申し上げます。

それでは早速質問に入ります。

5番（児玉智博君） 今年10月坂本善三美術館が開館20周年を迎えました。1995年の開館で、当時私は蓬萊小学校の生徒でありましたが、棟上げ式のときは全校児童でひとぎ餅を拾いにいったことを覚えています。建設にあたっては、大字黒淵協議会から多額の寄附が寄せられるなど、まさに地域住民の協力があって実現したものだと思います。

さて、坂本善三美術館は昨年度入館者が9千20人、入館料収入で261万2千280円上がっております。県内の市町村営直営の美術館は、宇城市の不知火美術館と津奈木町の津奈木美術館があります。この2つの美術館の同年度と比較すると、不知火美術館は入場者が1万7千749人、入館料収入は36万1千290円、津奈木美術館は、およそ7千人の40万円ということでありました。この数字だけ見ると、坂本善三美術館は決して見劣りしないし、率直に言って頑張っているんだなという印象を持ちました。ただ、不知火美術館は入館者が多いのに入館料収入が少ないのは、そもそも無料の展示会が多いからだということを申し上げておきたいと思います。

ところで、坂本善三美術館は一般会計から切り離された特別会計で運営されています。この平成26年度決算は、歳入歳出とも1千293万5千704円で、歳入のうち939万8千944円は一般会計からの繰入金であります。通常、博物館や美術館は不知火美術館、津奈木美術館にしる県立美術館にしても、公立であれば一般会計の教育予算で運営されています。それは、博物館や美術館は社会教育のための施設であって、社会教育法では国及び地方公共団体は社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営になどにより、全ての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して自ら実際生活に即する文化的教養を高めうるような環境を醸成するように努めなければならないとしているように、社会教育は自治体の任務であって、そもそも独立採算を期待するようなものではないからだと思います。実際、坂本善三美術館も会計の実に7割以上が一般会計からの繰入金ですが、これをわざわざ特別会計にしている理由は何でしょうか。

教育長（北里武一君） 教育委員会としましては維持管理をするためにお金がいるわけですから、どちらから出ようと私どもは関係ございませんけれども、どちらでも結構でございますが、やはり特別会計にしますと美術館がどれだけいっているかということは一目瞭然にわかりやすいという点では、特別会計がいいのではなかろうかということは考えております。今までそういう特別会計でやってきておりますので、今さら私としては、どちらにしてほしいという気持ちは持っておりません。

以上でございます。

5番（児玉智博君） やはり、特別会計でやっているといっても、教育施設もいろいろ小国町には図書館はありませんけれども、小国町図書室というのがあるのですよね。そういうところは一般会計の社会教育費でやっているのに、なぜ美術館だけ歴史的に一般会計から切り離されているのかというのが、私としてはよく理解できないのですよね。それで、国のほうにも特別会計に関する法律というのがありまして、その基本理念にはこう書かれているわけです。その中で第1条の2項第3特別会計における区分経理が必要な場合においても特別会計が細分化され、非効率な予算執行及び資産の保有が行われないよう、経理の区分の在り方につき不断の見直しが行われることとなっております。同じくこの5番目には、特別会計においては事務及び事業を実施するために必要な金額を超える額の資産を保有することとならないよう、余剰金の適切な処理その他所要の措置が講じられることということで、要するに、資産という現金の部分ではプラスマイナスが一応ゼロという形になっていますけれども、要は美術品も資産にあたると思うのですが、それがやはりあまりそういうのも持ちすぎるのもよくないと思うのですよね。やはり、そういうことを総合的に見れば、この特別会計法の理念に基づいてここは見直しが行われてもいいのではないかと思うのですが、その辺は財政の部局ではどう考えられますか。

総務課長（松岡勝也君） 財政面という御質問でございますが、教育長のほうからも説明があったと思いますが、なぜ特別会計かという経緯を少し調べておりましたけれども、もともと建設されていましてのが平成5年度ということで、平成6年に美術館の建設費として繰越しで補充されております。平成7年度におきましては、一般会計ということで総務費の中で予算化をされていた時代があります。その当時が、歳出で約3千900万円の予算で歳出されております。入館料が570万円程度ということでございます。平成8年からが特別会計ということになっております。その中ではどういった論議がなされたのかということで、少し議事録等も見ましたけれども、一番はやはり一般会計と特別会計を分離するというところで、メリットとして先ほども教育長からもありましたように、やはり明確化することによって弾力的な、また効率的な運営がなされるということが一番ではなかろうかというところで、特別会計になされたのではないかなというふうに思われます。その後特別会計におきましては、歳出予算のほうも一時期4千300万円ほどちょっと上がっておりますが、その後2千700万円から平成26年度では1千300万円程度とい

うことで、かなり歳出のほうも抑制されております。そういった点で、特別会計によって明確化することによって、歳出を抑えてきたということが見られるのではないかなというふうに思っております。

5番（児玉智博君） やはり私が思うのが、こういう社会教育とか教育の部分というのはしっかりと、そもそも採算とかそういうのが問題ではないと思うのですよね。だからといって、さっき言われたような4千万円とか毎年そういう規模になっても困るのだけれども、やはりこの美術館とかいうのは、社会教育のための施設なんだという位置づけが小国町においてなされているかというところが、やはりそういう問題があるのではないかと思います。通常、公立美術館の設置条例を見てみると、大体どこも美術に関する資料を収集・展示し、住民の教育、学術、文化の発展に寄与するために美術館を設置すると、そういうことが大体どこの条例を見ても、そういうシンプルな内容で目的が示されています。

しかし、小国町坂本善三美術館設置及び管理に関する条例では、郷土出身の故坂本善三画伯が町に寄贈した作品を保管及び展示するとともに、美術に関する町民の知識及び教養の向上と町民文化の向上の発展に寄与することを目的とするとなっていて、坂本善三の作品が第一義的な問題というか位置づけになっていると思います。町民の社会教育という肝心要の問題が二の次に置かれていると思うのですが、これは公立美術館の在り方としておかしいと思いますが、改善する考えはないでしょうか。

こうなっているからどういうふうな状況かという、これは平成26年度の坂本善三美術館の企画展の一覧なのですけれども、全部で5回に分かれて行われているのですが、そのうち実に4回が坂本善三関連の展示で、そのほかの方の展示というのは境野一之さん、松本得三さんの展示しか行われていないのですよね。要するに、今の状況だと町民に対して坂本善三の絵を見て学習しなさいよと、町民というか利用者とかに対してそういう状況になっていると思うのですが、これではやっぱり社会教育の発展というのに十分な役目を果たすことができないと思うのですが、これは改善すべきだと思いませんか。

教育長（北里武一君） 確かにおっしゃるとおり坂本善三美術館ということであれば、やはり周りから見学に来る場合にそれがメインになると、もしも、そのほかの作品を展示しては坂本善三美術館という名前に反すると言いますか、そういう目的で来ているわけでございますので。例えばこれが小国町立美術館ということであれば、これはいろいろな作品を展示しても問題ないわけですが、常時展示としてはやはり善三先生の作品を展示するというのが普通じゃないかというふうに思っております。したがって、当時はそういうふうなことで設置条例に書いてありますように目的でされたと思いますけれども、そういういろんなことを考慮して何か変えたほうがいいということであれば、私たち行政はそういう条例に基づいてやっているわけでございますので、議会の中でそういう討論をされて、条例を変更するなり考えていくというその場を設

けて検討されたらというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） やはり時代が移り変わって、そういう議論が本当に必要な時期になっていると思うので、ぜひ議会の中でも、私以外の議員の皆さんにも考えていただければと思うのですが、ただちょっとここで町長の基本的な認識というか、どういう方向性を打ち出そうとお考えかということも伺っておきたいと思います。先ほど述べましたように予算規模だって小さくないわけですよ。1千293万円といえば、例えば、同じ教育施設の小国町図書室の年間予算は昨年度530万円ですので、実にその倍以上の予算がかけられているのですよね。これだけの予算がかけられていけば、やっぱりそういう坂本善三という一人の小国町出身ではありますけれども、ひとつのそういう作風というかそういうのだけじゃなくて、やっぱりいろんな作品であったり絵画だけでなくていろいろ彫刻とか美術品にはありますので、そういういろんなものを町民が目にして学習につなげられるような、そういう環境整備を行っていくべきだと思うのですが、町長はどう考えられますか。

町長（北里耕亮君） まず、私からいたしますと大変いい議論でありますし、先ほど教育長が答えましたように、議会の中でもさらにまた議論を深めていただきたいという基本的な私も考えがあります。ただベースといたしましては、坂本善三美術館という名前のおり善三画伯の絵を中心として善三先生の憲章を軸に置きながらも、私が町長になってからは町民ギャラリーというのを設置をいたしまして町内の文化活動をされている方々の展示物とかそういう部分、小さいスペースではありますが展示をしていただき、近所の知り合いの方が展示をしているなら私も行きましょうというようなかなり広がりがありました。

また、違う切り口から善三画伯だけでなく先ほど名前が挙がった、その中には少し奇抜など言いましょうか、違う切り口の作風の方の部分もあれば少しどっしりとした重き、善三画伯以外の方の話ですが価値観というか見方は様々ありますので、少し重い話題の画風の方であったり、少し親しみやすい部分であったり、また町民ギャラリーの中には私の小学生時代の漫画のガンダムポスター展をされたら、あのときはすごい人が町内の中の方からも来たというのを伺っております。そして、小学校・中学校すべての学年の生徒が今は善三美術館に出入りを1回はして、そういう文化・芸術に触れる機会を設けたり、善三美術館の運営協議会というのがありますけども、12月に行われますが、その中でも学芸員の山下さんから報告をして様々な活動を頑張っていたというふうに私は自負というわけではない、山下さんが頑張っているという部分を改めてここでお伝えをしたいと思っております。

ただ、児玉議員おっしゃるように時代の部分でもう20年たちまして、いろんな部分で広がりを持たせたり、違う切り口で開花させたりという部分も大いにあるのかなというふうに私は思っております。そして、ちょうどこの20周年という機会です全国的な表彰を受けるような内示も少

しいただいております、これからまたさらに議会と執行部ともに様々な議論を交わして、今後どういうふうに持っていくかというのを定めていければと思っております。ベースは善三美術館の善三画伯を中心にした部分であります、今非常に広がりを持っていると私は思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 今、北里町長になられてから町民ギャラリーという部分でも新たにつくりましたというお話でしたが、確かに私も見ていて頑張っていらっしゃるなという印象は持っているのですよね。例えば、一般向けに美術教室も平成26年度開かれていました。手作りコースとか美術コースとかファミリーコースの3つのコースに分かれて、型染め教室とか小物作りみたいなもので計18回開催されて206人参加されていまして、これはひとつ社会教育の施設としての役割を一定果たしているのだと思うのですけれども、やはりこの部分をもっと広げていって、町民から親しまれる美術館になっていただきたいというのが私の思いなんです。

ただ、私はこの間の坂本善三美術館が一方で入館者数や入館料収入にちょっととられすぎるというか、やはりそこを気にする余り、奇をてらいすぎたというかそういうイベントにちょっと偏りだしているかなというような印象も一方で受けております。例えば、20周年感謝祭として10月まで4組の芸術家が代わる代わる登場して発表されていまして。しかし、その中には刈り上げた後頭部に顔を書いて後ろ向きに走ってみせたりする人や、あるいは役場の前の通り、おぐちゃんに出ていましたけれども、夜市などに頭から足の先までちょっと金色に塗ってそういう格好で現れて道の真ん中にただ立ち尽くしている人など、やっている本人は当然芸術だと思って一生懸命やられているのですが、見る方からしてみれば芸術なのかどうなのかわからないような状況で、見方によっては、本当ちょっと奇妙な印象も受けかねないようなそういう方たちも中にはいらっしゃるということで、もちろんそれ以外にも普通の展示やこういう教室とか、教育普及活動もしているけれども、やっぱりその印象が余りにインパクトが強すぎて、一般の町民が近づきづらくなるような、そういうことにもなるのではないかと思います、今後はそういう部分ではどうされていくかお答えいただければと思います。

教育長（北里武一君） 遡って申し上げますと、大体町民が自分たちの文化を見直そうということで、小国町の町づくり運動というのがかつてあっております。これは町政執行の50周年の記念事業ですね。こういうことで小国町の美術フェスティバルというのを開催しまして、坂本善三先生と関連の美術家の展示ということで始まって、それを契機に町民の方も文化祭を始めようということで、現在は今年で33回ですか。ですから、坂本善三美術館の最初の始まりが確かに小国町の文化祭ですか、そういう文化の起点になっているということは言えると思います。したがって、議員がおっしゃるとおり今後いろいろな考え方も、第一町民の価値観や趣味等とかいろいろございますので、それぞれ受け取り方は様々だろうと思いますが、なるべく町民に広く行き渡るようなそういう点で、今先ほど町長が申しましたように山下学芸員が一生懸命何とか町民の方々

を広く集めていきたいという努力をしているところでございますので、いろいろなことをまた検討しながら美術館運営委員会等あたりでもいろんな意見を聞きながら、今度とも努力をしていきたいと思っております。

5番（児玉智博君） 本当にせっかくある美術館ですから、本当に繰り返しになりますけれども、やっぱり多くの町民が親しんで足を運んで、そこから社会教育振興に役立つようにそういうふうには美術館を育てていくといいますか発展させていくべきだと思いますので、ぜひとも執行部内での検討も活発にやっていただければと思います。

続いて、熊本県の高校再編問題について質問いたします。ここ数年熊本県では県立高校の統廃合が進められ、18校が8校1分校に再編されております。これは2007年に決定された県立高校再編基本計画に基づいて進められているものです。2008年に行われた県知事選挙では、当選した蒲島郁夫知事は選挙公約でこの計画の凍結を掲げていましたが、結局何ら具体的行動は行われぬまま再編計画が進められ、球磨地方を残すのみとなっておりますが、これが完了すれば計画前には61校あった県立高校は50校に減少することになります。小国郷でも小国高校の統廃合の不安が広がっています。小国高校以外の高校は小国町からの通学が極めて困難です。小国高校がなくなれば、多くの生徒が高校進学のために小国町を離れなければならないこととなります。それは小国郷の少子化に一層拍車をかけることにもなります。さらに重大なのは、金銭的問題で高校進学自体を諦めざるを得ない若者すら出てくるであろうということです。何としても小国高校を残さなければならないというのは、小国郷の誰にも共通する認識だと思います。そうした中、3年前に行政や学校関係者らで小国高校を存続させるための協議会を発足されております。11月には小国高校の魅力化と永遠の発展の会に名称が変わりましたが、これまでの活動とその成果について御報告いただきたいと思っております。

教育委員会事務局長（横井 誠君） ただいま御質問がございました会につきましては、小国町、南小国町両町、それから小国高校、それから地域住民の方々の御尽力によりまして、会の活動を行っているものでございます。平成26年度の事業としましては、両町の補助金等を活用しまして5項目ほどの活動をこの会の目的と事業活動の内容に沿って行っております。まず、1つ目が生徒の学力の向上及び進路目標達成に係る事業としまして、著名人の方による講演会であるとか現役の大学生の交流会、あるいは英語検定、漢字検定、それから本年度はビジネス資格の検定等もこの事業により行うようになっております。また、進路関係の書籍あるいはテキストの購入、それからこの会の代表によります先進地の視察等も研修に係る事業の中で行っており、島根県の島前高校ですね、そこに代表6名が研修に行っておりました。それから、今のが2つ目の事業でございます。それから、3つ目の広報活動としましては、学校PR用のポスターやパンフレットの作成、その配付などを行っております。あとは事務局に係る経費、それと就学支援事業としまして年2回学業の成績のよかった生徒に就学支援金を支払うということで、生徒の学力意欲の

向上を目指して実施しております。この成果が具体的に数字的にぱっと表れることはなかなかないと思いますけれども、これらの支援による気持ちは十分学校なり、生徒なり伝わって、現在魅力化のために先生ともども頑張っているところでございます。

5番（児玉智博君） 熊本県教育委員会の高校再編計画に小国高校は現在までのところ、具体的な再編の対象には上がっておらず、基本計画も今終わろうとしております。県教委は新たな再編予定はないとしておりますが、町民の不安は消えるどころかますます膨らんでいるというのが現状ではないでしょうか。11月17日付の熊本日日新聞は社説で、住民の次の再編への警戒感が高まる背景には県の教育委員会への不信感があるとも指摘しておりましたが、町長としては次の再編についてどのような認識をお持ちでしょうか。

町長（北里耕亮君） 県立高校再編の問題は大変重要な問題であり、また注視している部分であります。やはり、常日頃からいかに高校が魅力的であるべきかという部分が大事であるというふうに思います。そういう再編計画に時代的に入りまして、そのときに動いてももう間に合わないのではないかと。常日頃からいつそうなっても、なるのを待つわけではありません。それを防ぐためにいろんな努力をしなければならないのですが、そういう状況になっても、この小国高校はこんな魅力があるというところで、そして入学しやすい入りやすい環境を整える部分が、その地元自治体の役目ではないかなというそういう思いをしております。

ちょっと補足ですが、存続させるための協議会が魅力化の会という名前を変える、その臨時総会の前の今年の行事に講演会がありまして、地元新聞社の熊日の本部の方の講演がありました。大変タイムリーな情報も提供いただきまして、繰り返しになりますが、日頃からいろいろな準備と情報を把握をして地域活動、やっぱり地域、地元がいろいろその高校が必要だと、そういう活動をするのが非常に大事だというお話もされておりました。そういう部分をまたさらに小国町のほうでは、おぐにチャンネル、文化発表会やいろんな活動をされていますので、そういう部分で町としてはいろんな高校の頑張りを放送していくという部分も1つあるかなと思います。また、機会があればこれからの魅力化の会の活動等も発言する機会をまた御質問の中でいただければと思っております。

5番（児玉智博君） 現在、小国だけでなく、県内各地で地元の県立高校を存続させるための取組が行われています。先ほど御紹介しました熊日の社説では、小国高校のことも書かれていますのですが、高森高校はですね、1、2年は1学級のみだが、高森町は12年度から入学費と教科書代を全額補助し、地元小中学校とPTAなどで存続への知恵を出し合っている。さらに矢部高がある山都町の小中学校や保護者代表らは8月、矢部高校応援町民会議を設置した。旧矢部高と蘇陽高が統合して10年度に閉校したばかりだが、定員割れはなお著しく再々編を危ぶむ声が消えないという。このように2つの高校のことが紹介されておりました。高校再編の不安は小規模高校を抱える地域に共通するものです。そのような中、我々が小国高校の存続という目的達成のた

めに小国高校だけを残すためだけの取組だけで、本当に小国高校は守れるのかという問題です。県教委は県立高校の適正規模を1学級40人の1学年、4～8学級としてこれに満たない学校を再編してきました。今回、小国高校は高森高校とともに交通条件の厳しさなどから、運よく対象から外されたものです。基準から言えば、いつ統廃合になってもおかしくありません。小国高校を守るためにはこの基準をなくすことが必須だと思いますが、町長はいかが考えますか。

地方教育行政法は地方教育行政の基本理念として教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力のもと、公正かつ適正に行わなければならないとうたっております。この基本理念に照らして、県教育委員会のこれまでの対応は重大な問題があると指摘しなければなりません。そもそも基本計画案の段階での適正規模に関わる県立高等学校長アンケート結果では、学級下限を4学級程度と回答しているのは34.5%、3学級程度が32.8%、5学級8.6%、2学級6.9%であり、3学級以下が40%を占めており、計画案が学校現場での合意形成に至っていないことを示しています。また、統廃合の対象地域である阿蘇や多良木、南関などからは、地域の高校を残してほしいという声が大きく上がりましたが、県教委は教育現場や地域の声、地域の実情に応じた教育の振興よりも、デスクワークで文章にしたための計画案といういわば机上の空論に固執したわけであり、最後まで地域や父母の切なる声よりも1学年下限4学級を基準とした生徒の数が優先されてしまったわけであり、

1973年に出された公立小中学校の統合についてという当時の文部省通達があります。この通達は平成17年8月に平成の大合併へ向け、全国都道府県教育長協議会教育委員会のための市町村合併マニュアル改訂版の学校の統合の項で確認されていますが、ここで指摘されているポイントは、小中学校だけでなく、高校統廃合にも当てはまるということでもあります。通達は学校規模を重視するあまり無理な学校統廃合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的触れ合いや個別的指導面で小規模校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模校として存置し充実するほうが好ましい場合もある。学校統合を計画する場合には学校の持つ地域的意義等をも考えて、十分な地域住民との理解と協力を得て行うよう努めることと指摘しております。少子化や生徒数の減少といった問題との関係で、小規模校を統廃合していくという県教委のやり方は、こうした文部科学省の通達の趣旨にそぐわないものであり、教育という営みにおいては安易かつ実務的であり、後世に悔いを残しかねないというものです。1学年4学級が適正規模ということについては、これが教育効果を高めるということを客観的に証明する研究成果はなく根拠に乏しいもので、行政効果という角度から無理やり出されたものと言わざるを得ません。

規模と教育効果では、コロラド大学のグラス教授とスミス教授が、過去50年間の約300の

クラスの学級規模と学力の関係を調査した1982年のグラスとスミスの研究があります。その結果をグラフにしたこちらが、グラス・スミス曲線は小規模校ほど教育効果が高いことを示しており、WHOの学校規模と教育効果についてのまとめでは、学校はなるべく小さいほうがよい。生徒100名以上を上回らない規模を示しています。熊本県内においても小規模校の優れた教育実践例は多数あり、県教委としてやるべきことはこれらに学び、研究し、生かしていくことのはずです。先に述べた熊本日日新聞の社説は、結びに県教委は適正規模という数の理論にこだわりすぎていないか、だからこそまだ見えぬ次に地元の不安がつゆる。統廃合以外の道筋についても検討し、小規模校の将来展望を示すべきだと述べています。熊本県の教育行政がこうした方向に転換するよう、小国郷だけでなく高森や矢部などの各地域と連携して、県教委あるいは熊本県に働きかけていくことが重要だと思いますが、町長にはそうした呼びかけをされていくという考えはないでしょうか。

町長（北里耕亮君） 実を申しますと、今年の秋に今言われた該当する町村長と少し対談と言いましようか会話がありまして、そういったものを立ち上げていこうじゃないかという話をしております。まだこれが何月にどういった形で立ち上げるかは双方で協議をしておりますが、どこまで入れるかという部分はありますけれども、まず、声を出しているのは私小国と南小国、それから山都町、そして多良木町という部分でまたあとは広げていきたいと思いますという話をしております。あとまた事務レベルでの話をしながら、これは私としても実現をしていきたいというふうな思いをしております。

5番（児玉智博君） それはとても素晴らしいことだと思います。必ずそれはやっていかないとやはり1つの高校を残すために1つの地域だけがそこだけを残そうとしてもやはり今の少子化の流れというのはそう簡単にですね、急に子供がたくさん生まれるということはまず考えにくいことだし、やはりいずれかの段階でまた統廃合の対象にという時期は必ずやってくると思うのですよね。やはりそれを残すためにはまずはその基準自体を見直させて、やはり地域の特色に応じた教育行政というのを県のほうに考えさせていかなければならないと思いますので、ぜひ今のお話は小国町長がむしろ先頭に立って、ほかの地域の首長なり行政を引っ張って行っていただきたいなと思います。

というところで次の質問に移りたいと思います。最後に粗大ごみの収集・回収について質問いたします。粗大ごみとは、いわゆるタンスなどの家具や家電などの指定ごみ袋に入らない大型ごみであります。小国町では現在町民に対して粗大ごみを廃棄する場合にどのように処分するよう指導なさっていらっしゃるでしょうか。

住民課長（河野孝一君） 大型ごみ、粗大ごみについてでございます。粗大ごみにつきましては、滝美園クリーンセンターに直接持込みという方式をお願いをしております。町民の方には毎年の3月にごみ収集カレンダーを配付いたしまして、町民の方に周知を図っているところでございま

す。分別としましては固形燃料として家具、寝具、敷物等燃えないごみとして家電リサイクル法対象家電製品と粗大金属類の3種類で分別をお願いしております。

5番(児玉智博君) 今小国町では乗り合いタクシーなど地域公共交通の整備を進めているとおおり、運転免許を高齢により返上するなどして車を持たない高齢世帯が増えていくことを、執行部としても十分御承知のとおりであります。また、日本共産党小国支部が行いました町民アンケートには、それより若い世代からも粗大ごみ収集の要望が寄せられております。50代の自営業という男性であります。御紹介したいと思います。「どこの町でも粗大ごみは有料で取りに来てくれるのに、なぜか小国町は粗大ごみ収集がない。うちは軽トラがないので持ち込めない。とても困っています。」ということであります。こういうアンケートが寄せられましたので、県内の状況をインターネットで調べてみました。

ホームページに粗大ごみ収集の情報を載せてある市町村の一覧であります。ですから、ホームページに載せていない場合もありますので、これよりも実際は多いのかもしれませんが、少なくともこの表に書いてある18の自治体は粗大ごみ収集を行っているということであります。郡内では高森町と南阿蘇村が有料で、自宅の庭であったりとか自宅前に出していけば収集に来てくれるという状況のようです。いろいろそれぞれのところでやり方がありますので、高森、南阿蘇では自宅まで電話で予約したら取りに来てくれるというやり方ですけれども、それ以外には月1回とか、隔月に1回とか、多いところでは週1回というところもあるようではありますが、粗大ごみステッカーを販売店で買って、それを貼って、定められた場所に出しておけば回収してくれるというような、そういう自治体もあります。高齢世帯が増えて、また高齢でなくても非農家で軽トラを持っていない家庭も時代の流れで増えております。粗大ごみの収集は小国町でもこれは行っていくべきではないかと思いますが、それを検討されるつもりはございませんでしょうか。

住民課長(河野孝一君) 粗大ごみの回収ということでございますけれども、町としては今現在のところ、直接的に大型粗大ごみを回収してほしいという要望等があっていないのが現状でございます。それで阿蘇郡内、先ほど児玉議員が言われましたとおおり、うちのほうも高森町、南阿蘇村が特別料金を設定して自宅での回収をするという方式をとっているというところは、私たちも把握しているところでございます。ただ、この高森町、南阿蘇の粗大ごみを回収するにあたった経緯といたしまして、町内に置いてあるごみステーションにそのまま粗大ごみを出して放置された。景観的なものやそのまま回収ができずというようなもので、特別料金で回収したというようなことがございます。ただ、先ほど議員が言われましたとおおり高齢化が進む中、車を持っていない、動かせないというような方についての回収については、町民からの御要望が多数あれば検討していくことも必要であるかなと思っておりますのでございます。

5番(児玉智博君) そういう要望があったら検討するとかいう受け身の状況でやっていたから、高森や南阿蘇もそういう勝手にルールがないのに、ごみステーションに出してしまうというよう

なそういうことにつながると思うのですよね。本当にこのごみ問題だけで考えるのではなくて、やっぱり地域公共交通というのがなぜあるかという、やっぱりお年寄りになっていろいろ目が悪くなったりとかそういう状況があって、そういうときに無理して運転をしなくても大丈夫なようにというふうなこともひとつあって、地域公共交通、乗り合いタクシーなんかも運行されているのだと思うのですよね。それだけで大丈夫かと言えば、やっぱりこういうごみ出しのことなんかは乗り合いタクシーを呼んで滝美園まで運ぶなんていうことはできないわけですから、やっぱりそういうことも考えていかないといけないと思うし、おそらくさっきアンケートで御紹介した方はもともと小国の方ではなくて、多分移住された方なのではないかなとちょっと文面を読みながら思ったのですが、やっぱりそういう I ターン・U ターンとかいうのを考えれば、絶対にそういうインフラ整備というか、そういうものは進めていくべきではないかなと思います。やっぱりそういう粗大ごみの収集まで町が責任を持つことで、そういう不法投棄を減らすようなことにつながると思うのですよね。だから今廃品回収なんかで町外から来て、どこか県外のナンバーで回っているような人がいますけれども、町がそういう収集をしないからそういうところに仕方なく軽トラとかがない方は頼むのだと思うのですよ。やっぱりそういう、要は素性がわからないというかそういう人が出入りする中で、これは絶対に不法投棄とかあるいはよく最近は少なくなったかもしれませんが、ニュースなんかでエアコンの室外機が取られたとか、小国でもそういう刈払機なんか納屋に置いていたら持って行かれたとかいう話もあるのですけれども、そういう廃品回収の振りをしてそういう窃盗をするような人も、やっぱり町が責任を持って回収しないからそういう状況を生み出している部分があるのだと思います。やはり、要望があればとかいうのではなくて、まずはその要望をつかむためにアンケートなり、町がまずは責任を持って行うべきだと思いますが、その検討はありませんか。

町長（北里耕亮君） 議員の御意見の中で、執行部といたしましても検討していかなければいけないという部分も一部あります。私もまだどういう検討がいいか具体的な話をしますと、回収する事業体はどういった部分がいいのかとか、料金設定はどういう部分がいいのかとか、月に何回とかそういう具体的な部分はこれからという部分で。何が言いたいかという、どういった形であれ検討はしていくという今思いをしております。また、高森、南阿蘇で実際物理的に行われているのなら、こちら小国郷のほうでも小国町のほうでも可能ではないかなと。ただ、その事業主体が町なのか、広域行政ではないですかね。そのあたりの部分も今後調査をさせていただきたいと思っております。

以上です。

5 番（児玉智博君） 私が先ほどインターネットで調べたところによると、高森、南阿蘇の事業主体というのがどこというのは書いてはなかったのですが、やはり益城町は町内の指定業者に委託しているというような部分もあって。だから、回収を要請するときにはそうした業者と直接やり

取りしてくださいとかいうような、それはそこそこの自治体によって様々なやり方がありますので、どういうやり方がいいかというのはそれは執行部内で検討していただいて、やはりこういう部分はなるべく早く実現していただくことを求めまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（渡邊誠次君）　ここで暫時休憩をいたします。11時から再開いたします。

（午前10時52分）

議長（渡邊誠次君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

11番（松本明雄君）　11番、松本です。

この前、鍋ヶ滝のほうも18万人を超しまして非常に多くの方に来ていただいております。そして、そのお金も小国町のほうに入れていただいて、非常に助かっていると思います。それに反してやっぱり地域住民の方が相当苦労している面も町長はおわかりいただきたいと思います。もう1つは、ふるさと納税ですけれども、本年度は非常に伸びております。高森町ではこの前の新聞で8千万円ほど出ておりますので、うちも12月末までにはそれに近い数字を出していただきたいと思っております。来年度からふるさと納税も東京都が相当税収が減っておりますので、いろんな面で考えると、それから品物のやる方法も考えていこうというような方針が出ておりますので、今後またそういう工夫もしていただきたいと思っております。

それでは、一般質問のほうに入っていきます。児玉議員のようにすらすらとはいきませんけれども、自分の思いを述べたいと思っておりますので、執行部の方も誠意ある回答をよろしく願いしたいと思っております。

1つ、農作物の問題です。有害鳥獣の話は議員の勉強会、全員協議会、この議会、いろんな話はずっと出ています。それで今後町がどのように方向を示すのかお聞きしたいと思います。こういう質問をしたのはTPPも始まりますし、イノシシ、鹿が収穫前にわかったように2、3日前に畑に入ってその食べ物を取っていくと、農家の人たちは丹精込めてつくってやっと収穫するのにできないと、そういうことができっておりますので数字的なものもありますけれども、その辺のお気持ちと今後電牧できるのか、手水野あたりを見ると大分県は柵、福岡県も柵、熊本県だけは電牧といったような方向になっております。それから小国町の電牧の補助をしていただいてもう5年になります。耐用年数から見ると大体7年ぐらいがめどだという話も聞いておりますので、今後小国町が買い替えをするにあたり、また補助をするのかどうしていくのかそのあたりをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

産業課長（澁谷洋典君）有害鳥獣の防除に対する質問ということで、松本議員が言われますように小国町では小国町有害鳥獣防除柵設置事業ということで、平成23年度から一応5カ年をめどということで今年が5カ年目になります。事業を実施しております。まず、その事業の実績のほうからちょっと報告しておきたいと思っておりますけれども、申請件数としましては5カ年間で155件

の申請がっております。申請者は共同利用もありますので、159名の方が申請をしております。事業費といたしましては約930万円、補助金が約446万円ほど支出されております。補助対象経費の2分の1の補助ということで上限額が3万円の事業であります。これによりまして防除された対象面積といたしましては、水田におきまして約35ヘクタール、畑地におきまして約10ヘクタールの防除がされたのではないかと考えております。そういった事業を行う中で、平成21年度頃から近隣の市町村になります日田市のほうで、先ほど議員も言われました鋼製のメッシュ柵を設置する国庫事業に取り組まれておまして、近年ですけれども、小国町でもその鋼製のメッシュ柵でないと防除ができない事業に取り組んだらどうかという話も伺っております。

ここで国庫事業の御紹介でございますけれども、これは国庫事業で鳥獣被害防止総合対策交付金事業という事業でありまして、これは事業主体は町ではなくて協議会というところが受け皿になります。小国町では南小国町と広域の小国郷の鳥獣害防止広域対策協議会というのが平成23年度に立ち上げられておりますので、この事業をもし実施するとすれば、この協議会が受け皿となります。そしてその設置者とですね、これは耐用年数は鋼製柵は14年ありますので、14年間の維持管理契約を結ぶことになると思われます。また、ほかの補助事業といたしましては、単県の鳥獣被害対策担い手育成加速化事業という事業がございます。これはどちらかという主としてソフトを主体とした事業となっております。議員の言われますように被害に遭われました生産者にとりましては、本当に生産意欲がそがれるものだと思いますし、その対策としてこの電気柵であったりメッシュ柵というのは効果は見られるとは思いますが、やはり侵入を防止するだけでは有害鳥獣の生態系、頭数が減るわけではありません。やはり有害鳥獣被害の防止には、いかに駆除、捕獲頭数を増やしていくかが重要ではないかというふうに考えております。

先日、熊日新聞のほうにも掲載されておりましたが、県のほうも今年5月に施行されました鳥獣保護管理法に基づきまして、頭数管理を行うために年明けより試験的にモデル地区を選定し、捕獲事業に取り組むと聞いておりますし、国・県の有害鳥獣対策に対する考え方も防除柵ありきではなくて、捕獲・駆除を重要視するような考えではないかと町のほうとしてもとらえております。そのようなことから電気柵補助事業によるメッシュ柵、単県事業によるソフト事業などを総合的に検討して、今後の鳥獣対策に取り組んでいかなければいけないのではないかと考えております。

町長（北里耕亮君） ただいま課長も述べましたけれども、やはり捕獲をする部分、それから防除する部分と大きく2つあるかと思いますが、第一義的にはやはり捕獲をしないと元の数が減りません。捕獲を第一義的に考えてはいきながらも防除もしていくという部分で、防除については電気柵をしておりますけれども、このあたり一巡をしたというかそういう部分もありますので、そこはまた執行部内で別の形にするかどうかをまた検討していきたいと思っております。ただいま枠組みとしては、南小国町と小国町の協議会で国庫補助の鋼製のメッシュ柵、鉄の部分でありま

すけれども、他県においてはそれをやっている地域も多ございます。特に小国町内では小国町が県境に所在しておりますので、日田市側を見ますとその鉄製のメッシュの柵が張っていて、熊本県はどうするんだ、小国町はどうなんだという部分の話題も私自身も聞くところでもあります。そしてこの鉄の部分については、やはりこういうふうに延長をしていきますので、一度したらずっと防いでいかなければなりません。それは当然のことです。一部短い部分をやっても効果はありませんので。そういう部分で大変多額の予算を投じることになります。ただ、これは制度として国の補助金がある部分も先ほど説明したとおりでありますので、このあたりのところは、今執行部もいくつかの市町村に視察等に行つて内部の状況を聞いておりますけれども、ぜひ議員の皆さま方も先進地などに参考までに行つていただいて、執行部と議会の議論をぜひ深めていきたいと思つております。島根県で非常に先進地という部分も聞いておりますものですから、そういった部分を、これは一度し始めると数千万円単位、全部するなら億というような金額もあるかと思つます。この政策判断といたしまして執行部が中心に決めなければいけません、費用面からもぜひ議会と議論を深めたいと思つております。

以上です。

1 1 番（松本明雄君） 費用の面は非常にわかつております。莫大な費用がかかると思つすけれども、いつかは政治判断でどうされるかは執行部と町長が判断していただきたいと思つます。今、駆除の話も出ましたけれども、駆除隊の方も猟友会の方も非常に苦勞して高齢化になつて大変だと思つます。極論から言えば、昔は北海道ではオオカミがいて、鹿、イノシシは少なかったのですけれども、今は日本オオカミは絶滅しましたので、一人の方が今シベリアオオカミを飼つております。それはなぜかと言うとシマフクロウのためです。今駆除しても骨や内臓なんかを全部やっぱりごみとして出さなくてはなりませんので、オオカミが食べればその残つたものはまた土に還つて、またそれが自然に戻るというような話も出ています。ここでフクロウの話をするつもりはなつたのですけれども、そういう駆除の仕方でもすね、九州内にはオオカミはいなかつたのでこういう話はあれなのですけれども。

今年は環境省が法人に対して、18億円で捕獲すれば補助を出しますというような補助金を出したと思つます。レスリングで有名な吉田さんがいる会社もいろんな方法を考へて捕まえるようにしております。この前見た番組では、今のところは採算は取れませんけれども、今後自分たちのネットワークを利用すればそれも可能かという話も出ていましたので、今後そういう会社とも提携し、模索しながら頭数を減らす工夫をしていただきたいと思つます。その点はどのようにお考へでしょうか。

町長（北里耕亮君） 執行部といたしましては、捕獲の部分であつたり、今先ほど言つたように第一義的には捕獲という部分もありまして、ありとあらゆる方策を検討していきたいという部分、学習していきたいという思いに駆られております。臭いの部分であつたり音の部分であつたり、

点滅する光の部分であったり、様々いろいろあるかと思えます。そういった部分を複合的にもまた考えながらやっていきたいというふうに思っております。

ちょっと質問の意図とは外れるのですが、地域的には非常にこのあたり、捕獲であれ防除であれ意識的に高い地域もありまして、新しい取組だったり自分たちの地域でやっていこうというようなことを考えられている部分もあると聞いておりますので、そのあたりの地域の方ともまた話しながら、費用面とか様々な部分を考えていければというふうに思っております。

以上です。

1 1 番（松本明雄君） 町長が今答弁の中で言われましたけれども、ちょっと言い忘れてしまったけれども、オオカミのふんが非常に有害鳥獣には効果的であると。光と音はどうしても慣れたらまたそれはもう駄目だと。ですから、日本では確か長野か何かにオオカミ犬がいます。そのふんをまいただけでもやっぱり有害鳥獣は入ってこない。そういうことがありますので、大量にできなければ東京農大には確か香りを開発する課がありますので、そのあたりとも提携して嫌な臭いを作っていただいて、鹿とイノシシが入らないような方法も考えていっていただきたいと思えます。うちは北里大学もありますので、農学部もありますので、その辺も町長はいつも行かれると思えますので、そういう話もしていただいて、今後少しでも前に進んでいただきたいと思えます。ですから電牧とそういう臭いと、そういうこともしていったらどうかなどは思っていますけれども、そのあたり町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

町長（北里耕亮君） 先ほども答弁をいたしましたあらゆる方法を模索というか実験もしながら、市販品だけではなくて光と音というのは市販の品がありますけれども、今言う臭いの部分はあまりちょっと私も専門ではないのですが目にしたこともありませんので、そういった部分の開発といいましようか、そういった部分の検討もしていきたいというふうには思っております。あとはこれは非常に重要な位置づけをしております、執行部内としても先ほどの繰り返しになりますけれども、防除の部分については本当にどうしていくかというのを議会とまた議論を深めていきたいと思っております。

1 1 番（松本明雄君） 1 2 月は予算を組む時期でありますので、その辺も加味しながらやっていただきたいと思えます。

それでは、第2問にいきます。前からずっと少子化問題で町長はいろんな施策は持っておられると思えますけれども、私としても公園という声が多く出ております。それで社協なんか宮原の公園を年2回ぐらい草刈りをしていますけれども、草刈り以外あの上に登っていく人の姿を見ないようですので、今後公園問題をどうするのか、少子化問題をどうするのか、それとあとからまた付け加えて質問したいと思えますけれども、老人の健康に関しても公園が必要ではないかと思っております。メタボ対策で朝早く夜遅く道を歩いている方を多く目にしますので公園があれば道路を歩く必要もないし、そういうところも考えていただきたいと思えますけれども、

どのようにお考えでしょうか。

町長（北里耕亮君） 担当のほうから補足があれば、また答えていただきたいと思いますが、

まず、最初の前段の少子化の部分の公園でございますが、御意見がたくさんあるのは、やはり遊具がある公園が小国町にあればいいですねという御意見はたくさんいただいております。そういう部分でぜひこの平成27年度ではそういうどういった規模の、また場所はどのあたりのという検討も執行部内で専門家とも相入れながらしております。平成28年度の予算には、ぜひこういう部分を具体化できるような政策をやっていききたいというふうに思っております。

あとはその高齢者のほうでございますが、こちらあまり高低差がある部分はそこに行くまでのという部分も考えなければならないですし、今現在決して高齢者だけではないのですが、町内で早くから散歩や歩かされている部分をしている方も大変多ございます。林間広場や木魂館あたりでも歩いて、健康づくりという観点からそういう運動をされている部分もあります。ポールウォーキングという部分もよく見かける部分もあります。そういった部分で高齢者の運動という形でそういう部分は大事だとは思いますが、そのための高齢者用の公園という部分はちょっと今のところは考えてはおりませんので、また議員のいろんな御意見があれば、ちょっと拝聴しながらまた答えていきたいというふうには思っております。

11番（松本明雄君） 場所、場所と言いますが、今思っているのは林間広場の駐車場が広く空いております。第1、第2とありますけれども、イベント以外はほとんど使われておりません。できれば第2駐車場のアスファルトをはいでいただいて、そこに簡単な機具でも置いていただくと、この前話していたら上は自分たち、お父さん、お母さんが走りたいと。下では子供を遊ばせたいというような話も出ております。そして、今高齢者関係の公園の話もしましたけれども、つくってくださいとは言っていない。それはなぜかと言いますと、杖立温泉会館にあるようなアスレチックの器具とか老健にある器具は、なかなか申請しても許可をもらうのに時間がかかります。それで、この前ちょっと目にしたのですけれども、こういう大した器具ではないのですけれども、置いていただくと背伸びができたりとか腹筋ができたりとかこういう器具はありますので、今後こういうものも置いていただくと高齢者の方が使えるようにはなると思います。そういうことも加味しながら、ただ阿蘇まで皆さん子供さんを連れていっておりますので、早く少子化、少子化と言え1つでもクリアしていただきたいと思いますが、そのお考えはありますでしょうか。

町長（北里耕亮君） 先ほども言いましたように本年度専門家も入れて検討して、来年度はぜひ政策的にやっていききたいというふうに思っております。ただ、場所も今検討中でありまして、お子さん用の遊具がある公園の話でございますけれども、町の中心部をですね、今のところは様々な案がいくつかはあるのですが、私としては中心部も場所も1つ考えてはおります。ただ、今議員がおっしゃいましたそういう場所も、実際林間広場は先ほど言ったように歩いたりジョギング

をされている方もいますので、その土地の有効活用として駐車場という部分であるなら、そこも一度、私もめったに行く機会がありませんので少し行って、状況をちょっと確認はしてみたいと思っております。

以上です。

1 1 番（松本明雄君） 一応確認して、イベント事がもう段々ないと思います。ホッケーの大会もここ数年はないと思いますので、駐車場で置いておくのももったいないかなど。大会があればいろんところに停めていただいて、あとはシャトルバスで対応するとか、そういう方法も考えられるのではないかと思います。町長が今思っている中心部の公園は私と考えが一緒なんですけれども、あそこはちょっと狭いのではないかなというような気がしますので、広いところにアスファルトをはがして芝生を張っていただいて、そんなに予算的にもかかりませんので前向きに御検討をお願いしたいと思います。

それでは3番目の質問をさせていただきたいと思います。小国町は環境モデル都市といって、木魂館に薪のボイラー、本年度は公立病院の太陽光とLED化、来年には公立病院にチップのボイラーを入れるような予定をしていると思います。なかなか一般の方も地球温暖化と言いながらも、言葉は耳にするのですけれども自分たちの身にまだなかなか溶け込めないで、言葉だけが一人歩きしているように思います。先日南小国町に行きましたら、あるところにペレットストーブが入れてありました。話を聞くと、町の補助金等が小国町より、小国町はまだ補助金を出していないのですけれども、相当高いようにお見受けしています。3割補助の最高限度額15万円です。全国でも京都と同じぐらいですかね、南小国には出しております。小国町も今後ですね、地球温暖化というならば、そういう官公庁にいろんなものを入れるのではなくして、一般の家庭に入れていただいて、小国町の観光客の方が多い町でありますので、その辺で見ていただいて普及に努めたほうがいいのではないかと。燃料の問題もあります。薪は重量物ですので持って歩かせませんが、ペレットになると10キログラム単位で袋に入っていますので、非常に持ち運びもよろしいです。そして、そこの方に聞いたら、空気もきれいなのでぜん息やいろんな方が来ても気にならないというような話もしていましたので、今後小国町も観光面に対してもいろんなところにペレットストーブがあれば、煙突の問題とか煙の問題等ありますけれども、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 結論から言いますと、ぜひ小国町もやっていきたいという部分を先に述べさせていただきたいと思います。目的といたしましては今議員もおっしゃるように、地球温暖化の部分でエネルギーの循環ということにすると、化石燃料は外に出ていくわけでございますけれども、御覧のとおり小国町は林業地域であります。そういった部分について、産業の活性化の意味もありますし環境モデル都市に認定いただいている中で、そういう部分での木質系のそういった部分を推進するのはやはり合致しているのではないかなという思いはしております。その金額や

その方式をどういうふうにしていくかというのは、今後また考えていきたいと思っておりますし、今1カ所あるのは、北里柴三郎記念館に受付棟がありますが、そこに2台設置をしております。今議員がおっしゃいますように、非常に空気もあまり煙っぽくもなくということも聞いておりますし、メンテナンスというか操作もしやすいというようなことも聞いておりますので、そういった部分を推進していくのはいいのではないかというふうに思っております。また、一般家庭だけでなく、そういった何らかの形で推進はしていくということではありますが、公共施設の中にも、どこかにまた設置をしていければというふうな思いはしております。

以上です。

11番（松本明雄君） 前向きな発言でうれしく思います。やはり、化石燃料を焚くよりも我が町は森林もありますので、前向きではなくても南小国町よりも先に本当はしていただきたいかと思うます。そういうことを兼ねながら、今後検討していただきたいと思います。

これをもって、一般質問を終わります。

8番（松崎俊一君） 8番。

本日は、一昨日の本会議でも話題になりました、少し掘り下げて聞きたいマイナンバー制度ですね、これについて質問をしたいと思います。ある情報誌のほうにマイナンバー制度のメリットそれからデメリット、そういうのが知らせてありました。議会のほうでも昨日もいろいろお話の中にもありましたけれども、メリットとして一般的に個人情報一元化、それから事務手続の簡素化、それから事務コストの削減、それから所得申告扶養控除ですね、それから生活保護の適正化などが書かれておりました。

それからデメリットのほうは、この前話があったとおり個人情報の流出ですね、これが一番懸念されるというようなことでした。当面は行政機関のみの利用だと思いますが、徐々に民間のほうにも活用が拡大するのではないかとありましたし、また、政府のほうもそういったことを検討しているというふうにも書かれていました。例えば、銀行ですね、銀行あたりでマイナンバーを提出しないと取引ができないとかですね、それから証券などの取引、金融関係も含めまして必要になってきて、その結果、資産あたりが正確に行政に捕捉をされていくというようなこともありました。現在は給付金とか税金とか社会保険料などの計算は、所得ベースで行われているということですが、マイナンバーの導入後はいろんな預金あたりの把握とか、それから扶養控除あたりを重複してできないとか、隠し資産、そういうのができなくなると、そういったことも書かれてありました。

そこで、まず行政にとってのメリットというのはあるのでしょうかけれども、情報の管理、それから漏えいの防止、そういった観点からシステムの導入のコスト、つまり初期のコストですね、それから毎年メンテナンスがいると思うのですけれども、そういった費用が小国町の場合どの程度かかるのかを教えてください。

総務課長（松岡勝也君） マイナンバーの準備体制に今入っているところでございます。今御質問がありましたシステム改修のコスト、またこれからのメンテナンスの御質問だと思っております。国といたしましても、システム構築には莫大な予算を投じて進めているところです。それに伴いまして、町としまして平成26年、27年の2カ年分でございますが、これは補助を国からいただいた分もでございます。事業費で約1千万円ですね、平成26、27年度でシステムのコストが支出されております。平成27年度は決算はありませんが、約1千万円。そのうち町費としまして300万円ですね、システムのコスト費にかかっております。今後、平成28年度以降システムをまた維持するということで、維持費が今後また年間100万円程度システムの維持費がかかるものと見込まれております。それと今後J-LIS、地方公共団体機構への負担金、そういうのも生じてくるというふうに金額的にはまだ明確ではございませんが、そういった負担金も生じてくるという説明でございます。

以上です。

8番（松崎俊一君） 8番です。次に、行政の取扱いの範囲ですね、先ほど条例のほうにいくつか示されておりましたが、特定健診とか予防接種、それから戸籍関係、医療それから介護関係、健康情報の管理とか、そういったところまで拡大するのかどうか、そのあたりを教えてください。

総務課長（松岡勝也君） 先日の新たな条例に基づきまして、マイナンバー法に基づきます分野については当然でございますが、条例につきましてのいろんな事務につきまして、これから利用が拡大されていきます。今御質問の中の特定健診、予防接種また戸籍、医療・介護等に拡大するののかということでございますが、今質問等でQ&Aとかいろいろ出ております。そういった中では特定健診予防接種については、検討事項がまだあると書かれております。また、戸籍関係については2019年以降導入ということで、スケジュール等には明記されております。医療・介護につきましては、今後拡大される見込みということで表現されております。今後は民間等への拡大も検討されているということでございますので、そういった状況でありますので、行政といたしましてもそういったところを踏まえて、事務の準備体制に入っていきたいというふうに考えております。

8番（松崎俊一君） 8番です。次に、これは現実的な話というか、今住民、町民の皆さんも直面していると思いますけれどもマイナンバーカードをつくるか否か、それからその後の運用も気になるところですけれども、当面の問題・課題として、各世帯にこのところほとんど行っていると思いますけれども通知カードが行ったと思います。その後どうすれば良いのか、つまり、そのままにしておいてもいいのかとか、どのような問題が発生する可能性があるのかとか、そういった問題が発生したときに、どのように対応すればいいのか、住民の皆さんが今不安に思っていることが多分あると思うのですね。そういうところを今まで総務課あたりに問合せがあったりとか、いくつかの事例、もしくは今のお考えを聞かせてください。

総務課長（松岡勝也君） 通知カードは、小国町の管内はほぼ通知がされたと郵便局から来ております。しかし、これが郵便局のほうで1週間以上返答がないと、そういった場合には役場に配達されてくるということで、先日までに役場には約500通戻ってきております。これについてはきちんと金庫のほうに保管しながら、連絡等を取り合いながら取りにくる方等から毎日問合せ等がっております。そういった状況です。それで、今11月の中頃から役場の1階でマイナンバーの受付窓口を臨時と職員が一人、二人体制で受付をしております。一番問合せが多いのは、これをつくらなければいけないのかとか、今後どうしたらいいのかとか、写真の撮り方はどういった撮り方がいいのかとか、大体限られた皆さんの質問が多いようです。今各個人の方ですね、カード申請をしない方でも全ての方に番号が振られた状況になっております。ですので、そのカードをすぐ使うというような緊急性がある方はすぐつける必要がありますが、番号を使う事務は増えてくると思いますので、通知カードは大事に保管をしていただきたいと。

また、これはカードを申請して持ってきてからでも同じですけども、身分証明書にもなるような非常に重要なカードですので、どちらにしても通知カードも番号カードのほうも非常に大事なですね、免許証等とも同じですけども、そういった身分証明書等にもなりますので、十分管理を徹底していただきたいというのが一番でございます。その後考えられる皆さんからの質問等は写真の撮り方ですね、これも各家庭に届いております申請の仕方、あれを見ていただきますとある程度大きさを表現しております。ですから、決まった大きさを写真を撮って貼りつけて出すというやり方と、もう一つはスマートフォンでバーコードをかざしていただいて申請する方法、これが一番やりやすい簡単な操作ではないかなと思っておりますので、そういった問合せが今現在多いような状況でございます。

8番（松崎俊一君） いくつか例というか、お話を住民の方から聞いたのに、通知カードが来ましても開けずにとっておくと、タンスの中に入れておくと。要するに自分の情報が流れたら困るというような観点でしょう。それから、今現在使う必要があるのかというようなことだろうと思います。それから、通知カードが来たあとにマイナンバーカードですね、カードは作らないと。なぜかと言うと、つくった場合免許証みたいに一緒に財布に入れておくのか、カードホルダーに入れておくのか。やっぱりそういうことをすれば落とす可能性もあるからというような、そういう意見もありました。それから子供の場合、マイナンバーカードをつくりましたと。そして写真を添付しましたと。子供が大きくなっていきますよね、そういった場合の対応とかですね、そのあたりもどうすればいいのだろうかという話もあっています。それから、次に給与所得では、既に給与所得のこのような紙、サラリーマンの方はみんな要るのでしょうかけれども、給与所得の扶養控除等の申告書というものに、平成28年から番号を書くようになっていきます。書かなければならないのか、もしくは書くようになっていく、そういう欄ができていくということですね。

次に、このカードや番号を紛失したとかそれから盗まれたとかそういう場合にどの程度の個人

情報が漏れるのか、結局なくした場合に相手方にとって、その影響がどのようなものか。それから、今マスコミ等でいろいろ話があっているのが、海外あたりでなりすましがあつたと、そういうことで税金の還付金が盗まれたとかありますけれども、そのほかにいくつかの例がありましたら教えてください。

総務課長（松岡勝也君） 通知カード及び番号カード両方でございますが、紛失した場合の再交付ということですね。これはできるようになっておりますが、やむを得ない場合ということで紛失・焼失とかですね、焼けた場合とか、盗難、損害とかそういった場合が再交付の内容に該当するというようなことで、まずはなくしたらすぐ届出を今のところコールセンターのほうに届出いただきたいということですね。コールセンターというのが各世帯のほうに通知されております。そこが全体の受付になっております。そこからコールセンターにいきますと、また各自治体のほうにまたそれから連絡が入ってくるというような体制でございます。すぐ盗難されたら警察に行くという方もおられると思いますが、今の段階、警察が受理するかどうかもちょっとまだ未確定というようなことで、まずは届出して使用停止をかけるということが大前提ということでございますので、紛失、特に盗難・焼失等をした場合ですね、まず届出をしていただくということでございます。

カードを取られたりそうした場合、どういった個人情報が漏れるのかという心配は、以前からいろいろ言われております。カードの表は、申請して新しくつくったカードは住所・氏名と生年月日と写真が書かれております。裏面は個人情報のチップというのが内蔵されております。ですから、そのチップの内容は何かということ、チップの内容につきまして、同じく住所、氏名、年齢等が書かれております。そのほか確定申告とか新たな利用を拡大していく場合、そのチップの中に新たな情報等が入ってくるというところですので、今の段階ではまだ取られた場合、そのカードをみただけで個人情報が漏れるかというのは、住所、氏名、年齢そういうのは漏れますけれども、それから先の所得やずっといろんな年金とか、そこまでの情報はチップに入っておりませんので、あくまでもカードを使って、その番号を使っているいろんな事務機関が検索をかけていくと、必要な事務所、事務所でですね。

ですから、一元管理を国のほうでしておりませんので、必要な事項をその都度役所関係、いろんな関係の団体が照会をかけていきながら情報を取っていくということですので、カードの中にすべての情報が入っているというわけではございませんので、そこは誤解のないように伝えていかなければならないと思っております。一応、盗難関係と情報のことの答えでございます。

8番（松崎俊一君） 当面は、そういった行政機関のほうできっちりした対応が必要になるということで、小国町役場もそのあたりも必要になってくると思います。最後に住民から問合せあたりがあつた場合に正確、あるいは丁寧にしてもらいたいということで、町長のほうからお考えを。

町長（北里耕亮君） このマイナンバー制度は、先日小国町の条例の制定も行いましたが、まずは

上位法の国で定められた部分でしっかり基礎自治体として、住民の方に安全・安心に使っていただくというか制度にのっとってミスがないようにすると、これに尽きると思っております。様々な不安に思われている部分についても、今総務課としては相談員ということで正職員を配置してしっかりやっておりますので、町としてはしっかりやっていくという部分の発言でございます。

8番（松崎俊一君） 8番です。次に話題を変えます。先日11月、熊本県民生委員児童委員協議会とそれから小国町・南小国町の民生委員児童委員協議会、民児協主催によります見守りフェスティバル、これが11月15日に行われました。フェスティバルの内容、それから目的、そういったところを教えてください。

福祉課長（穴井幸子君） 11月に行われました見守りフェスタについて御説明させていただきます。この目的はですね、主催のほうは議員さんが言われたとおりですけれども、目的は熊本県が行っている熊本県見守り応援隊を広く県民の方に知ってもらうために、県内持ち回りで行っているものです。この見守り応援隊といいますのは、地域で安心して暮らし続けることができる地域を目指し、民間事業者等の協力を得て地域の中で支援が必要と思われる世帯や子供の安全などの見守り活動に取り組むとともに、また、それぞれの機関が連携して見守り支え合う活動の向上を目的に、協定を結んで活動をしているところでございます。今回は小国郷で行われましたので民生委員、児童委員による演劇等が行われております。民生委員の役割についてですね、民生委員は身近な相談相手でありますということをお知らせしたことと、南小国町のほうでは認知症に優しい小国郷ということで、実際の認知症になった模擬訓練なのですけれども、劇でどのような動きをするかということをお知らせいたしました。

以上でございます。

8番（松崎俊一君） 私もこのフェスタのほうには参加させていただきました。小国高校並びに小国支援学校の吹奏楽部、これはオープニングか何かありまして、民生委員の皆さんが寸劇と今言いましたが、皆さん一生懸命やられて皆さん一人一役か何かでやっておられました。それで、一人暮らしの高齢者や生活弱者、先ほど子どもさんとおっしゃいましたかね、そういったことで地域や関係機関が協力して見守っていこうということで。関係機関の今課長が言いました民間事業者等とはどういった方々、小国町ではどういった方、どういった事業者とか、そういうところがあるのか、その辺を教えてください。

福祉課長（穴井幸子君） まず、関係機関が熊本県では5機関、民間事業者が12社ということで協定を結んでおります。関係機関と申しますのは、熊本県民生委員児童委員協議会、熊本市民生委員児童委員協議会、社会福祉法人熊本県社会福祉協議会、熊本県警察本部、熊本県となっております。また、民間事業者では新聞社、熊本日新聞社をはじめ6社、それから熊本県のLPガス協会、熊本県タクシー協会、西部ガス、それから日本郵便株式会社九州支社、それから九州電力株式会社、熊本県農業協同組合中央会の12社となっております。熊本県が結んでいるところは

市町村で独自に結ばなくていいということになっております。

また、お願いをしているところがですね、これは社協から依頼を出しているところなのですが、これも6社です。小国新聞販売店、九州電力、水道検針、赤帽、ヤマト運輸、佐川急便となっております。それから、また見守りですが、配食サービスを行っているところですね。配食サービスを受けている高齢者の方で気掛かりなことがあったら、地域包括支援センターのほうに連絡が来るようになっております。どこの団体にしてもすぐに様子を見に訪問をする仕組みになっております。

以上です。

8番（松崎俊一君） 今のような小国町でもそういった協力者とかいろんな方々と、これは協定ではなくて協力ですね、協力者があるということで、このような取組をぜひ多くの御家族であったり関係の方々に知ってもらいたいというふうに思います。こういった見守りがあるのだなということで地域の安心、それから高齢者の介護をされている方あたりから見ても安心があるというふうに思いますし、そういった部分でこの見守りに関する広報であり周知でありですね、こういうことが必要であるというふうに思っております。それから内容によっては広聴ですか、出向いていっているいろんな意見を聞くと、そういったことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

福祉課長（穴井幸子君） 必要な案件といいますか、気掛かりなことがありましたら、まずすぐその場所に行って聞き取りをいたしますし、広聴といいますか地域の見守りの方といいますか、御家族の方や民生委員の方ですね、近所の方、そういった方々から情報が先ほどの協力依頼をしているところも情報が気掛かりなことが入ってきますので、そしたらすぐ駆けつけていくことにしていますので。個人的なことになりますと、なかなか広聴ということで大きくということによるのでしょうか。では、個人的なことというのはなかなか聞き取りというのは難しいところがあるかもしれませんので、地道にしていくところで思っておりますがよろしいでしょうか。

8番（松崎俊一君） 8番です。今ですね、医療機関とかそれから介護施設とか事業所とか、そういったところで安心ネットワークですか、こういったところでいろんな情報交換をしていたり、一つの例でいきますと南小国のほうでいなくなって探してもらいたいというときに、そういったネットワークを使って情報を流したりとか、それから、毎回会議が行われている「ひとよこい」という介護関係それから認知症関係ですか、そういったところの運営もやっていますよね。そういったところのネットワークの活用とか、そのあたりも考えてもらいたいですがけれども、いかがでしょうか。

福祉課長（穴井幸子君） 小国郷医療福祉安心ネットワークが立ち上げられています。こちらではいろんな各部会に分かれて先ほど言われました医療関係、介護事業所関係、あと町、包括支援センター、社会福祉協議会ですね、行っておりますけれども、そこでも先ほどの南小国町の方につきましてはネットワークのほうに依頼がありました。そういったところで、連携はしっかりとつ

ていくところでございます。

8番（松崎俊一君） 以上をもちまして、マイナンバー制度の周知、それから管理の徹底と、それから民生委員・児童委員の取組につきましての質問といたします。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をします。午後1時から再開をいたします。

（午前11時55分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

2番（大塚英博君） 2番、大塚です。

本日は、教育に関することとマイナンバーの普及に関すること、そして地方創生絡みの3つのテーマについて質問をしていきたいと思っております。まず、その中の教育関係のことについては、小中高一貫教育に関する道德教育の水準についてと、小国中寄宿舎の今後に向けてと、そしてスクールバスの運用について、この3点について質問していきます。まず1点目の小中高一貫教育だからできる小国独自の誇れる人材を育成する見地から、将来小国に帰って家業を継いだり、親の介護をしたり心の優しい人を育てていくような小国独自の道德教育について取り組んでいきたいと考えております。取り組んでいくことができないかということでございます。この中で今非常に家族という問題が起こって、親の収入の不足による家族の連携が取れなくなったり、少子高齢化の原因である、要するに離婚率の増加ということもございます。そういう中で、いろんな周りに犯罪というものがたくさん出てきておりますけれども、本来のこの基本的な道德というものに対して教育がなされたならば、もっとそういう犯罪も少なくなっていくのではないかなと思っておりますし、また、独自に小国のこれからの町を支える人材というものを確保するためにも、そういう心の優しい人をこの道德教育の中で専門的に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、そのことについて答弁をお願いいたします。

教育長（北里武一君） 非常に難しい問題でございます。もう御存じだと思いますけれども、戦後アメリカのGHQの占領によりまして、日本のよさといいますか悪いところはあったわけですが、悪いところだけでなく、よさまで徹底的に破壊をしてしまったと。極端に言いますとですね。そういう点で今のような状況になっているというふうにも言われておりますけれども、今議員のおっしゃるとおり、家庭の問題や地域の連携の問題、こういうようなことについてやはり昔に比べて非常に希薄な面があって、何とかこれをしなければいけないということで、一番先にそれを持ってくるのが学校教育でございます。したがって、学校教育についてはやはり勝手にやるわけではございませんで、やはり指導要録というものがございまして、道德の中にもどういふふうなことをやりなさいというようなことが書いてあるわけでございます。

また、この大体指導要録は10年ごとに改正されておりますけれども、今年の3月に改正されてましてやはり今までのような道德教育では駄目だというようなことで、平成30年から教科化を

しようと。小学校を平成30年から、それから中学校が平成31年から教科化をしようと。しかし、今までのほかの教科にあるように5段階といいますか、そういう数値はしなくて文章で評価をしようというようなことで、いよいよそういう取組がなされるわけでございます。したがって、私どもそういう指導要録を受けてもやはり小国で生まれてよかった、小国町で育ってよかった、あと小国の教育を受けてよかったというような教育のやり方をやろうではないかということで、小中ともに9カ年間を通した教育計画を立ててやっているところでございます。

これから先は私への試験的なあれですけれども、学校で今までもやってくるし、また今後もやるわけですけれども、どうもその学校教育と世の中の制度が一致しないといいますか、家庭が大事だと言ってもですね、例えば夫婦別姓とか。それから親孝行しなさいと言ったって昔は子供が親を見ていたけれども、子供のいない方は養子と養女をもらってやるとか、そういったことをやって日本のそういう伝統があったのですが、こういうのもやめてしまって介護保険とか。それから年金も別々だと。いつでも別れなさいと言わんばかりのですね。何かこの教育とこの制度が一致していないのではないだろうか。だからここにそのジレンマがあって、やはりいろいろなことで何とか日本の戦前のいいところを取り戻そうとしておりますけれども、私はこういうようなことまでも十分考えて今後やっていかないと。

ただ、制度としては個人、特にまた今少子化で保育園とかそういうものをつくりなさいと。私は、保育園をつくれということは老人ホームをつくれというのとまた一緒なのですよね。やはり小さいときにそういう施設で育てるならば、今度は年をとったらやはり施設でそのまま過ごさないといけないと。何かこういう非常に考え方によりますね、そういうふうに考えているのかどうか知りませんが、そういう教育と実際の制度がうまくいっていないというところに問題があって、今度平成30年から小学校教科化、平成31年から中学校がしますけれども、果たしてどうだろうかなど。その頃は私は教育会辞めてですね、どうなるだろうかということを見るだけだろうと思いますけれども、そういうようなことで非常にこの道德教育の問題についてはもっと議論をして、そして制度まで何とかならないかというようなところまでやっぱり考えていかなければ、うまくいかないのではないかなというふうに私自身は心配をしております。

以上です。

2番（大塚英博君） 今おっしゃったように、核家族の中で、昔はお年寄りの方が子供に対して、こういうことをしてはならないよというようなことが、常にやっぱり教えられていたという習慣があります。そういう中で独自に町とか教育の中で、例えば、そういう専門の方を呼んだり、いろんなそういうふうな人的ではないけれども、そういう方を講師として迎えて子供たちにそういうことを教えていくというカリキュラムではないけれども、そのこともこれからお願いできたらと思っております。

それでは続きまして、小国中学校の寄宿舎のことについてお尋ねしたいと思います。今、小国

中寄宿舎は最初できたときには人数もおられまして、そしてまたスクールバスというのがなかったときでございます。そういう中で非常によかったのですけれども、今現在においては非常にやっぱり入舎数というのが減少している状況におかれております。そのことに対して、これからどのような対策というのを考えておられるのかを、まず最初にお聞きしたいと思います。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 入寮生の数につきましては、ここ数年の数字を見てみますとその年によって増減がございますけれども、平成27年度におきましては、現在24名の生徒が入舎してございます。多い平成21年当時は34名、それから23名、28名といった推移を通しましてここ数年若干減っている傾向ではございますが、そう極端な増減はないように思っております。どうしても生徒数が減る中で、入舎する生徒の数も自然と減るのは当然でございます。

また、一応入寮の条件としましては、6キロ以上ということが原則決められておりますが、ほかのいろんな条件を加味しまして6キロ以内でも入寮されている方もございます。またこの件につきましては、入寮するときには本人の意向はもちろん保護者の意向もございまして、6キロ以上であっても入寮しない方もございますが、それは各家庭の事情にもよると思いますので、あえて強く入寮を勧めたりとかそういう手はずは現在行っていませんで、あくまでも本人や御家族、保護者等の意向によって希望者を入寮させているというような状況でございます。

2番（大塚英博君） 寄宿舎は本当に非常に大事な部分でございまして、そこでないとできないという方もたくさんおられるのは分かります。これから先の一つの課題として、もしあれだったら現在の小学校に適用しているスクールバス、この範囲というのが小学校だけに限っておられますけれども、この範囲というものもこれから先は考えていかなければいけない問題かなということに。

もう一つは、寄宿舎という中で今小国存続の中で高校生という方たちもその寄宿舎に、中学校のときにはその寄宿舎を卒業した高校生がおられると思いますけれども、そういう中で今の寄宿舎の枠というものを、これから先にそれを高校生まで範囲を広げていくという可能性もあるかなと思っておりますけれども、その見解、そのところを御答弁お願いします。

教育長（北里武一君） 中学生のスクールバスについては、私どももいろいろと人数とか行程とかというようなことで少しずつは検討はしておりますけれども、今のところはどうするということはまだ至っておりません。それから高校生を寄宿舎に入れるというような問題は、例えば、八代や玉名にできました中高一貫教育、一体化、一体視された学校ですね、こういうことであれば、どちらも県立の学校でございましてそこできちっとできますが、今のところ小中学校は市町村立、小国町の学校であると。それから小国高校は県立学校であるというようなことで、一体化の中高一貫ではございません、連携型でございます。そういう点でそういうところをやるということはちょっと今のところ難しいと。というのは義務制におきまして、子供が40人未満であればあそこに舎監として一人もらっているわけです。ですから、これが高校あたりになりますと、これは

法定外になりますので、なかなかそれはもらえないと。

そういうところで、また定数上も義務教育の標準定数と高等学校とは別個でございますものですから、やはりできれば中高の一貫・一体型の学校と、それも県立又は小国町立ということになれば案外としやすいのではなかろうかと思ひまして。今のところは、ちょっとそういう小国高校の定員を増加するというようなことでは一つの方法だろうと思ひます。そういう点で、今後どういう方法があるかというようなことは検討していく課題だろうというふうに思ひしております。

2番（大塚英博君） はい、分かりました。今小国の中での高校というのは、まさになくてはならない存在でございます、そういう中で小国中、小中高というひとつの一貫教育という中で進めていただければと考えております。

続きまして、2つ目のテーマのマイナンバーの普及について質問していきたいと思ひます。まず、一点目の普及に向けてどのくらい力を入れていこうとしているのか、普及率なんか目標があったならば、その点についてお尋ねしたいと思ひます。

総務課長（松岡勝也君） 普及というこれからのことでございますけれども、今現在まずは通知カードを配付されて、それからカードの申請の手続ということがまず第一点でございますので、普及まで今至っている段階でございませぬけれども、まず平日のいろんな町民の皆さんの受け答えを今やっておりますけれども、先だってからも土曜、日曜、休みの日も問合せがきております。日直の方からも問合せがきて職員が出ていくというような状況ですので、今内部で土曜、日曜もどなたか出てきて受付をしなければいけないのではないかなというところを今話しておりますので、今後の業務の展開の普及ということですが、まずそれから取り組んでいきたいというふうに考えております。今のところ普及のまだ前の段階でございまして、こういった回答でございます。

以上です。

2番（大塚英博君） 普及という中では、マイナンバーというものの利点ということに対しての、要するにメリットというのを前にどンドン出すことによって普及できると思ひます。その中でまだどっちがいいかということがはっきり分かっていない行政の中で普及していこうという立場ならば、私はこれは非常に普及に対して時間はかかっているのではないかなという思ひがします。はっきり言って、まず最初のマイナンバーができるきっかけというのは、以前年金、要するに年金をもらえない方々がたくさんおられたという経緯がございまして、また、いろんな所得をいろんなところから取っているのにも関わらず申告漏れがあったり、はっきり税というのがかけられなかったという問題もございまして、まだまだ行政のほうでもあると思ひます。例えば、申請書を出すときに署名をして印鑑が要って、そして本人の確認までとらなければいけないという面倒くささ。そして、町外に行ったときに戸籍謄本やいろんなものを取ろうと思ったときに、わざわざこちらのほうから取っていただいて送らなければいけないという問題。

今カードというのは、全国どこでもお金がすぐ出せる体制をオンライン化しています。そういうふうなメリットというのはこのマイナンバーにおいては非常に大きく浮かび上がってくると考えております。この一つのカードですべてが本人確認も済むことであって、事務効率化はすぐ進んでいくと私は考えております。

私は一つだけ気になるのは、前たばこでタスポカードというのがございました。これに対してはいつまでも取らなくてもいいやというような形で長く放置していた人がいましたけれども、しかし、自販機の中でタスポカードがなければたばこは買えない状態にまで追い込まれました。そういうふうなことに私はこのマイナンバーというものが追い込まれることにならないかということに危惧しております。このマイナンバーの普及というのは一人の人間を生まれてから最後まで一元化して一本化していくという中で、非常に効率的なやり方だと私は考えております。そういう中で、今マイナンバー法というのが通った以上、そしてそれをこれから市町村に対して普及に、上のほうからそういうことに対して活動が行われる以上は、前もってこちらのほうから準備態勢をしてそれに向かっていったほうがいいのではないかなということだと思いますけれども、そのところどのような見識でございますか。

総務課長（松岡勝也君） マイナンバーにつきましては、民間への広がりというのが非常に現実的に普及を促進させていくのではないかなと思っておりますが、段階的に民間の展開のいろんな内容を見ますと、金融関係とか旅券とか、またオンラインによる取引とかコンビニのいろんな証明書の取扱いとか、そういったスマホとかそういった携帯と関連してくれば、すごい普及がいくと思うのですが、いかんせんまずは十分なセキュリティ対策をですね、住民に対しての不安をまず取り外すということをしなければいけない部分はあるかというふうに思っております。2016年からは国家公務員の身分証明書に扱うとか、そういった公務員を先行してカードを普及するというような話も出ておりますので、まず行政間のいろんな利用を促進しながら、民間のいろんな取扱業務の連携が進んでいけば、普及も並行して進んでいくのではないかなというふうに思っております。

2番（大塚英博君） はい、わかりました。まず2点目は、その通知カードから個人カードに申請するには、今現在においては写真撮影の時間や費用などの負担がかかっております。その点について、いろいろな予算等も組まれているようでございますけれども、行政としてまずインスタントカメラなどの貸出しや、そういうもののサービスとかそういうこともできないかということをお聞きしたいと思います。今インスタントカメラといいましたのは私がここに持っている携帯のフィルムのことで、瞬時のうちにこのような形がすぐ出ます。これは今寝たきりの方々とかいろんなところで集まっている方々というものを集団的に撮ることができる機能を持っております。そういう面においては非常に普及率を高める一つの要因かと思えます。そういう意味を含みましてですね、これから普及に向けて取り組む場合においては、こういうものを行政として、またそ

ういうことをする団体に対しての貸出しをするとか、そういうもので普及率を図っていただきたいなと思いますけれども、そのところの見解をお願いいたします。

総務課長（松岡勝也君） 今の窓口で御相談のある中で、やはり写真をどうやって撮ったらいいとか、大きさがどういうふうな大きさでよろしいですかとありますけれども、やはり写真につきましては民間の写真屋等があります。自動の写真の撮影もあります。そういったところを行政側が貸出しとかすれば、そちらの方面への圧力的な業務的な仕事の介入にもなってきますので、その辺は個人的には十分こういった撮り方等の指導はできますけれども、その辺はちょっと今のところは難しいかなと思っております。また、若い方からいろいろ、もう1回された方によりますと、スマホを持っている方が御家族にいらっしゃるのであれば、子供さんがお年寄りの方、お父さん、お母さんのスマホで送信していただくというふうな広がりが一番早いのではないかなと思っていますところでは。

2番（大塚英博君） 今後そういう普及のことについて、またそういうことになったときには今のことについて少し検討をしていただきたいと思ひまして。

続きまして、3つ目のテーマのある地方創生観光の情報発信と大観峰トンネルの実現というこの3つについて質問していきたいと思ひます。まず、地方創生の基本的なことと考えますが、今いろんな配付物、役場からの配付物だったり議会だよりであったり、配付物というものが町民に100%届いているかという、そうではないのではないかなと思ひるのは、あるアパートの方々のところは組に入っていないから配付物は漏れているということを知ります。これは何年前からの指摘だと思ひますけれども、この点については情報という発信の中で非常に大事な面ではないかなと同じ町民として考えるわけでございますが、その点の見解をお願いいたします。

総務課長（松岡勝也君） 広報等につきましては、行政部長を通じて組長からの配付を基本としておりまして、どうしても組に入っておられなくて直接送っている方も実際いらっしゃいます。また、役場に来ていただくというのはあれですけれども、役場のほうにも備え付け、また郵便局とかそういったところにも備えて自由に取っていただくようにはしておりますので、アパート等の方は組に入っておられない方がかなりいらっしゃると思ひますけれども、そういったお知らせをしながら役場に出向いていただくか、いろんな公共機関のところでも備えておりますので、持ち帰っていただきたいというところを今考えているところでございます。

2番（大塚英博君） 今の件なのですけれども、やっぱり町民として地方創生という、「ひと・もの・しごと」という中で、やっぱり情報というのは瞬時のうちに得たいと思ひます。多分他県からそういう資料の配付をお願いしますと言われたときに、封筒に入れてそれを即座に配送するという機能はあると思ひますけれども、それと同じように町民の方々がすべて同じ情報を手に入れるやり方というのは、手に入れることは私は権利ではなかろうかと思ひます。その点について再度ですね、郵便で配送するなり、やっぱりそういうところを検討していただきたいと思ひますが、も

う一度お尋ねしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 紙ベースの広報というのも確かに情報を得る非常に大事なところとおっております。おぐにチャンネル、光ファイバーを通じたテレビの情報提供も併せて行っているところがございますのでテレビを見ていただく、また組自体がなかなか設立できないところにおきましては、広報の一軒一軒アパートに入った方にまた通知を出すというのは非常に、また逆に漏れが出てくるところもあるかと思っておりますので、情報提供のほうはきちっとやっていかなければならないと思っておりますが、役場のほうに非常に御面倒ですが、足を運んでいただいて取りに来てもらうとか、また、いろんな公共機関で先ほど申しましたように備えておりますので、持って帰っていただくとかいう形でお願いしたいなと思っておりますので、細かいですね、アパートに来られた方が組に入っていない、しかし、広報が届かないという現状はあるかと思っておりますが、テレビを通じたり役場に来られたとき持って帰っていただくというところが今現在お答えする答弁になりますけれども、そういうことでございます。

2番（大塚英博君） 再度申し上げますけれども、非常に大事なことのように思えます。やっぱり情報をいうのを個人に出すということは、今県においてもすべてのマイナンバーにしても、その封書によってその本人に届けられているものでございます。単なるそれを配付しないでその郵便物という形じゃなくて、役場やいろんな郵便局に本来配られなきゃいけない資料というものが、そういうところに野積みされたときに、私はもっと行政サービスということで考えてみたときには、やっぱりそここのところははまって年に何回かに分けて配送するとか、経費を削減しながらでもそういうふうな形で配付されればよいと思えます。

それは何でかといったら、今アパートというのが非常に増えています。また、組に入っていない方々も増えていると思えます。そういう方たちの情報というのが、その人たちの権利が失われれば私はそここのところが大事な地方創生の根本的な基本的なことではないかなというふうに考えております。この件について町長の見解をお願いいたします。

町長（北里耕亮君） ずっと以前の議会でも、少し話題にはなった時代があったかと思えます。アパートがこの小国町に大体何世帯分あるかと、予算の部分もあります。このあたりはちょっと私個人の思いでもありますし、アパートオーナーの方の御協力も何かいただける部分はないかなという思いもしておりますし、あとはそういう実際の部分の世帯が何世帯分あって、郵便物は毎月の部分でありますから、どれぐらいかかるものかと。その予算が高い安いで判断できるものでもないのですが、そのあたりは少し把握をしていきたいと思っております。ただ、これについて前向きな答弁や後ろ向きな答弁というふうに御理解いただき、ちょっとその分でやるとかやらないとかの答弁ではなくて、まず、把握だけさせていただきたいというふうに思っております。

2番（大塚英博君） この件については、本当に前向きに検討していただきたいと思えますし、アパートにおいてはそういう方たちと一緒にあって、どういうふうな形が一番いいのかというのも

検討していただきたいなと思っております。

続きまして、2点目のことについてお伺いしたいと思います。まず、情報課のほうでどのくらい小国の観光の情報発信のために、例えば、極端に言うと、今ふるさと納税だけでなく鍋ヶ滝、いろんな方々が観光に訪れております。そういうネット上であろうが何であろうが、そういう人たちのために情報課として現場に足を運んで、そしてそれに対して小国にはこれだけのことができる。産物としてはこれだけの施設があるのですよというふうなものが、どれだけそのほうに情報が集まっているのか。また、足を運んでその情報を集めているのか。まず、その点についてお聞きしたいと思いますけれども。

情報課長（藍澤誠也君） 観光の情報といいますのは、まずホームページのほうに観光関係の情報が載っております。それから小国町の観光マップ、そういうものを各関係機関、ゆうステーション、そういうところに配付をしております。それから小国郷のマップ、今小国郷観光会議というものがあまして、そちらのほうで、よそから見たら小国町も南小国町も一つとして見られておりますので、そういう観光のスポットをどう回るのかとか、どういう食があるのかとかそういうものを1つ作っております、各観光施設、旅館、それから発地型と申しますか、福岡にも出してございまして、小国の観光情報を流しているところでございます。

2番（大塚英博君） 役場の中の情報課というのは、いろんな方々が訪れたときの一番大事なポイントのところでございます。そういう中ですべてその情報課に行けば、すべて小国の情報が入るぐらいの情報を蓄積していただくことが私は大事かと思っておりますし、また宮原の地域においても、例えば、鏡ヶ池であろうと両神社であろう、けやき水源であろうと、そういうふうなところにもしよそから来た人たちが回ろうと、観光名所を回ろうと思ったときの情報というのをどこで聞けばいいのかと。それはインターネット上で聞けばいいというわけではないのですけれども、やっぱり随時そういうところに足を運びながら、例えば、こういう空き地を何とか利用できないだろうかとか、こういう公園がそのまま遊んでいるけれども、この有効利用はできないだろうかとか、そういうものが順次、随時そこに入ってくると思います。

私はそういうことは非常に大事なところの部分ではないかなと思っておりますし、情報課というのは先ほど言ったように、まず表玄関ですから、そのところの対応というよりか、そこは非常にほかの課よりも以上にやっぱり案内ができるぐらいの情報を集めていただきたいなと思っておりますし、観光においてはまず、個人の情報というものも個人が豊かになれば地域が豊かになり、そして町が豊かになるというひとつのふるさと納税と同じように個人が基本でございますので、そういうものをその公共の施設だけに限って配付するというのではなくて、まず一つひとつの個人の掘り起こしを大事にして、そういう気持ちを私は情報課の方々に持っていただきたいなと考えております。この件について質問をいたしましたけれども、前向きにそういうふうな見解の中で、少し意識が変わったならばお答えをお願いします。

情報課長（藍澤誠也君） 各施設に置いていたり、ホームページの中での観光情報、そういうものを掲載しております。そのマップの中にも問い合わせ先として小国町役場情報課というものを載せております。そういう形で今のところ出しておりますが、桜の季節や紅葉の季節とか、それから滝の見ごろの季節とか、そういうものを含めましてそれぞれの観光客の方から問い合わせ、いつの時期がいいのかというのは毎日たくさん情報が入ってきております。情報といいますか、問い合わせがっております。

今のところ部数に関しましては、そういうマップ等の配付の部数につきましては、いろいろと予算の関係もありまして年間の部数が決まっておりますので、定期的に不足したときに各施設のほうから要望がありますので、そちらのほうに出していくというような形です。町の観光施設の中に各個人の商店や観光で頑張っておられる方々の資料なり紹介なり、そういうものを置くことに関しましては、特に私どもとしては制限をしているつもりはありませんので、お互いにもし部数が余ればお渡ししたいと思いますし、そういう形で考えていきたいと思っております。

2番（大塚英博君） 今、小国町は非常に他県から注目されているところだと思いますので、そういう情報発信というのを積極的にやっていただきたいと考えております。

最後の3点目について、お伺いしたいと思います。3点目のこれは最初のときの一般質問の中にありましたけれども、大観峰トンネルの取組状況について、まず最初に町長のほうからお願いいたしますけれども、今の状況を。

町長（北里耕亮君） 大観峰トンネルの件でございますが、確かに議員のほうから質問を受けまして、そして私の考えとしてもやはり、まず隗より始めよと言いましょか、何かやっぱり実際に実働しないと動かないという部分で、まず町村長に話をしました。隣では南小国の町長、そしてどこにですね、どこが起点でどこが終点というのは言えないのですが、阿蘇市側か大津町側かとかいう話も前はさせていただいたかと思いますが、まずは阿蘇市側に話を市長に直接させていただきました。当初はどういう反応かなという部分も思いながら話をしましたが、まずは事務レベルで話しましょうという意外なというか、そういういい返事もいただきましたものですから、建設課に指示をいたしまして、まず事務レベルで一番は小国町がそれは技術的な話でですね、まずどこが入口かは明言はできないのですが、距離から考えてもちょっと小国というよりも南小国側のほうが入口になるかと思っておりますので、小国は助言者というかその一員にはなりますが、南小国の建設課というか担当者、阿蘇市側の担当者に小国町の担当者ということで事務レベルで話をし、その場にも阿蘇市側の方も参加をしていただいたということはこれは大きな部分だろうと思っております。

そして、さらに付け加えるならば振興局にも私は話をしまして、ただ振興局、県側からすれば何か事柄にくっつけたほうが物事を進めやすいのではないかということで、ただこの地域の一区間のトンネルと言っても事業費と効果とすぐ問われますので、何か大きなプロジェクトの中の一

つですよという部分に持っていったほうがよろしいのではないかというような話題もですね、指導というより話題もありましたので、今後はそういう少しきっかけも加えながら事務レベルを少し拡大していきたいという思いをしております。現在の状況はそういうところでございます。

建設課長（佐藤彰治君） 今町長のほうから申しあげましたとおり、今事務レベルでの協議を行っております。本路線につきましては、現在国道212号線という国の管理路線で県が管理しておりますけれども、この路線が大分県中津市を起点に日田市、それから当町を通りまして南小国町、阿蘇市に抜ける阿蘇市までが終点の116キロの路線でございます。この路線につきましては、以前より212号改修促進期成会という期成会がございまして、この期成会は抜本的に212号の改良を要望する期成会でございます。その中で現在熊本県側1市2町、阿蘇市、南小国町それから当町というようなところで熊本県側3町で構成されておりますけれども、杖立から松原ダム間、この間の要望は既設の要望としてこの期成会の中で随時要望を関係各所にしているところでございます。

ここ2年ほどからトンネルの話題等がにわかに出てきた中で、今回この期成会の大きな組織を利用してこの中で要望をしていこうというようなことで、大分県から熊本県に抜ける要の道路でございますし、物資輸送の流通ルートでもございますし、また、阿蘇という観光地も控えておりますところで、こういった部分をメインに期成会としてプッシュしながら、熊本県あるいは国というようなところに要望活動を続けていきたいと思いますというところで、先ほど町長が申しあげましたとおり、1市2町の首長の念願の要望でもございますので、そのあたりを今回事務レベルで阿蘇市の建設課長、南小国の建設課長、それと私と、そういった中で今3回ほど会合を持っておりますけれども、まず、技術的にどのルートを選定しながら要望していくかというようなところでの協議段階でございます。その中でやはり一番観光地の観光ルートとしての重要性もございましたけれども、何よりも小国・南小国町にとっても冬場の凍結対策とか、事故防止、安全に通れる道路を確保するというところでは非常にこれが解消できるというようなところで、トンネルというような話でございます。トンネルも結構延長がございます。机上での論議もされておりますけれども、7、8キロ程度が最低必要になろうかというような今のところの段階でございます。

ただ、あとルートに関しては今検討中でございますけれども、そうした中でトンネルということになりますと壮大な事業になりますので大きな組織をもってですね、それと必要不可欠な歴史的な背景であるとかいろんなことを交えながら持っていかないと、先ほど町長が申しあげましたとおりトンネルだけを要望してもなかなかできないというようなこともございますので、そうした話も含めまして今1市2町で熊本県側での検討を進めて、その要望書の作成というようなところを煮詰めているところでございます。現在のトンネルの取組につきましては、そのような状況でございます。

2番（大塚英博君） 小国町には442、387、212号線という3本の国道というのが発展し

た中で、私は道が非常に大きな発展のウエイトを占めているのではなかろうかと思います。その中でこの地方創生そのもの、このそのものが私はこの道の今のトンネルというものに対する地方創生ではなかろうかと私は考えておりますけれども、今課長からちょっと話して、非常に前向きな形で進んでいるということに対して私はほっとしておりますけれども、まず、住民の方々がそのトンネルの開通に対する意識調査というか、そういうことに対してあったらいいなと言うけれども、私はどのくらいそのことに対して望んでいるのだろうか。また、役場の行政の方々がそれに対する意識調査という中でどれだけ望んでいるのだろうか。

私はよその方々が小国に観光するときにおいて、例えば、これから自然遺産というのがございます。例えば、大観峰を越えて要するにカルデラというか阿蘇観光をしようというときに、あの大観峰そのものが非常にネックにならないだろうか。非常に阿蘇の観光の中でもネックになるのではないかなと。そういうふうな考え方をしたときには、なるだけこの役場の中でも誰もが前向きに進んでいるということがわかるような課というか、今産業課の話を書きましたけれども、例えば、政策課なりそういうところにその前向きに取り組む一つの形というものがそこに現れたならば、私はそここのところからどんだん情報というのが集まって行って、それに対しては早い段階で意識調査もできるし、達成に対して早くできるのではないだろうかと思います。その点において、先になると思いますけれども、まず、前もってその窓口というのはどこに置くことを考えているのかをお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君）　大きくビッグプロジェクトといいましょうか、大きな道路関係の部分については2つあるのではないかなと思います。ちょっと質問とは違う答えにもなるかもしれませんが、やはり災害等が起きて、緊急的に国家プロジェクトの中で進む先立ってのような滝室坂のようなパターンと、これは例えばの話です、例えば、俵山トンネルのような長い活動の中で行われた部分、この大観峰トンネルの部分は窓口は建設課に私としては指示をしていくのですが、やはりそういう長い活動というか、しっかりした3市であれば3つの自治体、大分県まで含めればという部分の民間、もし今要望をですね、どういった形の文書の要望を上げていくかというのを事務レベルで練っておりますが、その要望書ができれば、まず212期成会にこういう要望を出して、212期成会で熊本県庁や大分県庁に要望に行く、そしてそれが国交省に要望に行くという手順があると思います。その中で、要望活動で自治体だけが望むトンネルなのかと、いえ、そうではありませんと。地域の助成の団体や農業団体や林業団体やと、ありとあらゆる団体の総意ですという部分で、例えば期成会の大会であったり、よくあるパターンであります。そういう部分を将来は行っていかなければならないでしょうが、まだ、今今その事務レベルでの話を詰めた段階であります。

でも、何も動かなければ進まないのが今進んでおりますので、あとはまた議会の皆さん方。当然議会の活動もその要望の1歩2歩動く原動力になりますので、ぜひ御協力をいただきながら、

執行部、議会とともにこの大きなプロジェクトが少しでも前に進むために御協力をいただければというふうに思っております。少し答えになりませんが、窓口は建設課がやはりやって、もちろん地方創生という側面の外堀は埋めながらも、やはりどういった部分で必要かというのを雪害対策とか、そういう部分を基本に置きながらやっぱりやっていきたいというふうに思っております。

2番（大塚英博君） ありがとうございます。今おっしゃったように議会も非常に大事な部分を占めているということをお聞きしました。一応、すべてのことに対して質問をしてまいりました。これを持ちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。2時から再開いたします。

（午後1時50分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時00分）

3番（北里勝義君） 3番、北里でございます。一般質問を行いたいと思います。

まず、小国町の災害対策についてお尋ねをいたしたいと思います。近年、大規模な自然災害は増加しているというふうに言われております。災害対策につきましては、その基本となるのは災害対策基本法であります。この中で防災ということをやっております。災害を未然に防止し、災害が発生した場合、被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることと明記をされております。実際、災害対策におきましては、関係市町村が中心であるというふうに思っております。その内容につきましては、消防、また自主防災の組織化、それから住民への警報伝達、また消火・救助活動、また被害の調査、復旧・復興ということがあるかと思っております。この中で防災のキーワードと言われているのが、自助、それから共助、公助であります。特に、自助、共助につきましては大変重要であるという思っております。

小国町においても、これを踏まえて毎年地域防災計画書が策定をされまして、予防的避難の推進、またそういうものを図りながら住民の防災意識を高めているのが現状ではないかなと思っております。この中でお尋ねですけれども、地域の防災力を高めていくためには、やはり自主防災組織の役割というのは、大変大きなものがあると思っております。この中で、自主防災組織のリーダー、またサブリーダーの育成について、どのように取り組んできているかを、まずお尋ねいたしたいと思います。

町長（北里耕亮君） まず、ごく簡単に災害対策について町の部分を発言させていただきたいと思っております。すぐ簡潔にまとめます。小国町はやはり、この北外輪に降った雨が集中する地形を持っております。河川でいえば最終的には杖立川1本に集中するそういう地形であり、頻繁にダム統合管理事務局、ダム統管と連携をしてダム所長ともホットラインをつないで、私の携帯とそういういつも連携をするような間柄であります。そういう部分で自覚というか、日頃からいつ何時いようなことがあってもいいようにというか、ないほうがもちろんいいのでございますが、そうい

う部分をしっかりこの町として安心・安全のために最善を尽くすと、非常に重きを置いているという部分だけ最初に述べさせていただいて、そして自主防災組織について100%の組織率という部分であります、その部分は総務課長から答弁させていただきたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 御質問の自主防災組織ということでございます。これは、皆さん御承知のことと思いますが、小国町においては平成3年の台風19号によります甚大な被害がこうむられました。それを基本として小国町では平成4年に自主防災組織が設立されております。それにおきまして、毎年大字を回りながら自主防災の訓練に取り組んでいるところでございます。また、その自主防災の各大字の訓練におきましては、内容としましては、まずは啓発のビデオ関係も含めてですが、各大字のリーダー・サブリーダーとの情報の伝達訓練でございます。また、広域消防等をまねて、初期消火の訓練、また応急手当、機材等の操作とそういったことを含めまして自主防災組織の啓発、育成を図っているところでございます。また、県におきましては、自主防災組織の研修も開催されております。そういった研修におきましても、自主防災組織のほうに働きかけまして研修に行っているところでございます。そういった形で防災組織におきましては、今現在50の組織が編成されておきまして、小国町の組織率としましては100%ということで、公表もされているような状況でございます。以上、組織の育成ということで、防災訓練を兼ねた育成と県主催等の研修会に今参加をして育成をしているところでございます。

3番（北里勝義君） 防災訓練と、またリーダー・サブリーダーの研修も行っていると理解してよろしいですか。

総務課長（松岡勝也君） リーダーを通じてこういった県からの年に1回ですけれども、研修会の案内があります。それでリーダーのほうに案内を流しまして参加を、リーダーの下にサブリーダー、そのほかいろんな班の役割がありますので、そういった方に声をかけていただいて募っているところでございます。

3番（北里勝義君） これはやっぱり地域の防災力を高めていくためには、防災訓練とかそういったリーダー・サブリーダーの研修というのは大変大事なことだというふうに思っております。先立って政策フォーラムがございまして、その中で防災というような形の話がっております。これは話題になっただけですけれども、地域防災マネージャー制度が創設をされたということでちょっと話題になっております。このことについて、これは県レベルの話かも分かりませんが、市町村までその制度の概要等の話が来ているのかどうかちょっとお尋ねいたしたいと思いません。

総務課長（松岡勝也君） マネージャー制度という県からのですね、あんまり私も詳しくはないのですが、県の研修・講習会の中でそういったところが出ているかと思っておりますけれども、それとは別に火の国防災塾やそういうものもありますので、そういったところでマネージャー制度の育成というの兼ねているのではないかと思いますけれども、ちょっと具体的にはまだ承知はしてお

りません。

3番（北里勝義君） やっぱり今年度において、そういった地域防災マネージャー制度が創設されたということで、また市町村にも他県あたりからそういう制度の話があるかと思えます。ぜひ小国町にもこの制度が活用できるのであれば、また検討していただきたいと思います。私も聞くところによると、助成だとかそれから特別交付税の措置だとか、そういうのが財源として用意しているというようなこともちょっと聞いておりますので、小国町がこの制度を活用できるのであればまた活用していただきたいと思いますというように思っております。

また、こういういろんな取組の中で、やはり日頃からやっぱり地域と関わるのがやっぱり大事ではないかなというふうに思っております。そのことによってやっぱり地域のきずなといいますか、そういうのが強まって防災力が高まっていくのではないかなと思っております。そのためにはやはり動的な役場が求められるのではないかなというふうに思っております。職員の陣頭指揮をとります町長に、そういう動的役場という観点から町長の思いをちょっとお尋ねいたしたいと思えます。

町長（北里耕亮君） 冒頭申し上げましたとおりに、この部分については町民の安心・安全を守るという最大の責務があるという認識をいたしております。この部分はしっかり町としてもやっていきたいと。そして、今議員が御意見いただきました動的役場ということで、その生命財産を守るためにやらなければならないこと、また動かなければならないことはどんな手段を使ってでも活発に動いて、そういった部分をやっていきたいというふうには思っております。

午前中の質問の見守りという部分にも少し関係するのですが、やはり中山間地のこういう過疎地でやはり集落単位の動きが非常に大事ではないかなというふうに思えます。都市化していけば隣がどういう状況で、いるのかいないのかという部分ももしかするとあるかもしれませんが、小国町はやはり集落で高齢者の一人暮らしであったら、例えば、集中豪雨というか雨が多いときに予防的避難を促したりするときに、先ほどの自主防災組織の動き、それから民生委員や部長や組長の動き、様々そういう少しお世話をいただく、支え合いの話をするわけでございますが、その集落のきずなが大変大事ではないかなと思っております。

話をちょっと戻しますと、そういった部分と役場の動的な連携、職員のパトロールを含めた連携、そういった部分が大事になるのではないかなと思っております。今年は大きな災害はなかったのですが、少し台風があった時期がありました。そのときに停電がありまして、役場からも見回りやここは民生委員も協力いただいて、一人暮らしの方の安否確認といいたししょうか、不安に思われているところに少し声かけするとか、そういった部分の配慮も今年はしました。また、数年前雪が大変多く降ったときがありまして、一人暮らしの高齢者の前の玄関から道路の部分を雪かきなども職員が行ったというような部分もあります。それだけではありませんけれども、そういった役場職員が動くという部分については積極的にこれからもやっていきたいというふうに思っ

ております。

以上です。

3番（北里勝義君） 確かに町長がおっしゃるとおり災害対策だけでなく、いろんな面で行政が役場が関わっていくことによって地域のきずなが強くなり、また元気になっていくのではないかなというふうに思っております。そのためにはやはり動的役場を目指していただきたいと思っております。

それから、災害対策といたしまして今年度から豪雨等による土砂災害から住民の生命・身体を守り住民の安心実現をするために、土砂災害特別災害区域内における居住者の安全な区域への住宅移転を促進する事業が創設をされております。土砂災害危険住宅移転促進事業ということで創設をされております。これは県の事業でございます。この中で熊本県内にはこの土砂災害危険箇所が1万3千490カ所あると言われております。小国町でこの事業の補助対象となる土砂災害特別区域危険箇所が何カ所あるかをお尋ねいたしたいと思っております。

総務課長（松岡勝也君） この土砂災害危険住宅移転促進事業に伴います小国管内の危険箇所ということで、大きく土砂災害防止法のこれは第2条と3条ということで、危険区域と特別警戒区域というふうに2つ分かれております。これで平成25年度から熊本県の阿蘇地域振興局から地域を回った説明会をいたしております。そして平成27年度までに216カ所説明を実施しております。平成28年度地滑り指定地を含めましてあと3カ所残っております。合計で219カ所の危険箇所の指定をこれからすべて終わるといような運びになっております。その中でイエローゾーンとレッドゾーンという大きく二つの区域に分かれて指定をしていくということでございます。

3番（北里勝義君） 今、総務課長のほうから答弁もありましたとおり、レッドゾーンですね、これは土砂災害特別警戒区域というふうに県は言っております。それからイエローゾーン、これは土砂災害警戒区域ということで指定をされております。このレッドゾーンとイエローゾーンの指定の考え方ですね。やはり、聞くところによりますと同じ危険溪流の中でレッドゾーンとイエローゾーンがあるというようなことも聞いておりますし、この指定の考え方あたりは県が何か示しているかちょっとお尋ねいたしたいと思っております。

総務課長（松岡勝也君） これは土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域ということで、これは土砂災害防止の施行令ということで法律で明記されております。イエローゾーンの区域割といえますか内容がまた大きく3つに分かれておまして、急傾斜地と土石流地域と地滑り地域と3つに分かれております。その中で急傾斜のイエローゾーンにつきましては、細かく高さとかで書かれておまして、一つは傾斜度の30度以上の高さが5メートル以上というのが急傾斜の一つでございます。もう一つ急傾斜のほうでは、急傾斜地の上段から水平距離が10メートル以内の区域というのが2つあります。また、急傾斜地の一番下端から急傾斜の高さの2倍以内の区域とい

うふうに、ちょっとこれは法律でこういうふうに急傾斜地の中でも3つに分かれて区分されております。土石流ということで土石流の発生する恐れがある溪流において扇状部といいますか、土砂の流れた跡ですね、その下流で勾配が2度以上の区域と。土石流の流れの勾配が2度以上であるというふうに土石流のイエローゾーンはこういうふうに明記されております。

地滑り地域につきましてのイエローゾーンはまた2つ明記されております。地滑り区域ということで、地滑りしている区域又は地滑りする恐れのある区域と、これは文言だけです。もう一つ、二つ目が地滑り区域の下端から地滑りの土の塊の長さに相当する距離が250メートルを超える場合の範囲の区域と細かく警戒区域につきましても3つ、急傾斜地と土石流と地滑りという指定がありまして、またその中を細部ですね、高さ、幅、長さというふうに明記をされております。

レッドゾーンにつきましては文言の総括によりますと、土砂災害警戒区域内の建物に損害が生じ、住民に著しい危害を生じる恐れがある区域を言うということで、法律でいきますと非常に長い文章になりますけれども、要は、土石流が発生して建物に著しい危険があるとされる区域を言うということで、高さとかそういうところの明記はございませんが、文言で家や建物に大きい著しい被害があると。又は生命に非常に危険を生じる状況というふうにならされております。また、但し書きとして地滑り地域については、土石流の力が大きく加わって、これは時間の表現がずっとしておりますが、30分が経過したときにおいて建物に大きい力が加わって地滑りの下端から最大60メートルの範囲の区域とレッドゾーンのほうも文言の表現と地滑り地域については時間の経過措置という表現がされております。

3番（北里勝義君） わかりました。こういう指定の考え方、施行令に基づいて指定をされているということですが、やはりこの指定の見直しあたりは何年おきかになされていくのか。1回見直したらそのままいくのか。例えば、急傾斜対策あたりが工事ができたなら、それから見直して指定から外れていくのか。そこらへんちょっと事業との関係でですね、対策工事と事業との関係でどのようになっていくのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 先ほど地元説明会のほうで219カ所ということで、説明会は終わっております。この中でまた細部に同じ箇所でも勾配が違った場合は2つに分割するとか、そういった見直し、見方をしていくというふうに聞いておりますので、新たに急傾斜地が指定された場合とか、そういったときには見直しをしてそれに付け加えていくというふうな運びになると思います。

3番（北里勝義君） この事業の補助金が最高300万円ということになっております。また、従来あるがけ近の移転事業等が併用できるということになっておりますので、これを併用する場合には最高1千100万円までということになるかと思っております。まず、この事業の申請窓口ですね、これは県の事業ですが町になるのか。それからこの事業に対して町の上乗せあたりが検討されているかをちょっと伺いたいと思っております。

建設課長（佐藤彰治君） 土砂災害危険住宅移転促進事業ということで今総務課長のほうから説明がありましたとおり、特別警戒区域と警戒区域とございます。いわゆるレッドゾーンとイエローゾーンというような区分けが先ほどのような基準でなされたところでございます。

今回この移転促進事業というのは、先ほど説明の中にも生命に危険を及ぼす、あるいは家屋に重大な損害を及ぼすというレッドゾーンにつきまして、その区域内にございます住宅に限ってこのイエローゾーン以外の区域に安全な場所というような言い方をしますけれども、レッドゾーン、イエローゾーンの区域以外に移転をする住宅につきましては、今回熊本県の単県で創設されましたこの事業を適用というようなことで、その使い道としましては当然住宅の建設費、あるいは既存の既設住宅の購入費、はたまたそれに伴う既設住宅の修繕費であるとか、移転撤去費用であるとかですね、そういった費用の使い道として先ほども議員が申しましたとおり300万円上限に県のほうで補助をするというようなことで、単県事業ではございますけれども事業主体は市町村というようなこととなりますので、窓口としましては建設課が窓口になろうかと思えます。お金の流れは県から町に、町から申請者へというような流れになってくる補助事業でございます。先ほど言いました、従来ございますがけ地近接危険住宅移転事業というものと併用ができるということも聞いております。

ただし、がけ地近接危険住宅移転事業というのは、県の条例に抵触する部分の住宅についての対象でございます。土砂災害危険住宅移転促進事業につきましても、先ほど言いました急傾斜地であるとかレッドゾーンに入っていれば、ほぼ背後地がそのような状況に要件に当たるかと思えますので、先の事業のですね。ですので、そこは問題ないかと思えますが、ただし、要件がいわゆる県の条例で高さの1.5倍離しなさいという条例がございまして、それと、あるいは建築基準法上の違法建築物でなければ対象となるというような要件が若干双方の事業で違いますので。県の条例ができたのが昭和28年だと思えるのですけれども、法律ができてそれ以後に建ったものについては問題ないかと思うのですが、いわゆる抵触するような違法建築物であれば適用にならないとかいうような建物単体での条件がちょっとございますので、その辺が今回のちょっと危険住宅の移転促進事業とまた要件がうまく合えば、最大1千200万円というようなことで御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

3番（北里勝義君） 町はこれに補助の上乗せはないということ。これはがけ近もありませんので、ないということで。また今建設課長の答弁の中でやはり住宅購入費だとか、それからリフォームですね、それから家賃、そういった多目的といいますか、この補助金はそういうふうに使えるということでございます。この中でやはり移転先住宅として、安全な地域で空き家等もその活用が考えられるのではないかなというふうに思っておりますので、空き家を活用する場合にはそのリフォーム費にも充てられるというふうに思いますが、そこの空き家あたりとの関連という

のは、何か町はそういうものを考えておられるかどうかお尋ねいたしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 今移住・定住の部分のほうからの空き家バンク等の整備を行っておりますが、今議員がおっしゃる、がけというか危険住宅の部分の移転のほうの町内から町内のというのは念頭には置いてはおりません。ただ、そういう部分のパターンが今議員からの御意見もありますし、課長のほうの部分もリフォーム、そういった部分もできるということで、その制約があるかないかの内部検討を、ないとは思いますがその辺の部分で内部でちょっと調査をしてみたいと思っております。

3番（北里勝義君） いろんな活用といたしますか、やり方があるのではないかなというふうに思っております。幅広く検討をしていていただきたいと思っております。

それから災害対策として、今県が町で工事をしてもらっています急傾斜崩壊対策事業についてお尋ねをいたしたいと思います。今私が認識しているこの急傾斜崩壊対策事業については尻江田地区が今行っているかと思えます。以前にはいくつか箇所数が、ずっと事業を行ってきておりますけれども、この中で関田地区ですね、1回質問をしたかと思えますけれども、関田地区もこの急傾斜崩壊対策事業に取り組んできております。田迎地区といいますか、下流側のほうはほぼ工事が完了しておりますけれども、上流側の関田地区についてはまだ工事が行われておりません。この地区については、数年前も落石とか倒木あたりがあったと聞いております。地域住民の方はやはり大きな雨が降ると、不安な日々が続くのではないかなというふうに思っております。あと残りの関田地区の事業について、今どのように進められているかお尋ねいたしたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 議員から前回質問があった件であるかと思えます。関田地区の急傾斜崩壊対策事業につきましては、現在事業が着手しております。今年8月に事業決定の報告と併せて事業計画の報告を関田地区の住民の皆さんに集まってお聞きいただき、事業の御説明をしたところでございます。事業主体は御存じのとおり県のほうでされるということで、前回との間がちょっと5年ぐらい空いておりますものですから新規事業という形での採択になったわけですが、おっしゃるように前回の部分である程度下流側については対策が一部進んでおります。

今回はその続きも含めまして、新たに南側の町界際にございます蓮台寺付近の背後地も含めまして新たに測量をする必要がございましたので、今現在平成27年度におきましては調査と測量というようなことで事業実施をしております。その続き計画からしますと、その後の地元説明、測量設計があがりましてあとは、また再度地元説明会を開催し実施がそれで成就すれば、遅くとも平成28年度中に予算がつけばというようなことで一部着工したいと、工事のですね。そういうような説明で私どもは県のほうから聞いているところでございます。その間、事業説明や用地や交渉、基本的には無償提供でいただくことになるわけですが、登記やその辺の事務手続も含めまして若干時間を要しまして、平成28年度末にでもその件がまとまり次第、工事の予算がなおかつ取れ次第、着手したいというようなことで聞いているところでございます。進捗状

況は今のところそういう状況でございます。

3番（北里勝義君） 事業に着手をするということですので、安心をしております。こういった県の事業につきましてはやはり県だけに任せるのではなくて、やはり町が入って、また地元の関係者、地域の方々の意見を聞きながら町がパイプ役となって事業を進めていっていただきたいというふうに思っております。

それから、同じく災害対策の取組状況でございますが、杖立地区の災害対策についてお尋ねをいたしたいと思います。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、あそこの杖立川、筑後川の流域ですけれども、これは流域が約300平方キロメートルと言われております。小国郷、それから阿蘇市の一部を含めまして流域面積が300平方キロあるわけですね。これが一度に杖立のほうに集まってくるわけでございます。近年は局地的な集中豪雨やそういった中で、やはり全国的に見ても被害が増加する傾向にあると。また、その被害は極めて甚大であり、また多様化してきているというふうに言われております。ここで現在の杖立地区の水害対策の取組及び今後どういった形で対策が進められていくか。これは国の河川が直轄ですので、町に答弁を求めてもなかなか言いづらい部分もあるかと思っておりますけれども、現在公表されている範囲でどの程度まで検討されているかをお尋ねいたしたいと思います。

町長（北里耕亮君） まだ途中の段階でありますから、答弁ができる範囲で私と担当から答弁をいたします。まず、議員もおっしゃいましたように直轄河川でありますので、ダム統管理事務所、ダム統管と大変密接な間柄で今行政とダム統管事務所との連携を図っております。大変頻りに会しまして協議を重ねているところでありまして、今いくつかの提案をいただいているさなかでございます。そして、地元のある幹部の方と言いましょか、代表とされる属する方に一部お話をさせていただいて、あとは地元全員というか、また段階的に代表の方であったり、ある程度の地域の所属される方々にお話をしていくというような部分で、当然それにはダム事務所と地元というだけではなくて、町も大きく入りながら行っていきたいというふうには思っております。

ここで詳細というか、まだ途中の段階でございますので、そのプロジェクトがどういう概要かというのは少しお話はまだできる段階ではありませんけれども、経過の状況によっては大変大きな部分と議員御心配のそういう流域の対策事業でありますから、議会の皆さま方にもお話ができる段階になれば町としてもしていきたいというふうに思っております。何か補足があればお願いします。

総務課長（松岡勝也君） 今町長から概要のお話がありましたけれども、杖立地区の治水対策につきましては長年の懸案であります。これにつきましては、やはり杖立特有の地形と、また、観光地であるということ、また、お湯の泉源の問題、また、環境的な面、そういったものがあらゆる面をクリアしないとなかなか治水の対策は全てをクリアするのは難しいということで、これまで継続審議されてきたものであると思っております。これに対して昨今、国交省の筑後川統管理

事務所のほうからたたき台のたたき台ということで提示されております。それで、こういった形をいきなり公に出すとなかなか難しいということで、まだ説明は役場のある程度、総務、建設、あとは関係者と少し見るぐらいでありまして、なかなかたたき台を表示しますと一人歩きするということも心配されますので、まだまだたたきのたたき案というところで受け止めているところでございます。そういったところで、杖立地区の温泉街をどうつないでいくかも含めて、治水と並行しながら検討していく必要があるということで、国土交通省のほうもそういったところも踏まえた、たたき案が出てきているところでございます。

また、国土交通省の管轄河川ということで、なかなか県の河川課治水のほうも少し情報が伝わっておりませんので、県のほうにもこういった国交省の計画が提示されているというのをつなぎながら、やはり杖立地区内の砂防河川、砂防指定地等もございまして、林務であれば治山、そういったところも並行して進めていながら杖立の治水、林務、治山、そういったところは満足する治水計画が進んでいってほしいというふうに考えております。

3番（北里勝義君） 今答弁のありましたとおり、やはり総合的に進めていく必要があるのではないかなと思っております。私の知っている限りで水害対策については従来、体積土砂の状況だとか、それから流れを阻害する岩石の除去、そういったものに取り組んだ経緯はあるかと思いますが、なかなか抜本的な対策というのはできていないのが現状ではないかなと思っております。また、町においても昭和60年頃町の単独費で杖立の災害対策の検討書を策定した経緯がございまして。これは町が独自に策定をして、そしてそれをもとに国あたりに要望をしていった経緯もございまして。

今回、私はなぜこの質問をさせていただいたかと言いますと、やはりこの水害対策において、また影響してくるのは町村道あたり、左岸防災線、右岸防災線はもちろんのこと町道杖立線、これは全部影響してくるのですよね。その中でやはり町道だとか、それから町道には水道管が布設されております。だから、こういったものが一体的にまた影響を及ぼすわけですね。だから、私は災害対策と併せて杖立の町をどのように作り直していくのか。そういう基本構想あたりをやはりつくっていくべきではないかなと思っております。それは、町が単独でやっても基本構想ですから、こういうふうに杖立の町を再生していきたいという形で災害に強い杖立温泉地にしていきたいというような形で町が基本構想をつくってもいいのではないかなと思っております。それはもちろん杖立地域の方の考え方も十分取り入れながら、やはり防災という観点からならやはり行政主導型でやはりある程度進めていく必要があるのではないかなと思っております。その構想を策定することによって、国が行う災害対策と一つのプロジェクトとして取り組んでいけると思いますが、また、避難道路とか水道施設、それから総合的な防災システムの構築まで含めたところの取組ができるのではないかなというふうに思っております。

今、社会資本総合交付金あたりも防災安全交付金事業も創設をされたというふうなことでござ

いますので、それが使えるかどうかわかりませんが、そういった中で基本構想の中でそういった事業等の活用を模索しながらやっぱり進めていく必要があるのではないかなと思っております。ここで、町長のお考えをちょっとお尋ねいたしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 先ほど言いましたたたき台のたたき台という表現でよろしいかどうかわかりませんが、案の部分も一部分の技術的な図面ではなくて、実は広く面的なそして立体的な構想を提示していただいております。議員がおっしゃるような大きなまちづくりや地域が振興できるようなそういう考えのもののペーパーでもあるかなというふうには思っております。ただ、あまりその河川から距離が遠い部分はそういう構想がちょっと抜けている部分もありますので、何が言いたいというと、ダム統管の提案いただいたペーパーと機会があればそういう町の部分の全体的なそこに足りない分、補足する分、その部分は共同で検討はしていけるなど。今御意見がある町単独での部分というのが非常に技術的な専門性がある部分をつくらなければならないので、やはりダム統管あたりがそういうネットワークを非常に持っております。

そういう部分を参考にさせていただきながら、それに町が入って行って総合的に広くつくっていくという部分も協力をあおいでいきたいと思っております。こういう部分がいずれにしても河川の断面にとどまらず、広く一定の部分は今提案をいただいておりますので、議会のほうに報告ができる段階になれば、またそういう話をさせていただきたいと思っております。先ほどからいう、地元の住民の方に完全に見ていただいておりますので詳しくは言えないのですが、そういう部分でもしそういう段階がまた来れば、議会の皆さま方にもそこでまた議論を深めていきたいと思っております。

以上です。

3番（北里勝義君） ある程度国のほうでそういった災害対策と併せて、地域の振興ということを含めたところの取組が進んでいくということでございますので、対策事業は進んでいく中でやはり住み分けと申しますか、国がする部分、また町がしなくてはならない部分も出てくるかとは思いますが、そういった中でやはり総合的にそういった事業を進めていくのが一番効率的な事業になっていくのではないかなと思っております。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

ちょっと時間もあんまりありませんので、次にいきたいと思ひます。男女共同参画の推進についてお尋ねをいたしたいと思ひます。小国町におきましても男女共同参画基本法を踏まえまして、平成25年3月に小国町男女共同参画社会づくり計画が策定をされております。この策定の中で今年で3年を経過しようとしているわけでございますけれども、この計画の中で推進体制といたしまして小国町男女共同参画社会推進会議、また、小国町男女共同参画社会推進懇話会などを設置して計画の進行管理、また、進捗状況の検証をしていくとされております。これらの会議等の活動状況をお尋ねいたしたいと思ひます。

住民課長（河野孝一君） 先ほど御説明のありましたとおり、小国町も男女共同参画社会づくりを

推進しております。推進体制といたしましては、年度当初に男女共同参画社会推進懇話会でその年度の前年度の評価と年度の事業計画等を協議して点検をしております。この重点目標といたしまして男女共同参画社会を目指す意識づくり、それから様々な分野における男女共同参画の推進、それから男女が健康で安心して暮らせる健康環境づくりの3つの重点事項を定めて取り組むとしております。この中に数値的な目標は置かず、いろんな活動の場でこの男女共同参画を進めていこうというようなことで、まずは行政からこの男女共同参画社会を進めていきたいということで、各担当課から選出されました小国町男女共同推進会議のほうで20項目の点検項目を設けて様々な活動の中で女性の参画をお願いしていこうというようなことで進んでいっているところでございます。

以上でございます。

3番（北里勝義君） 確かにこういった推進計画というのはなかなか数値的に表せない部分があるかと思えます。20項目の中で点検は進めているということでございます。私がこの質問をさせていただいたのは皆さん御存じかと思えますけれども、来年4月から女性活躍推進法が新たに施行されていきます。この中で推進計画を策定すると。これは努力義務になっておりますけれども、各自治体が推進計画を策定していくとことになっております。

また、この女性活躍推進計画の策定にあたっては男女共同参画と一体のものとして策定してもかまわないというようなことで、うちの場合はそういう男女共同参画社会づくり計画というものがなされておりますので、その中でやっていってもいいのではないかなと思っておりますが、この中で、やはり推進する中で女性の採用比率とか女性管理職比率の達成目標値といいますか、数値的な目標を置いてやっていくのか。これからの課題となりますけれども、少子化ややっぱり人口減少の傾向の中で、やはり女性の力というのは大変大きなものがあると思えます。これはやはり女性の地位といいますか、女性を登用することによって、またそういった大きな力が出てくるのではないかなと思っております。そういった中でやっぱり役場職員あたりも一番そういう町民と関わる第一線にあるわけですから、そういった中で女性の管理職の登用というのはどのようにお考えになっているか、町長にお尋ねいたしたいと思えます。

町長（北里耕亮君） 今御意見があるように女性活躍推進法という部分で、それが1億総活躍という部分かどうかはあれなのですが、小国町としても人口減に歯止めをかけるというような部分での様々な施策を今後展開していく中においては、やはりこの部分の女性の仕事づくりとかそういった部分の模範にやはり役場もなっていくべきではないかなとは思っております。しかし、基本的に私は女性だから管理職という部分というより適材適所という部分の基本でまた判断をしながら、人事を考えていきたいとは思っております。この法施行により努力義務ではありますが、こういった部分、こういった形で男女共同参画の計画と併せてするかどうかはちょっと内部で検討していきたいとは思っておりますが、女性のこの活躍推進の計画策定については前向きに捉えて

いきたいと思っております。

3番（北里勝義君） 小国町の場合、私は管理職というのは審議員、それから課長級は管理職というふうに理解をしているわけでございますけれども、この中でやはり女性の課長があってもいいだろうし、女性の審議員、また課長、審議員一緒になって力を発揮していくような体制づくりも大事ではないかなと思っております。町長は適材適所というような言い方をされましたけれども、やはりそういった中でそういった人材を育成していくということを若いときからそういうのを念頭に置いて進めていかないと、ある程度の年齢になったから、はい、それなら課長をやってください、審議員をやってくださいということではなくて、将来どうあるべきかということをやっばり若い世代から人材を育成していくことが大事ではないかなと思っております。最後にその人材育成という観点から町長のお考えをお尋ねします。

町長（北里耕亮君） 男性女性あらゆる部分、職員全てが職員研修というものを学んでいただきたいと思っております。今実際行っておりますし、事務処理能力であったり、対人というか接遇であったりいろんな幅広い研修を行っております。将来自分は課長になる、ならない、それで研修がある、ないという部分ではなくて、いつ何時そういうセクションに行くという部分を念頭に置きながら、男性女性を問わず学ぶべきところは学んでいかなければいけないと私は思っておりますし、また、自分の能力をぐっと伸ばしていただくために頑張ってもらいたいという思いはしております。実際、職員研修もたくさん行っている現状であります。

以上です。

3番（北里勝義君） それでは以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

議長（渡邊誠次君） 本日予定をしていた5人の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

なお、14日月曜日は5名、順に、時松唯一議員、熊谷議員、穴見議員、高村議員、時松昭弘議員が一般質問に登壇予定でございます。

本日は、これにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

（午後2時55分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（11番）

第 3 日

平成27年第4回小国町議会定例会会議録

(第 3 日)

1. 招集年月日 平成27年12月14日(月)
1. 招集の場所 小国町山村開発センター
1. 開 会 平成27年12月14日 午前10時00分
1. 閉 会 平成27年12月14日 午後 2時31分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 北 里 武 一 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 藍 澤 誠 也 君	税 務 課 長 北 里 康 二 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 河 野 孝 一 君
福 祉 課 長 穴 井 幸 子 君	保 育 園 長 梶 原 良 子 君
会 計 管 理 室 長 佐 藤 登 喜 子 君	

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 27. 12. 14)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

本日は、12月定例会本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問2日目となっておりますので直ちに質問に入ります。

なお、本日の質問者は5名。順に、時松唯一議員、熊谷議員、穴見議員、高村議員、時松昭弘議員となっております。よろしくお願い申し上げます。

6番（時松唯一君） 6番、時松唯一です。一般質問をいたします。

まず、今回小国町学校給食センターと小国小中学校屋外プール、小国中学校柔道施設棟の3つの施設の落成式が11月23日に執り行われました。その日は折しもジャージー牛乳の生産農家17戸でつくる小国郷酪農振興会主催ホークスジュニアアカデミーの野球教室も催されております。そこで質問ですが、まず、学校給食センター等の施設を町職員が今度町長指導のもとに休日、衛生関係もあるかと思えますけれども、いつからやられるかどうか御質問いたします。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 学校給食センターにつきましては、来年明けまして1月10日、3学期になりまして給食の供給を開始したいと考えております。

6番（時松唯一君） 私が質問しているのは、その施設に対して町職員が土曜、日曜、祭日等を利用して、そういう町の施設ですから熟知していないといけなないと。だから概略・概要あたりをしっかりと勉強していただくということに対して、いつ頃からやられていつ頃までにその学校給食センターの内部、外部、それからプール、柔道場というものをそういう職員に周知させるのをやるかどうかということをお尋ねしたい。

町長（北里耕亮君） 教育委員会だけでなく、例えば総務課であったり、建設課であったりが深いのですが、そのほかの課の職員も含めてのことではないかなと思いますが、課長だけではなくて職員に見る機会というかそういう部分も必要ではないかと捉えてよろしいのですか。そういう部分であれだけ大規模な公の施設でありますので、何日にそろっていくという部分ではなくて、やはり機会があるごとに見ていただくという部分は、私のほうからそういう指示というかしていきたいとは思いますが、何日までにと何日にという部分ではなくて、機会があるごとに、できるだけ早い時期にせつかく町の施設であれだけきれいな立派な施設でありますので。

ただ、落成式のときにも話があったかと思いますが、給食センターの施設の内部については衛生上の問題がありますので、そこは廊下のほうからガラス越しに見えますので多目的ホールとま

た柔道場、プール、それは外から見れますので、そういった機会があるごとに職員に啓発をしていきたいという考えは持っております。ただ、何日にそろってそろそろ行くという部分までは考えてはおりません。そういう啓発をしていきたいという部分でございます。

以上です。

6番（時松唯一君） 私は職員の啓発も兼ねて、全職員が各課で話をしあって、早いうちにその施設の概要等はしっかりと見ていただいて、いつその担当になるかもわかりません。衛生上の問題もあるかと思えますけれども、それを加味した中で職員の周知をしていただきたいと。今年入られた方も去年の方も、あわよくば課長は当然のことですけれども、やはり熟知して施設のことはしっかりと職員と共有していただきたいということを申し上げておきます。

それから次に移りますけれども、執行部の方々に今日は公務員としてもう何十年も今仕事をきていただいていると思えますけれども、2、3人の方にお伺いしますけれども、一体その公務員とは何なのかということを全員の方にお聞きしたいのですけれども、今回は2、3人の方にお伺いしたいと思います。税務課長から簡単にお伺いいたします。

税務課長（北里康二君） ちょっと通告にないことではございますけれども、公務員ですから当然町のしもべ、公僕でございます。町民のために町の発展のために働くことが私たちの任務と思っております。

6番（時松唯一君） おっしゃるとおり公の場でやられると。その中においてやはり課長も入られるときに宣誓をされたと思えます。あくまでもこれは全体の奉仕者であると。いわゆる全体の奉仕者ということは地方自治体の中のこの小国町で、この全住民の奉仕者であるということが前提であります。そういう中におきまして、あとお二人、澁谷課長、藍澤課長、最後に総務課長、簡単に、簡潔に公務員とは何なのかと。私の今の課長としての公務員の立場はどういうものなのか。そして、職員に対してどのような指導を今からやっというとしているのかお伺いします。

産業課長（澁谷洋典君） 先ほど税務課長の答弁にもありましたように、今、時松議員も言われましたように、全体の奉仕者ということで役場に入庁するときに宣誓をして役場に入ってきたわけですから、町民のために公僕となって働くのは当然でございますけれども、産業課ということで私の課といたしましては、農業林業の振興のために、町民のために努力するというところでそういう気持ちで頑張っております。

情報課長（藍澤誠也君） 公務員としてというものは、今お二方の課長がお話したとおりでございます。全体の奉仕者、それから公僕として町民の意見を聞きながら仕事をやっていくということでございます。情報課としますと商工観光、それから地域基盤の情報施設等そういう施設を持っております。いろいろと日頃から町民の意見が出たり、関係団体との連絡調整を行いながら職員が仕事をやりやすい環境をつくることを考えながら仕事をしております。

以上です。

総務課長（松岡勝也君） 公務員としまして、税務課長も先ほど言っていましたように公僕と言う言葉から言いますと、僕というのはしもべということで公務員はそういった立場で町民のために働かなければならないというのは、公務員になる前に宣誓を皆さんしているわけでございます。特にそういった立場ですけれども、近年のいろんな新聞報道に出ますのはやはり公務員のモラルが非常に低くなってきたということが非常に言われます。ですから、そういったことをどうしたら本当の公僕として町民に応えるような公務員になるのかということで総務課としましたら、常日頃、非常に私が気になっておりますのは窓口業務、また電話対応と基本的なことがなかなかそういった言葉で言われることが多ございます。

ですから、そういった小さいことをやはり総務課としたら自分もちろんですが、そういった模範を見せるような公務員として役場職員として対応していかねばならないと考えております。何しろ若く役場に入った方、途中で社会経験をした方、いろいろ違うと思います。そういったいろんな年齢差、また女性、男性、いろんな職場も違います。そういった全体的なところに総務課も課長もいろんなところに目を配っていただきながら、町民から見られる、またその負託に応えるような仕事、態度をしていく必要があると考えております。

6番（時松唯一君） やはり、最終的には全体の奉仕者であるということを皆さんおっしゃっていると思いますけれども、これはある雑誌に書いてあったのですが、「公を庭に例えると庭の主役である木や草花は住民と例えることができる。つまり、公の主役は行政でも議会でもなく、あくまでも住民である。そして、この庭の主役である植物たちが生き生きと息息してこそよき庭と言える。自治体職員はこの公という庭の中で、木や草花に例えられる住民たちが生き生きと活動できるように環境を整える庭師でなければならない。」と。これがやはり全体の奉仕者という意味かなと思っておりますので、今後同じ課にいらっしゃる職員たちも踏まえて小国町のために、地方創生もございませう、小国総合計画もございませうので、中身を濃くしっかりと今後やっていただきたいと思っております。

それでは次に移りますが、まず今度は財務の件でお伺いいたします。経常収支比率の件で毎年監査委員から指摘されておりますけれども、私は職員残業手当が今年度の補正を含めて約2千400万円ぐらいに上るか認識しておりますけれども、その辺がちょっと間違いないかどうかの確認と、その2千400万円あるとすれば、これをどのように改善努力していく必要があるのか、また考えているのか。1つの提案ですけれども、これは以前町長にも質問いたしましたけれども、職員の公の駐車料金を使用料を取ったらどうか。これは100円でも50円でも使用料として徴収すれば、仮に100円にすれば、1カ月20日として1万円。1万円が10人いれば10万円になります。そうしますと、1年にトータルすれば数百万円と。その数百万円という中でこの付近に充当できるのではないだろうかと思っております。それから職員のいろんな出張があるかと思っております。その出張の中で高速料、道路費がどのくらい今計上されているのか。予算の途

中ですから概算でいいのですが、その高速道路使用料、駐車料金等があるかと思います。こういうものを含めて以前から私が申し上げているのは、議員を含めて駐車場使用料を徴収したらどうなのかということですね、以前は町長はもう検討しないと。ただ見直しの時期にきていますので見直す意思があるのかどうか、ぜひここをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

町長（北里耕亮君） 御意見のとおり議員からは職員の駐車場の有料化について以前一般質問いただきまして、私のほうも答弁といたしましては内部で検討をしましたということと、その次の質問においては検討はしましたが、その考えには至らなかったという部分を発言させていただきました。今日に至っておりますけれども、その考えの部分についてこの職員の駐車場の有料化については、やはり私の考えとしては今現在のままでいかせていただきたいと思っております。まず、それが答えであります。

それと、先ほど出張時の高速料金、これは補足があればまた補足いただきたいのですが、出張時の高速料金を随分前ですが、10年ぐらい前でしょうか、高速料金を出さないという時代もあったやに覚えております。ただ、そのとき私は町長の職ではなかったのですが、非常に時間をかけてですね、例えば、福岡あたりに行かれていますの部分を見ると効率的に悪かったり、高速が使えないので出張に行かないとかいう話が一部ではありましたけれども聞いておりましたので、これは職務でありますので必要経費の部分にかかるものはかかるということで、しっかり仕事として取り組むべきだという思いをしております。

また、ちょっと質問の意図が定かではありませんが、行った先の出張時の駐車料というのも触れましたかね。そういう部分も駐車料金を出張時の出張した先の駐車料も出さないという時代もありました。この部分についても実は私一般質問を議員時代にしまして、やはり駐車場を探すとかそういうことはちょっとどうでしょうかと私自身が聞いた部分もありますので、出張先に速やかに車を停めて、速やかに行って、そして業務をするというのが妥当ではないかなと思っております。話を戻しますと、繰り返しになりますが職員の駐車場、この役場横の駐車場については考え方を考える部分にはありません。

以上でございます。

総務課長（松岡勝也君） ちょっと時間外の御質問でございます。時間外につきましては、私の手元にあります資料で、平成27年度がまだ継続中で決算は出ておりませんが、平成23年度以降、時間外につきましては2千万円代で大体支出が決算ではされております。こういった中を見ますと、特に平成26年度以降、特に今年度は選挙がダブル選挙ということで、そういった大きい時間外も確かに発生しております。また国のいろんな地方創生、いろんな少子対策、高齢化対策とか、いろんな職員に対するいろんな国からの業務が増えております。

そういったところで、やはり職員の中でも隣土の業務もなかなか手伝えることができない業務

等もあります。そうしたところで、やはりそういったところに応えていくような業務が増えているというのは間違いないと思っております。また情報公開等も段々いろんな分野に開かれております。そうしたところで業務が煩雑になっている中で、やはりIT化をしながらもペーパーといえますか紙ベースの仕事もあるというところで、複雑なおかつ情報公開等も非常に厳しいものではありますので、気をつかっていかなければならないというようなところもありますので、一概に時間外が増えたということではなく、中身的が非常に複雑になった件もやはりそういった要因であるかなど。また、こういった時間外につきましては、補助絡み、また県からの委託、そういったところも含んでいるということも現状でございます。

また、高速の利用につきましては、極力時間が猶予があれば一般道を使ってもらおうということ。また高速の場合はカードを使っておりますが、カードにつきましては割安のカードを使って使用しているというところがございますので、極力高速を使わないような走り方は指導しているところでございます。

6番(時松唯一君) 私はいろんな事情がおりかと思えます。時間外手当の人数からいきますと、私が調べた中では113人分に当たるかと思えます。小計が今までの状況では2千275万円というような状況です。これを簡単に申しますと、嘱託職員が12万円とすれば約20人分に当たるということをまず申し上げておきます。それから、この経常収支比率、義務的経費をこのまま放っておいていいのか、この状況をどのように減らしていくのかと。これは当然突き詰められた議論をしていかないと、監査委員もおっしゃっているように非常に硬直化しているということは毎年言っていることでございますので、どのようにこの経常経費、義務的経費を少しでも改善していくかということが、執行部はもとより私どももそうですけれども、もう少し真剣に考えるべき必要があると。来年の一般質問のときには、しっかりとした答弁をしていただきたい。もう一度この質問をいたしますので、しっかりと削減できるような状況をつくりあげていただきたいということを申し上げまして、次に移ります。

次は、ふるさと納税の件で同僚議員からかなりの質問あるいは提案等があったかと思えます。こっこのふるさと納税がこういうパンフレットができていますので、素晴らしいパンフレットができております。その中において、小国町内で空き家をお持ちの方へということで、空き家バンクのこういうパンフレットも回っております。これは私が今から申し上げるのは、このふるさと納税の中に福岡県大木町、人口1万4千600人いらっしゃる町でこの空き家に対してのふるさと納税をやろうとしている町がございます。

ちょっと読ませていただきます。福岡県大木町1万4千600人は、ふるさと納税の御礼として空き家となっている町内の実家や親戚の家をシルバー人材センターが手入れするサービスを加えた。これはあくまでもシルバー人材センターだけでなくもいいなとは思っています。サービス内容は、寄附額が1万円から2万円未満の場合、玄関や庭などの清掃、手入れ作業(作業時間

5時間担当)を1回。それから実地作業内容報告、家屋の状況報告を1回。同2万円から5万円未満の場合は同じ作業と報告を2回。5万円以上の場合は同じ作業と報告を5回行うというような、これは今空き家の所有者あるいは親戚の方々に関してこういうサービスがありますよと。そういう中で空き家を清掃しますと、そのために報告します。これも3番議員が災害等で質問があった中に関連があるかと思えますけれども、災害等にも引っかけても、このふるさと納税に空き家バンクを登録することに非常に有意義かと私は思いますけれども、検討する価値があるかどうかは私は価値があると思えますけれども、政策課長、町長にお伺いします。

町長(北里耕亮君) ありがたい御意見だと思います。ふるさと納税の部分については、今お手持ちのパンフレットを11月に整備をしまして大変一定の評価をいただいておりますが、他町村においては様々なアイデアを盛り込んだ様々な返礼品といいましょうか、お返しの手柄ですね、そういった部分を考えている自治体もあります。小国町もいろんな部分を参考にしながら、そして、ただいまの議員の御意見も意見の一つと捉えながら、情報収集をしていきたいと思えます。よければ今お持ちのペーパーをまた見せていただければと思えますし、すごく細かい話をすると大変いい話ではありますが、ちょっと想像すると鍵とかそういう部分を頻繁に、どういう形で報告するかと。

ただ、思いとしては空き家を持たれて、例えば、大阪とか県外に行かれています方は自分の家がどういう状況かとか、たまには入っていただいて掃除するというのは確かに喜ばれる部分かなと思っております。アイデアの一つとしてまた参考にはさせていただきたいと思えますし、冒頭に言いましたように、ふるさと納税いろいろな事柄をされる自治体もありますので、あまり突飛な部分はですね、何か他町村では一日課長とか何かというような部分もいろいろアイデアとしてはあるかと思えますが、現実的なできる範囲の部分で今お持ちのパンフレットに肉付けをされていけるような形で、さらに納税額が増えるようなそういう努力をまた町としてもしていきたいと思えます。

以上です。

政策課長(清高泰広君) ふるさと納税につきましては、特に11月から新しい制度になりまして、かなりの方に寄附をいただいております。大きく分けて大体3つあります。一つは小国町の出身の方でふるさとに対して寄附をしようという方で、かなり高額な寄附をされている方もいらっしゃいます。もう一つは逆に全く小国町に関係なくて、いわゆる返礼品を目的として、2万円、3万円程度が普通なのですが、そういった寄附をされている方。もう一種類ありまして、この方が町外の方ですが結構小国に来たことがあって、いわゆる小国ファンといいますかそういった方でわざわざ小国町に寄附金をいただいている方がいらっしゃいます。

こういう感じで大体3つのパターンのふるさと寄附金がございますものですから、それぞれに対してやっぱり対応の仕方を考える必要があると思っております。そういった意味で今いただき

ました御提案は、いわゆる小国から出ていった方が本当の意味でのふるさと納税をしていただけることに対してお返しできる一つの方法かなと思いますので、検討課題の一つにはさせていただきたいと思います。

6番（時松唯一君） ぜひ取り上げていただいて、先祖の方のお墓もあるでしょうし家があるということはその近くに親戚の方もいらっしゃると思います。くどくど申しませんが、空き家をふるさと納税に加えてほしいということを申し上げておきます。

それではもう1点、地方創生についてでございますが、地方創生については以前からこの小国町の総合計画等に疑似したものでございますけれども、この基本構想が今年度、来年度あたりからまた再度検討・協議するということになっております。前期基本計画も今年平成27年度でまた見直すということでございますけれども、私が申し上げたのはその中に職員の意識向上、公務員とはどうあるべきか、そして、また駐車料金でもしかり、あるいは他町村からの勤務の場合は小国町に入ってから通勤手当等にしたらどうかとか、いろんな私は私なりに考えておりますけれども、これもいかんせん公務員である事情というようなことで答弁があるかと思えます。ただし、小国は違うのだというような状況をつくっていただきたい。そして、小国町が見本になれるような、総合戦略あるいは地方創生に向けてやっていただきたい。

その総合戦略の中にはPDCA計画実行評価改善ということで、前々回から議員の方々からも質問がございましたけれども、1つは簡単にいいますと、今あるべき姿マイナス現状を差し引いて残ったのが問題だということをおっしゃっている大学の先生がでございます。全くそのとおりでございます。今あるべき姿マイナス現状差し引きして残ったのが問題ということは、今が100点満点であれば残りが40点しかとれなかったと。40点が現状であれば60点が問題だと。その問題に対して一生懸命やりなさいということをおっしゃっているのかなと思います。この付近は今後の総合計画イコール地方創生になるかと思えますので、これは政策課だけではなくて、各課等がひと月に2、3回は談義をしてコミュニケーションをとり、そこに町の人を何人か有志を入れて協議をしながら作りあげていくのが本当の姿ではないかなと思います。

お尋ねですけれども、この総合計画あるいは地方創生についてコンサルのほうに依頼しているのか、実際この小国町自体で8割ほどは全部作成しているのか、そちらをお伺いたします。

政策課長（清高泰広君） 本年度の総合戦略につきましては、基本的に計画書自体は町の職員で作成いたしました。ただ、一部調査する必要がある部分がありましたものですから、その調査事項についてだけコンサルに委託しております。

6番（時松唯一君） とすれば、いろんな雑誌ですべて丸投げという町村もあるかと思えますけれども、小国町としては一部はコンサルということで安心いたしました。それでは次にちょっと深刻な問題がございまして、小国町の病院議会が12月7日に開催されました。その中において議員それから執行部との中でいろんなお話があった中で、要約したものがこの12月号に書

かれております。小国公立病院ニュースというのがですね、これは坂本先生がしっかりと今の状況を書いておりますので、病院議会を私がこちらで説明する前にこちらを読ませていただきます。

「自分たちの地域は自分たちで守っていく気持ちがないと、これからの地方の医療は守れないと考えています。小国郷には小国出身者の医者是一人もいません。小国出身の若い看護師さんは誰も小国には帰ってきてくれません。これから高齢化社会はますます進みます。阿蘇地域は2040年までは75歳以上の高齢医者は増加するとの統計があります。小国郷出身の医療従事者は都市部で仕事をし、小国に住んでいる住民は小国で医療を受ける、こういう状況はそろそろ限界にきています。ほかの地域で働いている小国出身の方が地元へ帰ってくれるように声を大にして叫んでください。」ほか、割愛しますけれども、非常に切々としたその思いですね、これがイコール小国も言えるのかなというような気もいたします。

やはり両町ともに小国公立病院を一生懸命補助し、何とか存続のために頑張っていると。その頑張っているのももう限界があるな、みたいな先生の手記でございます。そして坂本先生は61歳になられて、今回が65歳までという条例になりまして、こちらに在籍していただくというようなことになりまして安心しておりますけれども、これは病院議会だけではなくて小国町の問題であり南小国町全体の問題であります、あえてここで申し上げた次第でございますけれども、町長どのお考えでございますでしょうか。

町長（北里耕亮君） 私は小国町外一ヶ町公立病院組合という組合の組合長という立場で、月1回運営会議というのにも病院に行きまして出席をいたします。それには南小国町の町長が副組合長という立場ですから、南小国町長も出席をして委員長、副委員長、そして看護師長、事務長というようなそういう組織で議論をする機会が多ございます。その中でも今議員から御意見いただいた部分はいつも話題に上り、医師確保、看護師確保、どうやったら今現在課題となり問題になって、今少ないわけでございます。ちょうどその理由になるのはここであえてすべてはお話しませんが、やはり臨床機関というものが法律において定められて、その状況で医師の研修期間が設けられてこのへき地の地域医療に赴く医師の方が少なくなっていると。同時に看護師の方もなかなか少なくなっているという状況であります。

そういう中でいま御意見いただいたように、小国町出身の医療従事者、お医者さん、実際数名いらっしゃるやに聞きますが、私も個人的にお話をお願いした経緯もありますが、先方には先方の都合がやはりあって、少し定年といいましょうか、年配になってからもおいでいただくようにというそういうお願いもしたり、看護師の方もいろんな部分で小国に帰っておいでいただけませんかみたいな話をした経緯もあります。ただ非常に難しいし、私だけの力では1対1という部分では広がりませんので、せっかくの機会でこういう一般質問でございますので、議員の方々からも様々なネットワークでそういう話を広げていただきたい。このテレビを見ていただいている方で、ああいう先生がいるのではないですかとか、ああいう看護師さんがとかいう話題にする部分

については、大変ありがたい部分だなと思っております。

やはり町にとって医療の部分は非常に大事な部分であります。その中でへき地医療協議会という会も熊本県の組織をしております、私がたまたまであります但其の代表をしております、県全体の中でも球磨郡にあります多良木病院であったり、山都町にあります蘇陽病院であったり、非常に医師不足が顕著になってきておりますので、県の問題でもありますが、まずはやっぱりこの小国町の中で先ほど言うように町民のお知り合いの方、そういう部分で何かきっかけができればと思っております。大変ありがたい御意見だと思います。

6番（時松唯一君） 病院もそうですけれども、同僚議員からいろんな小国高校の問題等もいろいろ取り沙汰されまして、その高校の存続に向けてある町は、矢部高校の入学者は増員し、町で、小国高校は県立ですから県ということですのでけれども、矢部高校の場合は県で町自体で町民会議というものを提案して、その中で支援塾をつくったと。町民全体で存続させようということが今年の12月4日の金曜日の社会面に出ておまして、山の都塾というものがございます。これはちょっと読みますと長くなりますから、帰られたら1回講読していただいたらどうかと。そういう町を挙げての高校存続をやるのだということです。そこら付近は帰ってお読みになってください。

それでは最後に、まず、町長は御存じでしょうけれども、農業委員会の委員の公選制が廃止されますよね。来年の9月ですか。9月からは町長が選任するとなっております。ここら付近も町長の重圧がすごかかってくるかなと。そこら付近で今どのように考えているかというよりも、農業委員に対して選任する場合にはこういうことで選任するのだということの考えをお聞きしたい。平成27年9月4日に変更され、来年から選任しているのではないですか。だと私は認識しているのですが、もし間違っていたら間違っていたということで結構でございます。

町長（北里耕亮君） その部分も大事な分野でありまして、国会のほうで審議をされまして一定の法律ができました。熊本県内の中では来年3月までに改選をされるところが10町村あるやに聞いております。阿蘇郡では高森町ということで、そこが一番最初のスタートというか新しい枠組みになってからの選ばれ方というふうになります。小国町は改選が再来年の7月でありますので、そのときに今回の新法律を適用するということでもあります。

新法律は何かという部分であります、大きく仕組みが変わります。今までは選挙によって、まず、選挙人名簿があり、おわかりのとおりだと思いますが、選挙で選任をされるということがあります。ただ、歴史的に小国町もそうですが、他町村もそうですが、選挙になったことが非常に少なかったという歴史的な部分はありますけれども、国会で決まったので、国会でなぜそういうふうになったかはここでは省きますが、決まったことの話をしていただきますけれども、町長がその首長が推薦をして議会の同意を求めるという方法に変わります。ただ、附帯決議がありまして、その町長が推薦する場合には地域の推薦を得ると、これまた少し曖昧な表現でありま

すが、私が曖昧と言ってしまっただけではありませんけれども、非常にそれぞれの地域の、例えば、小国町には大字協議会であったり、その農業関係の振興会であったり、そういうところが残っているところもあればないところもありますが、今までもいろいろな様々な形で地域からの推薦というか、そういう部分で選挙にならなかったという経緯もありますので、あまり状況としては変わらないのではないかなというふうな思いはしております。それは法律で地域の推薦があったものを町長が推薦すると定められておりますので、それを無視することはできません。私が単独でこの人を同意してくださいという部分についてはありませんので、そういうことで御認識をいただきたいと思っております。推薦の部分については決まりがそういうふうに変ったということだけちょっとここで述べたいと思います。

以上です。

6番（時松唯一君） それでは、最後に首長の役割は地域に住んでいる人がこの町に生まれてよかった、住んでよかった。もう一つあります、この町で死ねてよかったと思える町づくりではないかということをお願いして私の一般質問を終わります。

町長（北里耕亮君） やっぱり自分の出身である、生まれたところ、御意見のとおりですね、まさにそのとおりであろうと私も思っております。そして、いかにやっぱり自分の町を愛していただくかという部分が町がよくなるために行政も当然頑張らなければならないのですが、冒頭庭の話を議員からいただきました。主役は町民であるという部分の考え方も、私もそのとおりでありますし、その環境を整えたり、少しその部分を導いたりそういう部分も行政が側面からやって、側面というか共同で一緒になってやるという形がよろしいのでしょうか。そういう部分でとにかく大事な部分であると。まずは生まれてよかった、住んでよかったというような意識は考え方としては合致しているなという思いをしております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。10時55分から再開をいたします。

（午前10時46分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

3カ月がたつのは早いものでして、前回はまだ安全保障法案やTPP問題で持ち切りでしたが、昨今ほとんど聞かなくなりました。先日JA阿蘇組合長と話す機会があり、TPP問題を質問をしたら、JAは批准までは断固反対を貫くと申ししていました。議員さんたちもTPP問題には町全体の問題として捉えてもらえるよう熱く語られていました。

さて、本題の質問に入らせていただきます。一番目に浄化槽設置についてお伺いいたします。町が管理している下水道、一部合併槽もあると思いますが、以外の個人合併処理浄化槽における

浄化槽法 11 条の法定検査料についてどのように理解し、設置者へ周知徹底を行っていくのかを説明ください。

住民課長（河野孝一君） 浄化槽の法定検査でございますけれども、この法定検査といいますのは、熊本県浄化槽協会でございます。浄化槽法に基づく法定検査でございます。先ほど議員がおっしゃいましたとおり、浄化槽法第 11 条で毎年 1 回法定検査を行わなければなりません。その法定検査の指定期間として熊本県の浄化槽協会が指定されております。同法 57 条によりまして、熊本県がこの指定検査機関に熊本県浄化槽協会を指定して県下の法定検査を行っております。それから、住民への周知をどうしているかということでございました。これは平成 21 年度に浄化槽法の一部権限が町村に権限委譲をされております。これに伴いまして、町としては法定検査の未受検者に通知を行っているところでございます。

以上です。

9 番（熊谷博行君） この検査料を払っている方と払わない方、検査を拒否する方、いろいろいるというのが現状でございます。協会のほうにも電話で言ったのですが、なかなか協会のほうも徹底していないというのが現状みたいで、あやふやに電話が終わってしまったというのが現状でございます。この辺は町がしっかり指導して行って、みんなが公平にお金を納めるように法律で決まっているものでありますので、今後ともよろしくお願いいたします。それと浄化槽の設置数と検査数がわかれば教えてください。

住民課長（河野孝一君） 町の浄化槽の設置基数は全体で 1 千 1 1 5 基です。うち法定検査の実施基数が 8 0 6 基で検査率としては 7 2.3%でございます。

9 番（熊谷博行君） この数字も協会に聞いた数字と全く同じでございます。もっと嫌みといったら申し訳ないのですが、本当の設置数を把握する必要が町としてはあるのではないかと考えております。

次に、私独自に調べて計算したものなのですが、合併処理浄化槽と下水道のかかるお金に差があると思います。下水道のほうが若干安いのではなからうかという私の計算でございました。間違っていたら申し訳ないのですが、町の下水道は農業集落排水事業の事業で一部の地域だけしかありません。どうしても利用世帯が減り、赤字経営だと思います。この打開策と今後の下水道整備計画があれば説明ください。

建設課長（佐藤彰治君） お尋ねの件です。町のほうに上下水道運営審議会という審議会がございます。その中で過去に平成 25 年になりますけれども、小国町汚水処理構想というようなものを作成をいたしております。その運営審議会によりまして答申されたものでございまして、その答申を受け、町のほうといたしましては非常におっしゃるとおり集落排水事業一部地区に限定されておりますし、他は個人設置型の合併浄化槽が主となっております。この赤字といいますか、そういった特別会計の経営の中で運営しているところでございます。問題視されているのが、また

そうしたところの料金の格差というものもございます。

その汚水処理構想の中で結びとしましてはいくつかありますが、料金の見直しであるとか、あとは個人設置型の合併浄化槽に対する手当というようなことでもございまして、町のほうとしましては、今後下水とかあるいは農業集落排水を整備していくということは、今後非常にリスクが大きいということ。それと現状の収支を考えますと、なかなか難しいということでもございまして、そんな中で個人で設置される浄化槽について普及をしていこうというようなことで、浄化槽、5人槽、7人槽等に国と県と町と3分の1ずつ補助金を出しまして、上限は決まっていますけれども、そちらのほうを普及していこうというようなところで考えているところでございます。

以上です。

9番（熊谷博行君） それも一番大事だと思いますが、今ある個人の合併槽も含めて町がすべて管理するというような考えはございませんか。

町長（北里耕亮君） 先ほどの質問に少し方向性を私のほうから示させていただきたいと思いますが、議員のおっしゃるように農業集落排水事業は特別会計でありまして、一般会計からも繰り入れをしている状況であります。そして、個人設置型の合併浄化槽で通常町民の方がお支払をする料金と差があり、御意見のとおり農業集落排水のほうの料金が少し安い状況になっております。これについては町といたしましてもいついつまでにか、どういう方法でというのはこれからまた検討していきたいと思いますが、将来に渡っては少しでも平準化、少しでも料金を近づけるといふ部分の方向性をやっぱり示すべきではないかなというふうに思っております。

ただ、それについては執行部からの提案で先ほどいう審議会がありますので、審議会で一定の議論をしていただきたいと思います。そしてなおかつ、その汚水処理計画の将来的な計画の中で小国町は合併浄化槽でいくという総合的な判断をいたしましたものですから、現在の農集排の広がりも考えてはおりません。そこで、最後の今の質問の小国町全体の個人設置型の合併浄化槽を町管理にできるかどうかという部分であると思いますが、相当準備と検討をしないとけないというふうに思います。それが古い施設なのか新しい施設なのか、現在どういう状況なのか、どこに設置されているか、かなりの検討をしないとそれを一元的に町で管理するというのは難しいのではないかなと思います。

ただ、相当検討が難しいから全くしないということではなくて、実は汚水処理計画をするときも、以前にこの一般質問でもあったかと思うのですが、議員から御意見があったやに記憶をしておりますが、どういう課題があるか、そういった部分をもう一度洗い直して情報収集をしながらまた整理をしていきたいと思っております。業務的に大変な部分になるので建設課の思いとかいう部分もあるかと思いますが、私としては検討に値すると思っておりますが、何年までにそれをするかという回答までには至っていないということでもございます。

以上でございます。

9番（熊谷博行君） 奥歯に何か詰まったような答えですが、次に行きます。先ほど議員からもあった先月23日に小国小中学校給食センター、多目的ホール、プール、武道場の落成式に行き、大変きれいにできあがっていました。総工費は10億を超えていたと思います。一つの公共施設を計画するとすぐに数億円かかってしまうのが、今の現状でございます。行政は5年単位か10年単位で総合計画を立てられていると思いますが、今後どのような計画があるかを御説明ください。

町長（北里耕亮君） ちょっと先ほどの浄化槽の話、私のほうからも少し議論を深めさせていただきたいと思いますが、この方向性によって大きく町の財源や関係があると思いますので、また、これについては議会の常任委員会やいろんなところでもまた議論いただきたいのですが、私が奥歯に挟まっているという部分は、それだけここでぱっとすぐ回答ができる案件ではないというのをまずは御理解いただきたいと思いますし、議員がおっしゃる管理をするメリットといいましょうか、そういった部分はどういうところ。私が質問してはいけませんが、どういうところなのだろうという部分も少しあります。

また、それは別の機会でも構いませんので、また御提案をいただいて、この部分は本当に大きな方向性になります。全体での合併浄化槽を他町村でこういうことをやっている自治体があるかどうかもまた調べなければいけませんが、それによってかなり大きいメリットが町民の中にあるのであれば、前向きな検討もできるし、そうさほどないのであれば情報収集だけにとどめて現在のやり方でやるという部分の政治判断をしていきたいと思いますので、また機会があれば深めさせていただきたいと思います。

次の質問であります。今教育施設がやっと完成をさせていただきました。あと私が漏れる部分もありますので補足をさせますが、この開発センターも耐震化になっていない状況であります。そのあたりの部分で緊急的な部分というのは、緊急というか大変な財源がかかるわけでございますのでまた同じ場所に建てるのか、それとも新しいコミュニティセンターみたいな新しい要素を加えた建物にするかとか、非常にこの部分も大事な話題であります。

また、そのほかには議会で以前議論になっております、今現在も執行部の中では検討しております保育園の建設、このあたりも身近な話題にはなっている状況であります。ほかに様々老朽化した建物もありますけれども、すべて一遍にはできませんのでこの2施設ぐらいが今のところの今後の建設の計画を考えなければならない施設であります。

以上です。

9番（熊谷博行君） わかりました。その前にいつもトイレから見えるのですが、役場の屋根をまず修理したらいかがでございますか。

町長（北里耕亮君） 執行部の今建設の話や様々な部分はありますが、すべて予算がかかる話で財源とセットの部分であります。だからといって、庁舎の屋根をしないというわけではありません

が、ついついやっぱりほかの案件の部分に予算を投入してそこが後回しになる部分もありますが、ただ、雨漏りの部分でございますので雨漏りしてシートをかぶせている状況でありますので、業務に支障をきたす部分でもあります。そこも併せてやらなければならないという思いはしております。

総務課長（松岡勝也君） 来年度の予算が、今ずっと編成のヒアリングをしている中です。もちろん総務課の管財の部署でございますので、そういったところも含めてメニューには一応上げておりますが、どこまでやるのかというところを考えているところでございますので今のところはちよっとはっきり申し上げることはできません。

9番（熊谷博行君） 町の中核でございますので、雨が降ってOA機器等が駄目になれば全てが駄目になりますので、どうぞ早く補修をしていただきたいと思います。それと、開発センター、保育園、こういう順番ということでしたが、こういう年末になり正月を迎えますと桜ヶ丘住宅で14、5年前2名の老人が焼死した火事で、その当時からも訴えてきましたが高齢者用の住宅、そういうお考えはございませんか。

町長（北里耕亮君） 高齢者に特化した住宅というのは現在のところは考えておりませんが、高齢者の方も十分住みやすく住める、そういう住宅はこれから設置していく必要があると。横文字でいうとユニバーサルデザインというような考え方でしょうか。高齢者の方も健常者の方も若い世帯の方も障害者の方も住めるようなそういう住宅をこれからやっぱり設置していくというふうに思っております。一定の部分については現在建築をしている倉原住宅もそういう部分も一定の配慮をした建築の仕方をやっているというふうに思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） ぜひそんな3LDKとかいう大きい住宅ではなくて構いませんので、どうか前向きに考えていただきたいと思います。

それでは3つ目、最後になりますが、環境モデル都市について御質問いたします。全国で20以上の市町村が指定されていると思いますが、町のホームページを見ても活動内容が本当に町民に浸透しているのかなという問題がありましたので、いかがなものでございますか。

町長（北里耕亮君） 環境モデル都市というものは、内閣府のほうで推奨しているそういう枠組みであります。以前の福田首相のときからスタートしておりますが、一定の環境モデル都市というモデルでありますので、これからの日本を引っ張ってもらいたいところを選定するという位置づけでありますでしょうか。そこで、全国で23市町村あるわけでございますが、大規模な都市も横浜市とか北九州市とかいう部分もありますが、岡山県の西粟倉村という村のところもあります。それぞれいろいろあるわけですが、我が小国町はそういう小規模自治体、大体小国町と同じか少し少ないところとも、さらに密接した協定を結んでおります。その中で話題になるのは、やはり自治体の中でどれぐらい町民の方がこういう考え方を推進していくかというのを3町村の首長で

話題にしたときもあります。

ただ、ある程度リーダーシップという引っ張っていく部分でありますので、先進的なモデルというので小国町としては地熱の資源を活用した政策づくり、町づくり。それからこれだけの林業地域でありますから、木質資源を活用した町づくり、地熱と木質バイオマスを利用した農林業タウン構想ということをやっております。そういった部分を概念的でありますので、町民の方にどういうことができるかというのはまだこれからでありまして、例えば地熱の熱を利用した農業用ハウスを設置されれば、町としては少し進んでいるのだなとか、あとは木質のチップボイラーを公立病院の横に設置する計画でありますので、そのあたりが稼働してきたら、ちょっと動き出したなと少し浸透はしていくかなとは思っております。

あとは電力の話でありますと、先日少し全員協議会でお話をさせていただいた、そういう電力関係の新しい枠組みにも小国町が取り組んでいきたいということで、そのあたりになると実際住宅のほうで電力を新しい枠組みにすると少し小国町は違う活動をしているなということが御理解いただけるというか、違うなということをおわかっていただけるのかなと思っております。ただ、それが動くまで何もしないというわけではいけませんので、さらにホームページやいろんな機会のときにこういった部分で町づくりを進めていきますというのを話せる機会のときに、積極的に話していきたいと思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 私が理解していた環境モデル都市と、町長が今おっしゃったのはちょっと違うので、循環型エネルギーも一緒になってしまっているのかと思うけれども、要するに温室ガスをどうも二酸化炭素というのが私は環境モデル都市の努力目標かなとずっと考えていましたが、町長の話の聞けば納得はいきますが。ならば、この間雑誌で日本もあと5年ぐらいすれば蛍光灯も普通の電球も製造等がストップする可能性があるかと掲載されていたのですが、要するにこれも一つの温暖化防止策なのか電気屋の工作なのかわかりませんが、これは温暖化防止の一つで環境モデル都市に位置づけられるのであれば、一般家庭へのLED電灯の助成金やそういうものをお考えですか。

町長（北里耕亮君） 先ほどの説明でももちろん概念的というか一番最初のスタートは国のほうもそう言うておりますが、小国町も温室効果ガスの抑制、そういった部分は第一義的にあるわけがあります。そしてその部分に関係しているのは、やはり再生エネルギーを利活用していくと。化石燃料を減らしていくことが、これは世界的な課題というかそういう部分であるかと思えます。それに基づいてこの町も再生エネルギーというふうな。そして地熱と木質資源とそういうつながりがあっていくわけでありまして。議員のその質問であります、当然その部分に起用するのであれば政策の一つにはなるかと思えますが、非常にこちらのほうも一般住宅の中のLED化というのに補助金をという、なかなかまだそこまでは至っておらず、現在のところはそこまで助成金

を出すという考えには至っておりません。街路灯のLED化という部分を今進めておりますが、このあたり大変効果もあり、利用各組の方々に利用していただいておりますけれども、住宅内のLED化はかなり量も多いし最終段階かなと。まだその前にまだやるべきことがほかにもたくさんあるかなと思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 今の町長の答弁を聞けばやっぱり蛍光灯の製造が廃止になるのは、国と電気屋の工作としか思えませんでした。矛盾しているのは原発が止まれば温暖化の基準が下がる。要するに化石燃料で発電しますので、矛盾しているところが世の中ございしますが、そのあたりはどうお考えですか。

町長（北里耕亮君） 原発の話になるとまた大きな話になるのでコメントは避けたいと思いますけれども、小国町は小国町の中でできること、それはやっぱりしっかりやっていきたいと。そして、また内閣府あたりも冒頭に言いましたように、この小国町のモデルがほかの町村でも参考になるのではないかと今見ていただいております。

ただ、なかなか地熱資源を持っている自治体というのがほかには少ないのですが、木質と地熱とハイブリッドというか、セットでこの2つで削減をしていくと、温室効果、二酸化炭素削減をしていくという部分については、かなり興味を持っていただいておりますので、この地域内で循環をしていくエネルギーや熱を循環していくという部分は進めていきたいと思っております。その原発の話はちょっとコメントがなかなかしにくいのでここは御理解をいただきたいと思っております。小国町の中でできることを進めていくという部分であります。

9番（熊谷博行君） 環境モデル都市でこれには水蒸気がいいというどこかの先生、それに対する反論がやたらとありますので、調べて何が正しいのか全然わからないのですよ、実際が。小国町はそういうことがないようにスムーズに進められるように頑張っていただいたと思います。

これで終わろうかと思っていたのですが、2、3日前に気付いたことをもう一つ述べさせていただきます。通告していませんでした、すみません。柏田住宅の4階にこの間ちょっと上がったのですが、倉庫の屋根が腐食して穴があいてしまっているようなところがちょっとあったような気がして、ああなる前に点検して色でも塗れば、あと修理で大きいお金がかからないと思っておりますが、どういう管理等をしているのかちょっと建設課長お願いします。

建設課長（佐藤彰治君） 屋上の倉庫でしょうか。

9番（熊谷博行君） 自転車小屋のこっちの倉庫です。一軒一軒ある倉庫があるでしょう。1坪か、あの屋根。

建設課長（佐藤彰治君） わかりました。日常的に点検はしているのですが、そうした屋根の部分になりますと、なかなか点検というのが外壁等の点検にとどまってしまうものですから、なかなか屋根の部分というのははしご立って確認する必要もございまして、ちょっとそのとこ

ろ私のほうが現在把握していませんけれども、早速そういうことであれば、倉庫の屋根を点検させていただきます。そして、対処が必要なものであれば対処をしたいと思います。

以上です。

9番（熊谷博行君） そういのは早め早めに屋根に上がらなくても2階から見れば赤色が茶色になっているのは分かりますので、なっている時点で上がればすぐわかります。多分1軒、2軒は穴があいていると思いますが、よく苦情を言ってこないのが不思議でたまりませんが、どうか今後はあとからお金がかからないような点検の仕方をお願いして本日の一般質問を終わります。

7番（穴見まち子君） 穴見です。よろしく願いいたします。最初に認知症のことについてちょっとお伺いしたいと思います。最近では認知症といえばテレビとかメディアで話題にならない日はほとんどないのですが、軽い認知からやっぱり重度だったり家族や周りの人のサポートが必要な方までいろいろあると思いますけれども、町ではどのような対応でサポートを望まれているでしょうか。お願いします。

福祉課長（穴井幸子君） 町のほうでは、やはり高齢者の見守りということは地域福祉計画の中でも小国町での目標としていますが、すべての人々がこの住み慣れた地域でどのような状態になっても自分らしく生き生きと暮らせるようにということで、また福祉課としては保健、医療、福祉が一体となった事業展開を努めておりまして、また各地域におきましても、見守り、支え合う体制づくりというのを目指しております。

今の認知症の方々の見守りにつきましては、町では包括支援センターのほうで高齢者等SOSネットワークというものを立ち上げております。徘徊のおそれのある認知症高齢者を地域住民で見守るとともに、行方不明になった場合に関係機関や地域住民の方々の協力を得て、早期に発見できるように支援体制づくりをしております。高齢者の安全と家族への支援を図るというものです。そういう心配があつたりする人は家族の方や担当のケアマネからSOSネットワークの登録申請をしていただくということにしております。それを受けましてその方を取り巻く関係者の方々ですね、家族、民生委員、部長、社会福祉協議会、担当ケアマネ、町、それから警察の関係者で会議を行います。見守りお願いカードを、それは対象者の全身の写真、顔写真、名前、特徴、行動パターンなどを書いた見守りお願いカードですね、それを作成してどこにお願いするかも話し合おうとしております。この情報は警察の方もこの会議の中に入っておりますが、町と小国警察署で共有することになっております。

7番（穴見まち子君） なかなか家族では言えないところもあると思うのですが、やっぱりこのような行政の対応をしていただくと、多分家族の方の心配なことが少しでも抑えられていいのではないかと思います。それで、GPSというものを使っていると思うのですよね。靴とかほかのいろんな仕方があると。その利用度はどれくらいあるのでしょうか。お願いします。

福祉課長（穴井幸子君） 認知症の方のGPSということでございますが、こちらは平成22年度

から小国町社会福祉協議会が見守りシステム事業として行っております。現在までに4件の対応があったということで、今は利用者はないということです。GPS関係を通常は持っていらっしやっても、たまたま外に出られたときに持っていないということが結構あったりもしております。このGPSの対応については、今のところは利用がないと聞いております。

7番（穴見まち子君） ありがとうございます。認知症というのはなかなか誰がいつなるともちょっとわからないときもあるし、やっぱりならないためには毎日ストレスをためない。それから毎日毎日を前向きに過ごす。それから生活習慣も考えながら食事などに気を付け、バランスの良い食生活、それからDHAですか、さばとかに含まれているものをよく取るし、お肉でも良質のたんぱく質を含んだものをやっぱり野菜と一緒に食べて、日頃がサプリメントを取りますけれども、それは別なものが入っていたりするのでもやっぱり食事とか毎日の生活を前向きに過ごしていけたらいいかと思っております。

それでは、次に手作りの館の件についてお伺いしたいと思います。私は小国町生活研究グループの一員でもありますけれども、研究グループは役場の産業課の下で現在は会員20人前後で活動しています。もうすぐ、多分40年近くなると思いますが、手作りの館は私たち研究グループにとっても絶対必要不可欠な館です。研究グループは年4回、みそ作りが活動中心ですが、正月、5月、9月はみそをついてはいけないという昔の人の言い伝えのもとに、2月、6月、10月、12月とみそ作りをして活動を主にしております。

去年の10月のことですが、大豆を潰すミンチ機が作中に壊れて使えなくなりました。その分は機械が使えないために足で踏んで桶に詰めました。それが今年1年たって10月だったのですけれども、出荷する時期になりましたが機械が使えなかったために売ることができず、会員の方は自分たちで普通に買っている状態です。機械が壊れて、その後予備の機械をすぐに次のときには持ってきてもらいましたけれども、その後利用した方がなかなかそれはうまく使えないということで、地元の業者の方をお願いしたと聞いております。その機械が今年の11月に設置されたと聞いておりますが、その経緯をお伺いしたいと思います。

産業課長（澁谷洋典君） ただいま御質問のありました手作りの館でございますけれども、この施設におきましては昭和60年度に農畜産物の加工試作施設として建設され、今年で31年を経過しております。建物施設を含めまして内部に設置されております機械設備においてもかなり老朽化してきているような状況でございます。ただいま御指摘にありましたように、昨年10月末に建設当初より使用しておりましたミンチ機、型式がミートチョッパーのOMCの22型という機械でございますが、これが故障いたしました。早急な対応をいたしたかったのですが、平成26年度におきましては備品購入の予算は計上しておりませんでしたので、12月から3月がシーズンとなりますみそ作りに間に合わせるために予算も限られてはありましたが、緊急的に応急処置として以前のミンチ機よりも処理能力は落ちましたけれども、比較的安価なミンチ機を導入い

たしまして、みそ作りのシーズンに対応いたしました。

しかし、やはり今言われましたように、処理能力が落ちているということで、以前の処理能力程度の機械に戻してほしいという利用者の声もありましたので、本年度備品購入の予算を認めていただいておりますので、シーズンに合わせまして11月に以前の機械と同等のものの導入を行ったという経緯でございます。

7番(穴見まち子君) 私たちが聞いたところによると、会員の方も町にお願いしていたのですが、3月には多分新しい機械が普通に使える動力、それが上がると大体皆さん思って、そう聞いていたのですが、その辺をちょっと詳しくお願いいたします。

産業課長(澁谷洋典君) 以前に導入されていた、故障した機械というのが先ほど言いましたミートチョッパーのOMCの22型ということで、処理能力が1時間あたり150から300キログラム処理できるような機械でございました。予算の関係で同等の機械を備品として購入することができませんでしたので、緊急的に導入した機械というのが処理能力が1時間あたり120キログラムということで以前の機械には能力的に劣る機械ではございました。当初、機械の能力が落ちたということで利用者の方が戸惑ったというような声も聞きましたけれども、何とかそういった中でも時間はかかったかもしれませんが、何とか今年の12月から3月までのシーズンは乗り切れたのではないかと感じております。

7番(穴見まち子君) 実際に使うときに私たちは1時間に400円払っております。町にですね。だから、そのあとには量をかなり減らして、1時間にどのくらい使うかというのを私もこの前の10月の段階で実際にその機械のところに座って、それからミキサーと併用したら時間がなかなか会員の方は20名おられますけれども、15名ぐらいで活動しています。そのときにやっぱり時間に追われて、1時間400円だからできるだけ使用料を少なめにと一生懸命するわけですよ。やっぱり新しいものがあればですね、量も今少なくしていますので、いつも1回に4升するのですけれども、17袋ぐらい多きときはしますけれども、今は少なめにして今年は6月はやめてなかなかしなかったような状態があるのですよね。それはそれで仕方ないとして、手作りの館はせっかくあるのだから、中学生とかみそ作りの体験とかをされて、1年後に自分たちが作ったみそを試食するとか体験の場としても利用していただきたいし、やっぱり手作りの館はしっかりと新しい機械も入っていますので皆さんに利用してもらえるように宣伝や広報でも呼び掛けてもらいたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、私は農家をしておりますので、それでちょっとお話をお伺いしたいと思います。私は農家の中で稲刈りの営業を多分25年ぐらいやっているといます。小国町の田んぼを黒淵とか上田、いろんなところに行っていますので、どこにどこの田んぼがあるというのはおそらく大体は周知しているのですけれども、今年の稲作は地球温暖化の影響もあって、私の家はひのひかりとあきげしきをつくっていますけれども、ひのひかりが8月の一番大事なときに台風の被害にあい

ました。それにより一番大事な開花期の時期にあつて、花粉が飛び散り実にならずに例年の半分しかとれません。これからの農業やいろんなこと、それから鳥獣被害とかいろいろな面を思うとなかなか農家の後継者も少なくなるし、やっぱりこれからの農業がとても心配でやっていく上で。私の家はたまたま息子がいるし後継者がいるのですけれども、勤めております。やっぱりこれからの農業というのを町ではどのように考えているのでしょうかということです。お願いいたします。

町長（北里耕亮君） 大変大きな議題というか事柄であると思います。農業をどうしていくかという部分で国のほうも、まずは町の話をしていただきますが、小国町は中山間地ないしはもう山間地といえるような場所です。そういう中で山と田が接しておりますので、議員おっしゃったように、また先日の議題にもなりました鳥獣被害の被害もやはりその部分については大きい部分があります。ただ、私もほかの市町村長や県の農林部の方の話は聞く機会がありますが、そうは言っても、例えば、県北の小国町ではなくて県北の城北のほうの部分の被害状況などを聞くと、やはり小国よりか少し大変厳しい状況だなという部分も聞く場面があります。田があれば、非常に鳥獣被害が、一面にわたって被害があるというケースも多いように聞きます。だからといって小国が少ないからいいというわけではありませんけれども、生産をされる方にとってはイノシシ被害、鳥獣被害、非常に深刻な問題であろうというふうに思います。そのあたりのところを防ぐために、そういう被害を考えるために捕獲、それから防除、この二つが非常に大事であると。鳥獣被害についてはそういうふうに思っております。

あとは環境的な話ではありますが、耕作放棄地も増えておりますので農地の集約化、これは国も進めるようになっております。農地集約化、ただ、国が進める部分については平地の部分で中間管理機構などに預け入れをして、そして農地の貸し借りを進めるということではありますが、平地ではそれができるかもしれませんが、この小国の山間の田んぼで中間管理機構がまずは預け入れをしてもらえるのか、そういう部分をこれからの協議でもありますが、環境的には非常に厳しいのではないかなと思っております。では、小国町でどうしていくかということで、この耕作放棄地、今後数年ずっと続ける、田を耕作していく場所と。もうそれを非農地化、農地でないようにする。非農地化する部分を明確にしていきながら、今現在の作りやすいところをこれを耕作放棄地にならないようにするような活動をしっかりしていかなければと思っております。

そのためには、また議員がおっしゃったように後継者の事柄も大事ですし、機械化も大事ですし、また担い手の例えば大規模にそれを委託を受けて作られるような農地の担い手の話も大事ですし、法人化という部分も大事ですし、大事なことがたくさんあるわけでございますけれども、そういった部分を農協であったり、そういういろんな様々な団体であったりと、町も一緒になってやっていきたいと思っております。

産業課長（澁谷洋典君） 補足ではありませんけれども、先ほど手作りの館の御質問で回答も最終

的な答弁はしておりませんでしたけれども、昨年故障してシーズンの期間には利用者の方に大変御迷惑をおかけしたと思います。おわびを申し上げたいと思います。新しい機械も入りましたので、ぜひ利用者の方にも今後とも利用をしていただきたいと思います。

それから農業問題でございますけれども、先ほど議員の質問のありました米関係の話もございましたけれども、2015年産米の米の作況でございますけれども、今月の九州農政局の発表では作況指数が97でやや不良となっております。地域別に見ますと、阿蘇地域の指数は94で不良となっております。しかし、小国郷の状況を見てもJAからの聞き取りからしてもこの指数を大きく下回る収量となっております。これは温暖化の影響から来るものか分かりませんが、梅雨明けからの低温、日照不足、そしてまた8月末には台風15号が上陸するなどの悪条件がかさなったのではないかと考えられます。農業共済でも被害状況を現在把握中でございます。明日行われると聞いておりますけれども、水稻損害評価諮問会議の中で被害面積、被害額などが決定されるというようなことを聞いております。

そういった中で小国町が今後農業問題にどのように取り組んでいくかということで、大きく要点を申しますと、先ほど町長の話にもありましたように、農地の集積また米政策、それから2番目といたしましては、担い手の確保・育成、それから鳥獣被害の防止、それから畜産の振興、循環型農業の推進、日本型直接支払制度などこれらの事業を総合的に勘案しながらこれからの小国の農業の振興に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

7番（穴見まち子君） 普通に米を作っているとこんな被害がありますけれども、今は小国町もWCSですか、それが多分急に増えて、それは相手の方がいけば逆に8万円ぐらいですか、そのくらいで現状でどのくらいの方が出されているかなということ。町ではどのくらいWCSがあったかなというのを、もしわかればお願いします。

産業課長（澁谷洋典君） 経営所得安定の中でWCSというものがございまして、それに取り組んでおられる農家の方がおられるのも事実でございますが、大変申し訳ございません、ちょっと数字のほうを把握しておりません。

7番（穴見まち子君） 昨年度よりかなりの方がWCSのほうに多分基盤整備がしてあれば、相手方の有畜農家の方がいけばそんなに心配しなくていいと思うのですよ。今年は雨が多かったせいで、例年なら9月頃に稲刈りをするのが、私の部落でも10月10日前後だったのですけれども、その頃に多分WCSをしていましたけれども、それでは多分意味がないと思うのですよね。そちらの指導もお願いしてもらいたいし、やっぱりそれによって米の出荷量も減るじゃないですか。だから、その辺も踏まえて今年の時にも多分売上高も少ないと思うので、やっぱりいろんな条件がありますけれども、しっかり小国の米はせっかくおいしいあきげしきだったり、ひのひかりだったりあるので、そちらを推進してしっかりと宣伝をしていただきたいと思います。

それからこの前、松本議員が鳥獣の被害を言われましたけれども、平成25年度と26年度の

被害の申告件数がやっぱり件数的に平成25年度は34件で755アール、それから平成26年度が45件で1千127アールでした。多分今年平成27年度はかなりの被害が出ていると思いますので、それを踏まえて町の助成をよろしく願いいたします。

産業課長（澁谷洋典君） 鳥獣対策につきましては、農業・林業のほうでも有害鳥獣駆除補助金、野生動物生息数適正管理助成金などそういった駆除に対する助成も考えておりますので、今後とも町の重要課題だと捉えておりますので、今後とも取り組んでいきたいと考えております。

7番（穴見まち子君） よろしく願いいたします。

これで終わります。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開いたします。

（午前11時52分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

4番（高村祝次君） それでは通告はしてありますけれども、私の質問は平成28年度の新規事業についてと補助金についてを重点に質問していきたいと思っております。

今全国的にやはり少子化ということで、ほとんどの町村が人口減をどうしてやっていくかというようなことで、いろいろ模索しているところであると思っておりますけれども、例を挙げますと、上勝町などは塾の無料化というふうに行っているところもあるし、北海道の三笠市では高校に新しい科をつくって、調理科というものをつくってやったところ非常に生徒数が増えてきたということも報道されておりますし、また、小国町では課が増えてきましたけれども、鹿児島のある町村では課を2課にしてしまったと。そして効率よくやるようにやったと。それも町長がやったということではなくて、よそから新しい人材を入れてその人が課長に座ってやっているという報道もされておりました。

確かに、各町村でやっておりますけれども、やはり私は地域資源をいかに有効にやっていくかということになると、やはり産業の活性化が私は一番ではないかと思っております。いろいろ定住促進もあろうかと思っております。空き家対策にしてもやはり定住するにはそこにしっかりした仕事があれば定住はつながっていかないと。1代目が例えば小国に来て、インターネットを使った仕事をやっても2代目が果たしてそういう仕事ができるかというようなことでなかなか定住というのは簡単ではないと思っております。そこで、やはり今私が考えるのは小国町のいろんな各種補助金がありますけれども、果たしてそれが本当に有効に使われてそれで町の活性化ができていくのかと。今まで前回も6番議員が言いましたけれども、3億4千万円ぐらいの補助金が各種団体に流れております。そういうような補助金を毎年毎年精査して、費用対効果がどのくらいあるのかということを実行してやっているのか、おそらく私が思うにはやっている人とやっていない課もあると思っております。昨年、全員協議会のときにもその町から流れる補助金を別の通帳に入れてしっかり有

効に使われているか管理したらどうかと。中山間地の事業では国から来るから会計検査があるから、産業課の担当はしきりにきめ細かく本当に事業をやっているか検査して、通帳の検査もやりまして間違いがないというようなことでやっていると思いますけれども、果たして小国町から流れる補助金がそういうことをやっているのかというところがあればあとからでも結構ですのでやっていますということを私に伝えていただきたいと。

しかし、以前私も何回か上げましたけれども、今杖立温泉には1千数百万円のお金が流れております。入湯税で800万円流れておりますけれども、一度町長から私が耳にしたことはありますけれども、水道事業にそれが使われているというような話もございまして、これはおかしいのではないですかという話も聞いたことがあります。その後に、それはありませんでしたということですが、実際そういうことを町の出している部署からはっきり出したお金についていちいち検査をやっているのかをお尋ねを申し上げます。

町長（北里耕亮君） 前段の部分においては様々な新規事業、そして少子化、たまたまですが、鹿児島県のおそらく長島町の部分だろうと思います。私もテレビを見ておりました。ああいった部分で国からの官僚の人材の登用というのは非常によろしいことかなと思っております。それぞれの役場の課長が少し副町長のセリフに戸惑いもあっていた様子がありましたけれども、何かやる部分についてはしっかり既存の概念でもなくて、やっぱり新しい考えは新しい考え、いい考えはいい考えで取り入れていかなければならないなということを番組を通して私も見ておりました。

次の各種補助金の質問の部分でございまして、過去からの議論の中で私を含めたその精査、それはいたしております。当初確かに私も杖立の部分については、観光協会すべてのペーパーをどういう仕組みになっているかというのを見る機会があり、水道部門や財産部門、それから行政の組織が観光協会の会計の制度の科目がいくつかに分かれておまして、そこは明確になっているのを私ものに把握しました。当初は確かにちょっと私も誤解をしておまして、一緒にやっているという部分があって、心配をしておりましたがそれは別になっているということで、そこは明確になっております。そこでその部分、杖立だけではなくてそのほかの補助金の精査の話であります、特に課との事前の打合せ等でしっかり私はやっております。特に次年度の平成28年度の予算組みに際して、通常は1月とか2月に町長査定ということであとになってするのですが、特に今年は最初から私が入りまして、まだ平成28年の予算のことですが、非常に厳しい状態であります。厳しいが故にその補助金がこの町にとって必要なものかちょっと補助団体に協力をしていただいて削減ができるものか、そういう精査をしております。そこで具体的には年内にもちょっと主な団体との協議も予定に入れているところではあります。各課それぞれ何かあれば補足をお願いいたします。

情報課長（藍澤誠也君） お話のありました情報課関連の補助金についてちょっと御説明をさせていただきます。まず、中山間の直接支払の件も出ておりますが、それと同じように小国町

補助金の交付要綱におきまして、補助申請それから交付決定、それから負担行為をおこしまして、概算払申請をまず事業事前に行います。そして、実績報告をいただきまして終了ということになります。入金の確認にしましては、杖立温泉観光協会の補助金の通帳がございますので、そちらのほうの通帳の入金、それから支出を確認しているところでございます。以前は領収書等までは見ていなかったところもありますが、ちょっと補助金の関係のお話がありました年から領収書まで確認をしているところでございます。

以上です。

4番（高村祝次君） 本年、非常に町長が前向きに補助金について、あるいは今後の使われ方について検討されているようなことでございますけれども、まだ大きいお金だけで、小さい例えば地域おこしの祭りとかいろいろなところに使われている金額を見ますと、かなりの金額がございます。やはりそれが果たして町外の人たちが祭りにどのくらい参加しているのかと、そういう把握ができてきているのかと。

おぐチャンを見ますと、来ているのは小国町の人、地域の人だけが来ているという画面も見ましたけれども、そこにおそらく町のお金も流れていると思います。秋になるといろいろ祭り、祭りがたくさんあって、その祭りの中にもその補助金が流れていると。皆さんは本当におこすなら町外の人に来てお金を落とすことをやらないと、ただ地域のための村祭りでは私は意味がないと思っておりますけれども、執行部は、ましてや町長はそれでいいと思うのか、今後そういう祭りについては考えますと言うのか、町長そのあたりの考えはどうでしょうか。

町長（北里耕亮君） 大きく二つのジャンルのことから話をさせていただきたいと思います。まず、大きな部分についてはふるさとの秋祭りということで、10月16、17、18日を中心に行われる秋祭りの件であります。それはちょっと後ほど述べたいと思います。そして、今コミュニティプランという地域活動の組織、例えば、下城だったら楽夢下城、黒淵だったら387会というようなところが、地元でほっぽ宝葉祭やちちこぶ祭やそのようなお祭りを開催をされております。

この部分から先に述べたいと思います。ちちこぶ祭を例にとりますと、心の駅という部分の存在をされておりますから、町外からの下城ファンとかイチョウの木ファンがいて非常に交流がさかんであります。ただ、町からのコミュニティプランに助成をしている助成金の中で、ちちこぶ祭に使われているのは全額ではなくて、様々な活動の一部分と聞いております。

次に、ほっぽ宝葉であります。歴史があって非常ににぎわう祭りで、もちろんちちこぶもにぎわうのですが、ほっぽ宝葉もにぎわっております。そこについては、確かに町内の方が行っていると。私は町内の方がやはり秋でありますから、楽しむのはいいことだと思います。それが、町外の方が来ていないから駄目な祭りだとは思いません。それはちゃんと肯定をして、これからも町、村の地域づくりで行事を行うことはよろしいかなと思います。

ただし、町から助成金を出している補助金をどのぐらいの割合で使っているか、ここが大事で

あります。冒頭言ったようにそのあたりも含めて精査をしながら、先ほど団体の方と協議をさせていただいてお叱りも受けるかもしれませんが、こちらはこちらの執行部のスタンスをしっかりと示しながら協議をしていきたいと思っております。ですから、どれぐらい削減するかとか、それを維持するかとか、増やすかとかというのはこの場ではまだ述べられません。増やすことはちょっとないのですが、そういう部分をしっかりと一部研修に使われている団体も、視察に行かれているところもありますので、その部分は少し考えていくべきではないかなと思っております。

次の大きな話の秋祭りの話であります。私は、これは以前は宮原だけの祭りというようなとられ方をされている部分もありましたが、各大字から参加をさせていただいて、非常に産業祭というような部分もあり自分たちの町民が楽しむ祭りということで、こちらもやっていきたいと思っております。ただ、議員の御意見のように町内の楽しむ部分があれば、そこに一部何か町外の方も加わる機会を、行事を盛り込んでもいいかなという思いもしておりますので、特に去年は、今年ちょっと予算がなくてできませんでした。去年は本場のよさこいを招いての部分をやったり、各展示をやったり、熊本城のそういった部分をやったりと趣向を凝らした部分ではありました。結論を言うと両方続けていきたい、そう思っております。

以上です。

4番（高村祝次君） それは今町長が述べた町長のお考えでございますけれども、やはり町の人たちはあまり祭りが多すぎるという声も確かにございます。祭りがあってもちょうど秋になると農家は非常に忙しい時期でございますので、ほとんど祭りに行っていないというところで結局大字協議会が何かやるから出ていかないといけない。婦人会があるから出ていかないといけないという役柄を持っている人が出ていっているような感じがしております。

そこあたりは町のトップである町長がこれで行くと言えばそうですけれども、私はやはりそこあたりも本当にこれが有効に使われているかということは考える必要があるのではないかなと思っております。それで、やはりそういう補助金がいろんな各方面に流れて本当に町がお金があればいいのですよ。新しい事業をやろうとしてもお金がないということになれば、やはり、今使われているお金のどこかを削って、そして新しい方向に持っていかなければいけないというのが私は当然の考えであって、今後いろいろ環境モデル都市でいろいろ町長は考えているようだけれども、私はこれは絶対成功しないと。

ただ、公共の燃料代が果たして抑えられるのかと。名前は環境モデル都市で非常にモデルですからね、小国町が先ほど町長の答弁にありましたように全国のモデルになるのですから、果たしてモデルになれるかなというような感じはしております。それはよその町がしないことをやるからモデルは確かにモデルですけれども、これが経済的にどれだけの利益が出てくるかな、町民が付いてくるかなというような思いはしております。

おそらく、行く前に私が前回も言ったように、林業労働者に対する機械の導入とかそういうこ

とを先にやってその木材を集めるということを考えていかないと今私たちの年代の人は山に行つて、木の端でも持って帰って、軽トラに積んで持っていかうかという考えの方もいると思いますけれども、若い世代の方はおそらくそういう人はいないのではないかと。だから、林業労務者に対して新しい後継者をつくっていくということをやらないと、町長、私は今バイオマスにいてるのが7千円か6千円でいっています。もちろん私が伐採するときには、もともと裏まで曲がっているところは2メートル取らせる、裏は裏まで取っていただいてやっていますけれども、そういうことを機械を持たないで、裏の枝の付いたところをチェーンソーで枝打ちをして、山林労務者が余りお金にもならないようなところに手を入れるかなということを私がわかっているから、そこあたりにはプロセッサを入れて、若い人が飛びつくような政策を打っていかねばならないということを私は言っているわけでございまして、そこあたりは、町長、前回私が言ったところを、一般質問で言ったことを担当の部署で話したことがありますでしょうか。

町長（北里耕亮君） 機械の導入については、大型機械と中規模機械とあると思いますが、当然高村議員も理事をされていますので十分おわかりかと思えますけれども、プロセッサも森林組合の活性化事業で大型機械を昨年入れておまして、非常に効率化できていると思います。もう一つの中規模・小規模の部分については議員の方からの御意見もあって、修理とか小規模の部分の林内作業車であったり、そういう部分の購入に一助となるような仕組みをつくっているわけでございます。

ただ、私はやはり販売であったりどちらが先か、にわとりが先か卵が先かの話ではないのですがどちらも大事です。どちらも大事ですがやはり木を植えていかないと、例えば、建築用材に使う、バイオマスに使う、そういう部分に売れて出口のほうをはげないと、やはりこの産業はよくならないと私は思っております。それがあって中の充実と、これは意見が違いますから同じ目的ではありませんけれども、過程が違うからちょっと言い方もこういう言い方にはなるかと思えますけれども、そういう部分において町も例えば森林組合が機械を導入して入れる場合には協力も今現在もしておりますし、これからまた新しい機械や市場の何らかの機械とかそういう導入についても町を通して国に要望するとかいう部分についても町もしっかり支援をしていきたいという考えはあっております。ですから、また何か機械とか、こういう機械がというような御提案がまたあればそれは受けていきたいと思っております。

4番（高村祝次君） 確かに卵が先か、にわとりが先かの話ですけれども、やはり今この小国のまち・ひと・しごと創生、この総合戦略編に書かれているのは労働者が不足してくると、若者がいないということがはっきり書いてあるではないですか。ですから、森林組合がするのではなくて、やはり北里町長として私はここをやりますと、入口も出口もやりますと。入口の部分私はやってくださいと言っているのですよ。町長は出口をちゃんと売り先をと言っておりますけれども、やっぱり入口がないと出口はないですよ。私はそう思います。

やはり若い人が、労働者がいない。それなら若い人はどういうことをやったら付いてくるのかということを考えないと、森林組合が言ったからとかいうことでは私は町の政策にはならないと思います。手助け、中間的に言ったからやります、これは誰がトップに立ってもいいです。誰からか言われたらやりますと言うなら。あらゆることがそうです。やっぱりトップとして何をやっていかなければいけないかと。出口もやり入口もやる。これは当たり前のことではないですか、私はそう思っているから出口だけではないですよということを行っているのです。やっぱり入口、今から後継者をつくっていかなければならないと。前回も言ったように今一人親方の人たちが機械も買えない、ようやく私の提案で今町が50万円、森林組合が10万円で林内作業機械を入れていますけれども、本当に助かりますという話も聞きます。でも、新しくユンボを買って、おそらく若い人はできないでしょうというのが大半の声です。

ですから、私はちゃんと北里町長は出口も入口もやりますよと。結局今まで8年間町長をして、残す3期目の1年は終わりました。あと3年で北里町長は何をやるかとみんな町民は期待をしている。小国で何の仕事をするかと言ったら、周りは山ですから山の仕事、この山林をいかにして活気をつくるか、これしかないでしょう。たまに町長は言います、ジャージー牛乳は重要な農産物ですから支援しますと言いますが、確かに今までいろんなことに支援をいただきました。でも、若い人がその支援をいただくためにはやっぱり要望する。トップに立つ人が基盤整備をやりましょう。あるいはこの事業をやりましょう。加工品をこうしましょう。全部トップと若い人が話してきたことですよ。出口も入口もみんなやってきた。それが今になったら国の事業も少ない、なかなかお金を借りて事業をやる人もいない。だから町は衰退していく。要するに誰かが火付け役になって、町を引っ張っていく。そしてそれに付いてくる人たちを探さないと町の活性化ができない。何もしないで、口だけで何をしたらいい、かにしたらいい、どうしたらいいと話をする人は皆できるのですよ。

しかし、私は町長にアドバイスしているわけですよ。出口も入口もちゃんとやったほうがいいですよということです。ですから森林組合が補助金を使ってさしてくださいではなくて、やっぱり先に町がこういうことをやれば町も応援しますということ町長から言ってもらえば、みんな若い人たちも俺も切り山になろうかと。現に私に言ってきた人はいます。宮崎に行って、山の切り山の勉強をしますと。そして、小国に帰ってからもやりますと。行かずに小国にいて頑張れという話もしますけれども、やはり宮崎の林業を勉強してくるという話でございました。ぜひ町長、長く言うと一つひとつに言うことがあるからやめますけれども、ぜひ入口も出口も山林についてはしっかり、山林労務者や山主も森林組合に頼んだら手残りがあると。補助金は減ったけれども、手残りはありますよということをしっかり町の政策として私はやってもらいたい。

それから、もう一つ言いますが、これも薬味野菜の里、これも循環型農業で非常に町長も重視して、この総合編にも書いてありますけれども、この前の産業委員会ではゆうステーションの周り

の設計はできているけれども、まだ補助金がないから一般財源から5千万円も投資してはできないという話でございましたけれども、今後やはり今高齢者の方が非常に直販所にかけて収入を上げているところもあります。本当にうちの部落にくると朝4時半頃から車が動き出します。酪農の人たちが起きるし、直販の朝どり市に持っていく人、大山に持っていく人たちが起きるし、4時半5時にはもうばんばん、5時のときには何台も車が動きます。やはりそういう一生懸命にやっている方々、どうにかしてこれで生計を立てていこうということで、耕作放棄地もうちの部落に来るとほとんどありませんけれども、そういう方々のためにもこの薬味野菜の里の直販所を今後どうやっていくのか。北九州との連携がありますと言うけれども、北九州の方々がそれだけ小国のことを思っているのか、全然私たちも北九州へ行って、行政と話をしたことはありませんから、どれだけ認識があるかわかりませんが、町長は北九州と環境モデル都市としての付き合いもあるかと思えますけれども、この薬味野菜の里の今後の行き方、やり方、町長のお考えを述べていただきたいと思えます。

町長（北里耕亮君） まず、前段の先ほどからの林業の部分の話ではありますが、私も入口をやらないと言っているわけではありません。そして私はやっているほうだと思いますし、他町村に比べたら小国は単一組合、単組ですから、非常に森林組合と町自治体と一緒に連携してやっている、熊本県の中でも珍しいところではないかなと思っております。確かに組合からの要望もあります、トップとしてやはりこういう補助金とか独自補助金もありますので、そういった部分の意見は言わせていただいている部分ではあります。議員からするとまだ足りないというような部分もあるかもしれませんが、ただ後継者についても御存じだと思いますけれども、Iターン者あたりも3人も今森林整備のそういった部分にも新しく入っている状態があります。大変いいことだろうと思えますし、これをまた増やしていきながら移住者だけではなくて当然小国町の出身者の今現在の高校生だったり若い方だったり、やはり山に入って仕事をしようというような気になるような制度をまた考えていきたいと思っております。

次に、薬味野菜の里の部分でありますけれども、このあたりは確かに御意見の部分もあるかと思えます。悩んでいるばかりではいけないという反省もありますけれども、ただ私としては、このゆうステーションの周辺工事をきっかけに薬味野菜の里の箱ものだけを行っているわけではないのですが、でも売場は大事な話です。あの狭いところに、商品の中身の部分は決して私は悪いものではないと思っておりますので、少し大きな部分の建物をあの周辺に建てられればと思っております。

では、口ばかりでいつ建てるのだというような部分もあるかと思えますが、その部分をゆうステーションの周辺工事、整備工事と一緒に考えてほしいと思えます。併せて、重点道の駅という国の認可をいただいた部分でありまして、何に注目していただいたかという、移住・定住をする道の駅という評価もいただいております。そういう薬味野菜の里の拡大の構想とあと小国

杉を使ったモデル住宅というか、移住・定住をするようなモデル住宅も併せてあの近辺にそう大規模ではないかもしれませんが、建てていければという構想も持っております。また、議会のほうにはこれは新しい構想なものですから、見ていただくチャンスがあればまた見ていただきたいとそう思っております。

4番（高村祝次君） 段々来年度予算についての考えも出てくるかなと思っておりますけれども、やはりこの薬味野菜の里をつくって、これも十数年この循環型農業ということで論をしてまいって、北里町長になってあの直販所をつくりあげたと。そして、やはりそこで段々生産者も一生懸命、小国から食品残菜でつくった堆肥を使ったら野菜がよくできるという話が広がってきております。やはり野菜はできたけれども、直販所に出してもなかなか売れないということでは生産者は別のところに持っていかなければいけないと。また、担当の方々は売り先に頭を痛めると。前回総務課長が課長のときには、給食センターや病院をいろいろあっせんをして売りさばっていたようですけれども、やはりそこあたりはちゃんと売場もきちんとして、そして売り先もやはり化学肥料を使っていないと、本当に環境モデル都市にふさわしい野菜ですよというふうに胸を張っていけるようなやはり直販所に私はやってもらいたいと。

町長の今答弁にありましたけれども、道の駅に指定されたから前向きにということですが、やはり町長は来年この遊具の公園をつくりたいというようなことですが、こういうことをやる前にやはりお金を取ることを先にやってもらいたい。確かに遊具公園も必要かもしれませんが、将来的にいつかは保育園も建てる、そこに遊具も置けばいいことであって、やはりお金を取ることを先にやって次ではないかなと私は思いますけれども、町長、ぜひ早く補助金を見付けて、ゆうステーション整備を、周りの整備をやりながら薬味野菜の里で本当に北里町長がよかったと、本当にいいことをしてくれたなというような足跡をこのあと残り3年でつくっていただきたいと私は思いますけれども、なかなか約束は厳しいかもしれませんが、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。それでは、そういうことで来年度予算について新しい議員に報告もしていないけれども、町長自身が来年度予算でこれだけはやるということがあれば、ぜひ発表していただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） また、さらに前段の話でありますけれども、約束はできないだろうというような部分であります。そこは一期一期を大事に私はやっていきたいと思っております。すべて完成という部分まではちょっとどうかと思っておりますけれども、その道筋を、箱もの一番ではないのですが、売るための部分でありますので御理解をいただき、そして土地を確保する、そしてその部分に建物の設計をするというようなそういう道筋ぐらいまでは立てていきたいという思いはしております。できるだけ早くと思っております。

そして、次の質問のまだ平成28年度の予算は先ほど言いましたように非常に現状は厳しい、全体の予算総額は交付税とか国は地方創生というような花火を打ち上げておりますけれども財源

が、その十分な財源があるかという点、それはちょっとありません。思うようにはないので、そのあたりのところは議員冒頭言いましたように、補助金の団体やそれぞれの予算の使い道については十分なる精査をさせていただき、ひょっとすると削減のある部分も大いにあるとは思いますが、あと逆に伸ばすべきものをちょっと私がこれから言いますので御理解をいただきたいと思いますが、やはり人口ビジョンや1日目の質問にもありましたが小国高校に対しての活性化の部分、先ほど冒頭議員から言いました塾の無料とか高校の新しい動きというのもありましたけれども、そこはしっかり小国町、そして南小国町も関係しますが、予算立てをしていきたいと思っております。

そして、次にやっぱり遊具の話が出ましたけれども、そこも私はやっていきたいと思っております。どちらが先という部分でもなくて、その遊具の話もしっかり私としては設置をしていきたいと思っております。ほか、環境モデル都市に関係する部分も大いにあるのですが、補助事業をいただいておりますのでその残りの部分はありますが、政策的にこのあたりはちょっと新しい事業もやっていきたいと思っております。今組んでいるさなかで、私がやりたい部分を全部するとなると到底予算は足りませんのでその精査を省くべきものは省く、そして思いがある部分を乗せてこの中でも全部はできませんので、選んでいくとそういう作業をこれからしていきたいと思っております。また、執行権介入とかいう難しい話ではないのですが、ぜひ議会の皆さま方も町がよくなるためという部分であれば意見をまた伝えていただき、反映できるものは反映をしていきたいと思っております。

4番（高村祝次君） 町長、やはり8年間町長をして予算を見ますと、あまり前の町長と予算が変わっていないというような感じがしておりますので、やはり思い切って勇気と決断と実行、責任、これを全うして、あと3年間で達成ができるように頑張ってくださいと思います。

以上で私は長々となりますと、またかという話になりますので、これで一般質問を終わります。

町長（北里耕亮君） 応援をしていただけるようなセリフだったでしょうか。しっかりやって、ただ少し財源的な部分ではありますが、あんまり変わらないという御意見もあるのですが、やはり今本当に自由に使える、先ほどの方の経常収支比率の話にも関係あるのですが、自由に使えるお金というのがやはり当然小国だけでなく全自治体がなかなか難しい時代になってきています。だから当然やっぱり選択、議員も言うようにこれを規模を縮小してこちらを大きくするとか、そういう選ぶ時代になっております。そこは議員も言うように勇気と決断という話でありましょうか。またこのあたりについても私もしっかり覚悟を持ってよくなるためにやっていきたいと思っております。

以上です。

4番（高村祝次君） 終わると言いましたけれども、もう一度町長に激励と気合を入れます。やはり先輩たちのやったことをいつまでも頭の隅に置きながら、やはり決断と実行をやらないと何も

変わらないですよ、町は。ですから、町長はいつも議員の方にいろいろアドバイスくださいとか話されますけれども、アドバイスをもらってくれるような町長だと私は駄目と思います。やはり自分のもう8年間やって9年目、来年は10年目になる。11年目はどうなったと。やはり俺がやったからこの町はこうなったのだというような意気込みを持たないと町は絶対に変わらないですよ。

そうすることによって、やっぱり町民一人ひとりが俺もやらなければいけないと。俺はやるぞというように私はなってくると。課長たちも能力はあっても町長が何もしないなら何もしないですよ。町長はやりますと、自信を持ってやってくださいということを言えば、最後は責任は私が取ると言えば課長もみんな知恵を出しますよ、ちゃんとした判断を出しますよ。ぜひ町長頑張ってください。

以上で終わります。

町長（北里耕亮君） はい、ありがとうございます。私も議会を経験しておりますので、先ほどの言う議員の皆さんの御意見をというのがよく発言するセリフになっておりますけれども、議会の皆さん方もそう高村議員がおっしゃっていただけるなら、ぜひ背中を押すような私もいろんな強い思いを発言したときには背中を押していただけるようなそういう議会をお願いをしたいと。大変ありがたい言葉をいただきましたので、思い切ってやりたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

終わります。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。次は1時55分から再開をいたします。

（午後1時43分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時55分）

10番（時松昭弘君） 10番、時松でございます。

今回一般質問、私が一応最後になりましたが、まず一つ少し4番議員と重複する点多々ありますけれども、少し中身を変えて質問をさせていただきたいと思います。

次年度の予算につきまして、国が今大体概算要求という形で約100兆円ほどの予算が出ております。先ほどからいろいろ各議員からの質問の中に町長がなかなか次年度予算につきましても非常に厳しいということが出てきておりますが、どこの市町村もそういった状況であろうかと思っておりますが、今回の次年度予算についての国家予算の中では地方創生に対する、まち・ひと・しごと予算というのが非常に出てきております。そういった中において、いわゆる次年度の予算については新たに地方創生の予算というのが大きくやっぱり今出てきているわけでございます。地方創生関連におきましても、今年度が1兆1千億円、次年度が地方創生の新型交付金というのが1千80億円あります。また、まち・ひと・しごと創生事業というのが約1兆円と。また総合戦

略に備えた形で当初予算で7千763億円という予算の枠組みが出ております。そういったものが今回の市町村の枠組み、交付税の流れでございますけれども、大体大まかにいきますと国家予算の4対6の割合で大体地方に6割が回ると。残りの4割が各省庁予算があるわけですね。

先ほどからの、ゆうステーションの周辺整備事業といったこともお話がありましたけれども、こういった形におきましても、まず一番大事なことは基本構想というのをしっかり作りあげていかなければならないと私は考えます。そしてまた、その次にはその基本に対するいわゆる計画をいかにしてやるのかということが、今後町づくりの中に一番必要な課題ではないかと考えます。そういった形におきましても各課の省庁予算というのがいわゆる国交省あたりの予算でいきますと、例えば、今現在ありますけれども社会資本整備事業交付金とか、以前は公共投資臨時交付金や元気交付金とかいろんな形で出てきておりました。こういった形を各基本計画の中に毎年財政担当者あたりがどのような形で把握していくのかというのが一番大事なことではないかと思えます。

また、次年度の中におきましても小国町の当初予算が組まれますけれども、当初予算の中に一応組んで、それをしっかりとしたものを持っていくということをやまず冒頭申し上げたいと思えます。今後、次年度につきましてそういった取組を今後どのような形で考えておられるのか、町長にお尋ねをしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 財政の話が主だったかと思いますが、まず平成27年度の補正予算、議員おっしゃいましたようにそのような計画というか考えもあり、あるところでの話でどういう内容の補正予算かという部分の情報収集も私も努めております。そして平成28年度の当初予算、この部分も非常に注目する部分がありまして、このあたりのところが使いやすいものであればというのを常日頃から私は思っておりまして、それがどの程度柔軟性があり使いやすい部分になるかという部分も注目をしていきたいと思っております。

それから、今のが時間軸の話でありまして、次は面的な話の全体の部分で地方交付税は前年同様ではないかなという思いをしておりますが、ほかの地方創生部分もまだどのように使い、先ほどと繰り返しになりますがどのような使い方ができるかというのがちょっとまだ明確にはなっておりませんので、そのあたりのところもしっかり注目をしていきたいと思っております。

ただ、議員の御意見のとおり日頃からの基本構想、基本計画、どういう部分をこの町はやっていかたいかというのを整理をしておかないと、最近の国のそういう情報は通達がぱつとあればその10日後や2週間後に出してくださいというこのパターンが非常に多くなってきております。国の政府の関係上、地域の要望を聞いて、早く数字を全体額をつかみたいという理由もあるのかもしれませんが特にそれが強いです。ですから、これもやりたい、あれもやりたいというのが整理ができていないと結局何かわからないまま、では最低のこれをというようないけない部分になりますので、常日頃からそういった部分は整理をしておかなければなりません。いわゆる俗語で言

う弾込めをしておかないとという部分を非常に強く感じるわけでございます。

それと、あとはおっしゃいました各省庁持分案件の補助金、これについては従来からさほどあんまり変わってはおりません。社会資本整備交付金、今話題になって今現在小国町は道路が5本、住宅もそうですか、詳しくはちょっと担当のほうからも答弁を機会があればしていただきたいのですが、そういう当然基本構想、基本計画はつくっている部分であります。次年度の部分も打合せをしながらどの辺までやるかと、どの辺まで要求していくかと。昨今、社会資本整備交付金も交付金がありますよ、使ってくださいと国は言いますが、こちらもそのとおりに要求すると、使ってくださいといいつつも8割ベースですよとか、結局7割5分ベースでしか予算は渡せませんというような、抑えてくるパターンもありますので、そのあたりをどれぐらい要求額をするかというのも考えなければいけない。

ほか、各省庁案件いろいろ農水省案件、総務省案件もたくさんあるのですが、省庁案件は常に情報を仕入れながらそこは計画を立てながらやっていくとそういう手順を今小国町はしております。

10番（時松昭弘君） 町長が今、前向きに検討していくということでございますけれども、やはり基本計画、基本構想がやっぱりしっかりなされていかないと前には進まないと私も考えております。そういった中に先ほどいろんな補助事業関係がありますけれども、まさに約2週間なのですね。国が決定をして、そして各自自治体が申請をするのに。2週間ということになりますと、一応土日は営業がありませんから、その残りですから実質的には10日間ぐらいしかありません。そこにはやっぱり基本計画というのがそこに前もって織り込まれていないとそういったことは実現をしないということではないかと思えます。そのあたりをしっかりとっていただきたいと考えております。

次に、これも同じ予算関係ですけれども、今過疎債というのが小国町の中にも過疎対策特別事業というのがありますが、これもハード面とソフト面というのがあります。職員の方もハードのほうは過疎債は出ないと理解している人もいますけれども、実際はこれはその仕組みによって違いますけれども、今年度の過疎債の枠組みが4千100億円です。そしてその中の一部ソフト事業関係が750億円なんです。ですから、こういったいわゆる各補助事業プラスこの過疎債の適用をプラスしていけば、一般財源の予算等は非常に少なくて済むということになるわけですね。やっぱり過疎債の場合はいわゆる過疎債の7割がまた交付税措置で返ってくるわけですね。そういった形でももちろん公債費比率あたりも少し上がってきている部分もあるかと思いますが、やはり地方債の残高というのが大体今平成25年度の段階でも43億円ほどの地方債の残高がここに決算カードがありますけれども、こういった形で出てきております。こういった必要に応じた形で町民生活の中にプラスになる部分についてはこの記載も私はしてもいいのではないかと思います。

ただ、それが先ほどからお話がありましたようにばらまき型のような形でしていても、いわゆる当初予算の中の予算というのがなかなか、本当にその予算が活かされた予算ではないという思うわけです。ですから、しっかり先ほどからもお話がありましたように、補助金のやっぱり点検というのを一度このあたりでもう一度見直していくというのも小国は必要であると思います。こういった形で町長も入口の部分と出口の部分というお話がありましたけれども、やっぱり入口の部分もしっかりして、そして出口の部分までやるということを申し上げたいと思います。

そして、一つ今までの予算・決算等を見ても、各課の委託料というのが非常に組まれているわけですね。この委託料につきましても本当に委託が必要な予算であるのかということがまず一つですね。また、ただ今行政の担当者の方たちも仕事が非常に忙しくてコンサルあたりに任せてしまうという部分もあろうかと思いますが、やはり例えば、過去にもいくつかありましたけれども、道路建設あたりに関して当初の資本整備、過疎債を利用して、いわゆる地元説明会などもやっているということを言いますが、全然やらないままにした工事もあります。

そういったことはどういうことかといいますと、残りの分で追加でしたときにはこれは当然あとの単独で町の一般会計予算でまた予算を組むということになるわけです。私が一番言いたいのは、最初の段階でそういった計画を立てていて、そして地元のいろんな意向を聞いて、そしてその分を補助の枠組みの中にやっぱり入れてしまうと。そうした場合にはいわゆる一般会計からの持ち出しはしないわけです。そういった細かいことかもしれませんが、細かいことの積み重ねをやっぱりやっていかないと、担当者任せだけでやると。特に公共土木あたりにつきましては、非常にそういったことがいろんな町民の方から苦情がいくつか出てきております。そういったことをしっかり職員周知、そして地元の説明会等をしっかりやっていただきたいと思います。

と申し上げますのも、以前道路改良につきまして、上から水が流れてくる側溝と用水路があるのですよね。用水路の高さのほうが高いのです。それも最初はコンサル任せで確認もせずに行って、一応補助の申請はしたあとだから、該当しないのです。おそらくそれは町の単費でやっていると思います。そういったことは、やっぱり現にあるわけですね。そういったことあたりをやっぱり担当課長、そういった形でしっかり町長自ら点検をするということをぜひ要望をするところでございます。その点について、課長か誰か答弁があればお答えをお願いしたいと思います。お願いします。

町長（北里耕亮君） ただいまの御意見の部分について、業務の一つの流れとして担当者が現場で打ち合わせ、そして担当者がその企業体、コンサルティングの会社であれ施工される会社であれ、そういった部分との協議、そして係長、審議員、課長というその流れをやっぱりしっかり自分の仕事として捉えてダブルチェックといいましょうかチェックにチェックを重ねてやっぱりやるというのは非常に大事であろうというのは私も思っていますし、またそういった部分を日頃から言っておりますし、また今後はまたさらに大事であると思っております。やはりつくるものの物体

のものであればなかなかつくれたあとの取り返しがつかないという部分に近いような状況もありますので、そういった部分についてはしっかり最初の頃から考えていかなければならないという認識は持っております。

冒頭、少しちょっと長くなりますが、最初の過疎債の話から少し話をさせていただいております。小国町は他町村に比べて、ほかほか、町は町ということもありますが、ちなみに参考までにの話でございますが、非常に過疎債を有効に使う、自分で言うのもなんですが自治体であります。それは一覧表になって出ておまして、県内でも有効に使わせていただいている自治体であります。あと阿蘇郡はもう1町村ありまして、そちらもかなり小国と同じぐらい使っているなという部分はありますが、それは事柄がやっぱりありまして、これをやるから過疎債をとという部分でありまして、県辺りにも理解をいただいているなと思っております。

次に、財政的な部分のスクラップアンドビルドというか、そういうもう選ぶ時代になると先ほども話しましたが、もう一度補助金については点検をしていきたいと。今現在もしているのですが、さらにやっていきたいと。やらないと平成28年度の予算が組めませんので、そういったことはやっていきたいと。そして、ただいまの委託料の話、補助金と同時に今チェックというかメスというか、そういった部分を入れるのが委託料であったり工事請負費、それぞれあるのですが特に委託料も注目をしながら、本当にここがやらなければならないか。私も担当に聞くことがあります、これはやらなければならないのですかと言うと、そのあとに例えば何とか点検とかいう部分のコンサルティングに委託する場合がありますが、そのあとのハード整備に、この委託をしないとこのハード整備ができないという案件もありますので、なかなかこのあたりが痛しかゆしだなという部分はありますけれども、そこは委託料がかなり項目も金額も多いのでそこはしっかりまたチェックをしていきたいと思っております。

10番（時松昭弘君） 委託料につきましてはいろいろな補助の中に入る部分と入らない部分があるかと思いますが、当然あとで修正をしてやり直すといった場合には、いわゆるあとで一般会計の持ち出しがないような形でやっぱりしていくというのが今の予算の厳しい中では次年度等は大変重要であると思えます。そういった中において今過疎債のお話、社会資本整備の話もしましたが、いわゆる辺地債ですね、辺地債という一つの起債ができるものがありますが、辺地債の利用をされる場所は小国町の中でも限られております。その限られている地区については、辺地債の枠組みは8割なのです。

ですから、辺地債の枠組みが利用できる場所と利用できない場所、そういったところもどこができてどこができないということを各課長あたりが全部認識をしておかないといけないのではないかと思います。個人個人にどこはどこと質問をしてもいいですけども、そのことをしっかりもう一度持ち帰って自分たちでそういった一つの研究をすると。財政的に次年度予算が厳しいということがあれば、そういった中身を分析して執り行うということが今非常に重要ではない

かというように思います。そうすることによって無駄な予算を使って本当のやっばり小国町の一人ひとりの暮らしのために使うとか、あるいは住民サービスができるような予算を使っていたくのが私たち議員の仕事でもあるし、当然、課長、町長たちもそのことは大きな責任があると思います。そのことを今一度申し上げて、また少し答弁をいただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 例え話の辺地債という部分であります、上田地域の一部の地域、西里地域の一部の地域、どこと言ってもいいのですがそういった部分があります。そこは確かに過疎債よりも有利な部分がありますものですから、総務課長や建設課長は把握をしておりますが、一度課長会という組織もありますので、こういう地域が辺地債適用の地域ですよという部分はまた情報を共通で把握しながら、こういったところでどういうことができるかという部分の話題もしていきたいと思っております。

10番（時松昭弘君） 十分、お互いに問題を共有化するというのが大きな宿題ではないかと思えます。知っている人もいれば知らない人もいるというようなことではいわゆる各課長の仕事の在り方としてはおかしいのではないかと思います。ぜひともそういう形で課長会議の中でも町長はリーダーとしていただいて進めていただきたいと思えます。

次の質問に移らせていただきますが、少しお話が以前何人かの議員からもありましたが、今後の人口減少に伴ういわゆる農林業の担い手、このことについてちょっとお尋ねをしたいと思います。これはどういうことかと申しますと、農業も林業も担い手の確保というのがどこの市町村も大変な時期に来ております。そういった中において、林業のことにつきましては、4番議員からも非常に森林組合としてはありがたいような質問をしていただきましたが、私は少し農業の関係でこれから先の、農地の加速化事業というのが今出てきておりますが、新しい農業に関する担い手、農業政策というのが変わってきています。まず、4つの改革というのがありますが、まず1つは農地の中間管理機構の創設というのがあります。2つ目には経営所得安定の対策の見直し、3つ目には水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設という形で今でてきております。

今、私たち農家の方たちが御存じと思いますが、平成26年度、去年からですけれども、その前は米の直接支払の交付金というのが1万5千円あったのですね、10アールあたり。今はこの7千500円に下がってきております。これは平成30年から廃止になります。廃止になるということになりますと、今いろいろ問題になっておりますTPPの問題、こうした形で農業政策あたりを根本的に見直していく時期がきているわけです。特にこの小国みたいな中山間地区の中におきましては、山間地区の農地等は非常に厳しいところがあります。鳥獣被害等もあります。そして、また耕作放棄地があって、今農業委員会等でいろんな形でその耕作放棄地の点検をしているわけですが、こういった形で小国町の中においてこの農地の集積事業というのを平成27年度、今年の3月に申請をいたしまして、上田地区のほうが集積事業を一応取り組んでいる

わけです。

これは県と一緒にやってやっているわけですが、これはモデル地区にやっぱりして行って、この上田地区のみならず町がそういった形をしっかりと小国町全部の地区にやっぱりしていくと。していけないと担い手というのがほとんどいなくなるのではないかと思います。5年先、10年先が。そうしたときにはやっぱりいわゆる任意法人をつくるか、あるいはそこには法人化をするという形で新しい国の農政に対する改革に順応していくような形を町と一緒に取り組んでいく必要があるのではないかと思います。その点についてちょっと質問をさせていただきます。町長何かお考えがあればお願いします。

町長（北里耕亮君） 先ほども少し触れましたが、小国町という土地柄の環境的な背景としては中山間地及び山間地というような部分で国や政府が横並びのというか、同じ環境の農地という部分の補助金というかそういう政策をやろうということをしておりますので、その部分については私も一首長として意見を言う立場にあります。それと、県の農業会議というところの役員もしておりますので、国会議員団と話をする機会が多いときに、具体的にそういう話をしております。今現在、議員御意見のあるとおりに上田地域で活動がされております。そこを少しあとでどうしているかという部分を課長から触れていただきたいと思いますが、非常に担い手の部分については大変大事な部分であります。今大規模に請負というか事業体、法人にはなってはいませんが、小国町の中にも周りの方やちょっと離れたところの田んぼをつくったりというか御加勢をするとそういう方々もいますが、その方々も実は少し高齢化に将来はなっていくと。だから、つくる方を増やさなければならないと。

ある町においては、そういう法人化に町も積極的に加わる場合もあるし、農協が加わる場合もいろんなパターンもありますが、小国町としてもぜひそのあたりは力を入れてやるべきだろうという思いはしております。農業の担い手ということで作り手、このあたりは大事であります。それともう一つはどこをつくってどこを放棄と言うといけないけれども、今耕作放棄地になっているところを非農地化する。線引きをして、今つくっているところを次の放棄地にならないような施策を打っていかないといけないのではないかと思います。上田の例は非常にいい活動しておりますので、少し触れさせていただきたいと思います。

産業課長（澁谷洋典君） 議員の言われますように農家戸数の減少、高齢化、農業後継者と担い手の不足というのは、本当に深刻な問題であります。農業どうのこうのというよりも農村自体の崩壊にもつながりかねないというような危機感を持っております。その中で農地をどのように有効利用しながら維持管理していくのか検討していく必要があるのではないかと思います。今議員が言われましたように、今年度上田3、4、5部地区をモデル地区といたしまして、熊本県が行います農地集積加速化事業という事業に取り組んでおります。この中で交付金等を活用しながら地域独自の組織や農地利用の体制づくりについて話し合いを幾度も行っております。来年度以降

は集落営農組織はもとより、農地の集積計画、機械利用の合理化、強いては農業生産法人にいたるまで幅広く検討を行い、小国町のモデル的な地区になればと考えております。

この事業も一応熊本県の事業としては平成27年度で終わりますけれども、もし、このモデル地区が今後の小国町の目指す農業の在り方に本当のモデル地区となりえるような体制ができれば、まだこれは町長にもお願いはしておりませんが、事業がなくなってもソフト事業でもありますし、町単独でも取り組んでいくべき事業ではないかと考えております。

以上です。

町長（北里耕亮君） ただいま上田の制度的なお話と今取組を発言させていただきました。それで課長も言いましたように、この部分について町もしっかり推進をしていきたいという考えが今の段階でもあります。というのも、この山間地でやはり大規模な法人化とか大規模な部分というのはやっぱりなかなか難しいし、先ほど言いました中間管理機構がこの山々の条件が厳しいところが引き受けて、そして作らせるというようなことが実際できるかなという部分も心配をしております。

まず、中間管理機構の役員の方と話をする機会もありますが、まずは私たちも国の命題とか政府の考えで阿蘇や菊池や大津のこの平野部からと発言をされますので、条件が厳しいところはやはりあとという部分もありますので、それではいけないということでしっかり要望はしますが、管理機構を待つのではなくて、町独自でやはりそういう集落を守るような組織を、そしてよそ様の田んぼも高齢化によってつくり得ないところも、ある人がつくりに行くという部分が非常に大事になるかなとそういう思いをしております。

以上です。

10番（時松昭弘君） 今確かに厳しいような状況がありますが、阿蘇郡内の農事組合の法人がこの前までいくつかできました。阿蘇市の黒流、ここは96ヘクタールですね。草部地区が13ヘクタール、南阿蘇久木野が25ヘクタール、産山の山吹水源の近くですけども、このあたりが7ヘクタールという形で農業法人ができております。また、熊本県下でも町がやっているのが嘉島町あたりや城南の杉上地区というところがありますが、このあたりもいろんな形で取り組んできております。これはまた平坦地の部分ですから、面積が嘉島の場合は480ヘクタールという形でヘクタール数が非常に多いわけですが、やはり小国町の中でも上田地区のみならず中山間地が小国町の中でも全地区にあるわけです。そうした中において、これをぜひとも進めていただいて、そしてこれを進めていくためには、今の産業課の方たちが大変御苦勞をさせていただいておりますけれども、これに対するやっぱり要員が産業課あたりでは非常に少ないのではないかと思います。

できれば、これは人事権ですから、町長が人事権を持っていますからこれはそのあたりを検討していただいて、課長と相談して要員配置あたりをしていただくとこういったものもスムーズに

進んでいくのではないかと思います。そのあたりをちょっとお伺いしたいと思いますが。

町長（北里耕亮君） はい。なかなか言いにくい話で、先ほど経常収支比率の話があり、義務的経費の話もあった中で、その部分よりかは業務がはるかに増えていっております。定数の話と業務の話と非常に大事な部分であります。個別にいくと今の産業課の部分でもそのほかの課も大なり小なりいろんな人員不足という部分がありますが、できるだけまた担当課長や総務課長と協議をしながら、御意見は御意見として一つの意見としてお聞きはしますが、なかなかそれを御意見があったからすぐ増やすとかいう部分ではないかなと思っておりますが、ただ、本当に様々地方創生があり、業務は増えて人員と退職の方もいらっしゃるし現状を維持するのに新規の採用はしますけれども、思い切った増員というのもできない状況であります。限られた人員の中、限られた部分でいかに最大限業務を推進していくかというのは、また頑張っていきたいと思っております。

10番（時松昭弘君） では、最後に今農地の集積等につきまして、しっかり上田地区をまずモデル地区にさせていただくと、そして二つ目には将来的に向けて小国町の農業の在り方、そして担い手の在り方をしっかり考えていただきたいと思っております。そしてまた農業だけに限らず、やっぱり農林業を含めた形で担い手をつくるということが、今後大変重要であると考えます。そういった形でそういった要望をいたしまして、質問を終わります。何か答弁がございましたらよろしくお願いたします。

町長（北里耕亮君） 冒頭、集落の維持をすることが中山間地であるこの小国町が維持されていくものでもあると思っております。地方創生もやっぱり事柄は中にいる人だと思っております。人がやはり幸せに暮らして、十分安全な幸福な生活ができていくことが大事であると。その人が住めるにはやっぱり集落があって、きちんとその集落が非常に田畑を維持して、山間も維持して、この自然環境も維持されるというふうにつながっていくかと思っております。そのためにそれを維持する例えば山林の作業者であったり、山々を見守る方、そして田畑を維持するために農業の担い手であったり、そういった部分は町としても非常に大事であるという認識はしておりますし、今後またこの部分について先ほどの方からの質問もそうですが町としてやっぱりどう考えるか、各団体はそれぞれいらっしゃるのですが、町としてしっかり考えていきたいと思っております。

10番（時松昭弘君） ではこれで質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） 予定をしておりました5人の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「閉会中の継続審査の件」についてを議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教福祉常任委員長並びに産業常任委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務文教福祉常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の

所管事務調査について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続審査の申出がありません。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

したがって委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

それではお諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じ、これをもって平成27年第4回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午後1時55分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（11番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

2番 大塚英博君

11番 松本明雄君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を12月8日から12月15日までの8日間とする。

1.	議案第 55 号	小国町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について 平成 27 年 12 月 8 日 原案可決
1.	議案第 56 号	小国町税条例の一部を改正する条例について 平成 27 年 12 月 8 日 原案可決
1.	議案第 57 号	小国町地熱資源の適正活用に関する条例について 平成 27 年 12 月 8 日 原案可決
1.	議案第 58 号	小国町商工業振興対策設備資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例について 平成 27 年 12 月 8 日 原案可決
1.	議案第 59 号	小国町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について 平成 27 年 12 月 8 日 原案可決
1.	議案第 60 号	損害賠償の額を定める件について 平成 27 年 12 月 8 日 原案可決
1.	議案第 61 号	平成 27 年度小国町一般会計補正予算（第 7 号）について 平成 27 年 12 月 8 日 原案可決
1.	議案第 62 号	平成 27 年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について 平成 27 年 12 月 8 日 原案可決
1.	議案第 63 号	平成 27 年度小国町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について 平成 27 年 12 月 8 日 原案可決
1.	同意第 5 号	小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について 平成 27 年 12 月 8 日 同 意
1.	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 平成 28 年 3 月 7 日 適 任
1.	発議第 4 号	子ども医療費の県費助成の拡充を要望する決議について 平成 28 年 3 月 7 日 原案可決

《議案外》

平成27年12月 8日

1. 議員派遣報告

平成27年12月14日

1. 閉会中の継続審査の件
議会運営委員会
総務文教福祉常任委員会
産業常任委員会
広報特別委員会 に付託

《行政報告》

平成27年12月 8日

1. 蓬萊保育園の休園について
1. 平成28年成人式について
1. 平成28年出初式について
1. 新規採用職員、退職職員について
1. 南北小国町の協議について

《一般質問》

(1日目)

1.	坂本善三美術館について	P 1～ 6
1.	熊本県の高校の再編問題について	P 6～ 9
1.	粗大ごみの回収について	P 9～12
1.	有害鳥獣の防除について	P12～15
1.	公園問題について	P15～17
1.	ペレットストーブの普及について	P17～18
1.	マイナンバー制度の周知について	P18～22
1.	民生委員・児童委員の取り組みについて	P22～24
1.	道徳教育について	P24～26
1.	小国中学校の寄宿舎について	P26～27
1.	マイナンバー制度の普及について	P27～31
1.	観光情報の発信について	P31～32
1.	大観峰トンネルについて	P32～35
1.	災害対策について	P35～44
1.	男女共同参画の推進について	P45～46

(2 日目)

1.	学校関連施設について	P 1～ 2
1.	公務員について	P 2～ 3
1.	町の財政について	P 3～ 5
1.	ふるさと納税について	P 5～ 7
1.	地方再生について	P 7～ 7
1.	小国公立病院の現状について	P 8～ 9
1.	農業委員会委員の選任について	P 9～10
1.	浄化槽設置について	P10～13
1.	今後の公共施設計画について	P13～17
1.	高齢者のサポート体制について	P17～18
1.	手づくりの館の設備管理について	P18～19
1.	今後の農林業対策について	P19～22
1.	平成 28 年度の新規事業及び補助金について	P22～31
1.	平成 28 年度予算について	P31～36
1.	人口減少と今後の農林業の担い手について	P36～39
1.	農地の集積について	P39～39

小国町議会会議録
平成27年第4回定例会

平成27年12月発行

発行人 小国町議会議長 渡邊 誠 次

編集人 小国町議会議務局長 小田 宣 義

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会議務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119